

若狭町地域防災計画

(一般・地震災害対策計画)

資料編

若狭町防災会議

資料編目次

1 被害想定関係

資料1-1	気象庁震度階級	-----	資-1
資料1-2	津波高と被害程度	-----	資-6

2 都市基盤施設・土地利用関係

資料2-1	主な公園等一覧表	-----	資-7
資料2-2	道路一覧表	-----	資-7
資料2-3	河川一覧表	-----	資-8
資料2-4	水位観測所一覧表	-----	資-9
資料2-5	雨量観測所一覧表	-----	資-9
資料2-6	国・県管理河川重要水防箇所一覧表	-----	資-9
資料2-7	ため池一覧表	-----	資-10
資料2-8	農業関係一覧表	-----	資-11
資料2-9	保安林一覧表	-----	資-11
資料2-10	要配慮者利用施設一覧表	-----	資-11

3 災害危険箇所関係

資料3-1	砂防指定河川(砂防指定地)一覧表	-----	資-13
資料3-2	海岸保全区域一覧表	-----	資-19
資料3-3	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	-----	資-20
資料3-4	なだれ危険箇所一覧表	-----	資-21
資料3-5	山腹崩壊危険地区一覧表	-----	資-25
資料3-6	土石流危険溪流一覧	-----	資-26
資料3-7	崩壊土砂流出危険地区一覧表	-----	資-33
資料3-8	地すべり防止区域一覧表	-----	資-34
資料3-9	地すべり危険箇所一覧表	-----	資-34
資料3-10	孤立予想地区一覧表	-----	資-34
資料3-11	土砂災害警戒区域一覧表	-----	資-35

4 危険物関係

資料4-1	危険物施設数一覧表	-----	資-50
資料4-2	危険物の種別危険性	-----	資-50
資料4-3	LPガス販売業者(取扱所)一覧表	-----	資-51
資料4-4	石油類販売業者	-----	資-51

5	消防・水防・警察関係	
資料5-1	消防力の現況	資-52
資料5-2	消防水利の現況	資-52
資料5-3	防災倉庫等の状況	資-53
資料5-4	主な防災資機材の備蓄状況	資-53
6	上下水道関係	
資料6-1	水道事業の概要	資-55
資料6-2	下水道事業の概要	資-55
7	情報収集・伝達関係	
資料7-1	防災関連機関連絡先一覧表	資-56
資料7-2	被害認定統一基準	資-59
資料7-3	地震・津波情報の広報文例	資-61
8	応援要請関係	
資料8-1	県防災ヘリコプター応援要請書の様式	資-63
資料8-2	福井県広域消防相互応援協定書	資-64
資料8-3	福井県・市町災害時相互応援協定	資-66
資料8-4	災害時における相互応援協定（吹田市）	資-69
資料8-5	災害時の相互応援に関する協定書（高島市）	資-71
資料8-6	応援要請の様式	資-74
資料8-7	若狭町災害時生活必需物資供給協力協定実施要綱	資-76
資料8-8	若狭町災害時要援護者福祉避難所整備事業実施要綱	資-80
資料8-9	災害関連協定締結先一覧表	資-86
9	緊急物資関係	
資料9-1	米穀等の配給経路	資-87
資料9-2	米穀備蓄倉庫一覧	資-87
10	医療関係	
資料10-1	町内医療関係機関一覧表	資-88
資料10-2	救急医療機関一覧表	資-88
資料10-3	感染症指定医療機関一覧表	資-88
資料10-4	DMATの現況	資-88
11	緊急輸送関係	
資料11-1	町車両保有台数一覧表	資-89
資料11-2	車両（トラック・バス）の借上先一覧表	資-89
資料11-3	船舶借上先一覧表	資-90

資料 11-4	ヘリポート適地一覧表	資-90
資料 11-5	緊急通行車両以外の車両通行禁止標示	資-91
12 保健衛生・遺体の処理等・廃棄物の処理関係		
資料 12-1	火葬場一覧表	資-92
資料 12-2	廃棄物等処理施設一覧表	資-92
資料 12-3	ごみ収集車両及び従業員数一覧表	資-92
13 避難関係		
資料 13-1	指定避難所および指定緊急避難場所一覧表	資-93
資料 13-2	集落センター等一覧表	資-96
資料 13-3	若狭町避難所運営マニュアル	資-100
資料 13-4	避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル	資-103
資料 13-5	若狭町災害時要支援者避難支援計画	資-117
資料 13-6	若狭町災害時要支援者支援制度実施要綱	資-131
14 法律・条例等関係		
資料 14-1	若狭町防災会議条例	資-135
資料 14-2	若狭町災害対策本部条例	資-137
資料 14-3	若狭町水防協議会条例	資-138
資料 14-4	若狭町総合災害補償規程	資-139
資料 14-5	若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例	資-141
資料 14-6	若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-144
資料 14-7	り災証明関係様式	資-147
資料 14-8	災害救助法の適用基準	資-151
資料 14-9	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資-152
15 災害報告について		
資料 15-1	県への報告	資-158

資料 1-1 気象庁震度階級

1. 気象庁震度階級関連解説

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建築物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずかに	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的には表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人の揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が倒れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛びこえることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地振動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建築の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面から泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によって天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般のコンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい状態となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

※出典：気象庁 HP「気象庁震度階級関連解説表」

津波高と被害程度

津波波高 (m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊		全面破壊			
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				全面破壊	
漁船		被害発生	被害率 50%	被害率 100%		
防潮林	被害軽微 津波軽減	漂流物阻止		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果	
養殖筏	被害発生					
音			前面が砕けた波による連続音 (海鳴り、暴風雨の音)			
				浜で巻いて砕けた波による大音響 (雷鳴の音。遠方では認識されない)		
					崖に衝突する大音響 (遠雷、発破の音。かなり遠くまで聞こえる)	

※津波波高 (m) は、船舶、養殖筏など海上にあるものに対しては概ね海岸線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっています。

※上表は津波の高さと被害の関係の一応の目安を示したもので、それぞれの沿岸の状況によっては、同じ津波の高さでも被害の状況が大きく異なることがあります。

※津波による音の発生については、周期5分～10分程度の近地津波に対してのみ適用可能です。

※出典：気象庁 HP「津波について」

資料 2-1 主な公園等一覧表

(令和3年10月現在)

公園名	所在地	連絡先
レインボーライン山頂公園	気山18-2-2	0770-45-2678
縄文ロマンパーク	鳥浜122-12-1	0770-45-2270
三方自然休養村農村広場	中央1-4	0770-62-2731
若狭さとうみパーク	北前川26-10	//
市姫グラウンド	市場8-3-5	//
市姫テニスコート	市場9-9-3	//
朝霧テニスコート	大鳥羽50-60	//
若狭テクノパーク	若狭テクノバレー2-7-1	//
若狭瓜割名水公園	天徳寺37-1-3	0770-62-0186

※出典：若狭町 HP「教育・文化・スポーツ」など

資料 2-2 道路一覧表

(令和3年10月現在)

種別	路線番号	路線名	実延長	舗装		橋りょう	
				延長	率	箇所数	延長
国道 (国管理)	27	国道 27 号	22,116	22,116	100.0	42	379
		小計	22,116	22,116	100.0	42	379
国道 (県管理)	162	国道 162 号	14,424	10,231	70.9	14	130
	303	国道 303 号	5,699	5,699	100.0	11	53
		小計	20,123	15,930	—	25	183
県道	22	上中田烏線	11,793	11,237	95.3	17	717
	24	小浜上中線	8,629	6,531	75.7	3	229
	130	河内熊川線	4,803	4,803	100.0	15	730
	144	三方停車場線	92	92	100.0	0	0
	145	十村停車場線	781	781	100.0	1	15
	216	常神三方線	24,981	19,558	78.3	10	133
	217	海土坂鳥浜線	6,835	3,946	57.7	2	8
	218	新道安賀里線	4,491	4,491	100.0	5	72
	219	木保平野線	1,001	954	95.3	5	231
	244	三方五湖公園線	2,602	2,602	100.0	3	59
	246	杉山兼田線	4,499	3,856	85.7	4	28
	小計	70,507	58,851	—	65	2,222	
町道	—	1 級	47,942	47,112	98.3	46	806
	—	2 級	34,641	33,682	97.2	39	508
	—	その他	395,831	302,865	76.5	387	2,897
		小計	478,414	383,659	—	472	4,211
	合計		591,160	480,556	—	604	6,995

※出典：国道および町道…道路現況表（令和2年4月1日現在）（福井県土木部道路保全課）

町道…道路台帳（令和2年度更新）（町建設水道課）

資料2-3 河川一覧表

(令和3年10月現在)

種 別	河川名	区 間	延 長	指定年月日	備 考
1 級	北 川	瓜生大井根～野木川合流(右岸) // ～七屋井根 (左岸)	9.60 km	S46. 3.20	国土交通省管轄
//	北 川	滋賀県境～瓜生大井根	3.21 km	//	県 管 轄
//	野 木 川	小浜市大谷～北川への合流点	5.08 km	//	//
//	中 川	若狭町兼田～北川への合流点	3.10 km	//	//
//	杉 山 川	若狭町杉山～北川への合流点	3.53 km	//	//
//	鳥 羽 川	若狭町海土坂～北川への合流点	9.21 km	//	//
//	安賀里川	若狭町末野～鳥羽川への合流点	5.20 km	//	//
//	河 内 川	若狭町河内～北川への合流点	6.40 km	//	//
2 級	高瀬川		1.73 km		
//	鱒 川		9.80 km		
//	三方湖		10.30 km		
//	水月湖		10.80 km		
//	菅 湖		4.40 km		
//	久々子湖		7.70 km		
//	浦見川		0.65 km		
準 用	雲天川		1.60 km		
//	田井野川		1.30 km		
//	今古川		3.40 km		
//	泥 川		1.00 km		
//	江跨川		1.80 km		
//	高瀬川		1.87 km		
//	鶴田川		0.90 km		
//	江の川		0.50 km		
//	黒田川		4.40 km		
//	湯波川		0.60 km		
//	長岩谷川		1.30 km		
//	上野川		2.30 km		
//	宇波西川		3.80 km		
//	別所川		3.40 km		
//	山古川		3.20 km		
//	観音川		2.10 km		
//	串小川		4.60 km		
//	大谷川		3.00 km		
//	八幡川		4.30 km		
//	白屋川		3.80 km		

※出典：町建設水道課に確認

資料 2-4 水位観測所一覧表

(令和3年10月現在)

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	管理者
北川	新道	若狭町新道	—	—	—	—	国
//	天徳寺	// 堤	—	—	—	—	国交省
//	高塚	小浜市高塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	国交省
はす川	鳥浜	若狭町鳥浜	1.00m	1.20m	1.60m	2.00m	敦賀土木
三方湖	三方湖	若狭町田井	0.70m	1.00m	—	1.30m	県

【参考】危機管理型水位計（一定水位を超えた場合のみ観測）

河川名	観測所名	所在地	観測開始 水位	危険水位	管理者
はす川	井崎橋	若狭町	0.95m	1.60m	敦賀土木
鳥羽川	朝霧	//	2.09m	3.90m	小浜土木

※出典：福井県 HP「福井県 河川・砂防総合情報」

資料 2-5 雨量観測所一覧表

(令和3年10月現在)

観測所名	所在地	観測方法	緯度	経度	管理者
岩屋	井崎 61-1-1	無線テレ	35 31 08	135 53 48	敦賀土木
観音	三方 22-1	無線テレ	35 33 44	135 55 03	敦賀土木
世久見	世久見 50-21	無線テレ	35 34 05	135 51 25	敦賀土木
熊川	新道 57-1	自記テレ	35 26 55	135 53 50	福井河川国道事務所
市場	市場 20-18	無線テレ	35 27 43	135 51 27	小浜土木
大鳥羽	大鳥羽 25-48-2	自記テレ	35 30 11	135 52 00	福井河川国道事務所
河内川ダム	熊川 71-4-1	有線テレ	35 25 59	135 53 40	河内川・大津呂ダム統管

※出典：福井県地域防災計画資料編「気象等観測関係」

資料 2-6 国・県管理河川重要水防箇所一覧表

(令和3年10月現在)

所管	河川名	延長	区域	摘要等
国	北川	1カ所	神谷	工作物（日笠大井根頭首工取水樋管）
		1カ所	飯屋	工作物（三宅頭首工樋管）
		1カ所	兼田	工作物（武生樋門）
		198m	下吉田～下吉田	越水（溢水）
		1カ所	関	工作物（関第3排水樋管）
県	久々子湖	4,000m	美浜町早瀬～大藪、若狭町気山	堤防高
	水月湖	1,600m	気山、海山	堤防高
	菅湖	1,400m	気山	堤防高
	三方湖	7,400m	生倉、鳥浜～田井	堤防高
	野木川	1,175m	小浜市太良庄～若狭町下野木	堤防高、工事施行

※出典：福井県地域防災計画資料編「災害危険箇所関係」等

[資料編]

資料 2-7 ため池一覧表

(令和3年10月現在)

No	名 称	所 在 地	管 理 主 体	管 理 者	貯 水 量 (m ³)	堤 高 (m)
1	長江溜池	若狭町長 江	長江集落	区 長	2,100	7.1
2	神谷溜池	// 神 谷	神谷集落	区 長	4,000	6.5
3	鳥羽第一貯水池	// 山 内	若狭鳥羽土地改良区	理 事 長	8,650	最大水深 2.9
4	鳥羽第二貯水池	// 三 田	若狭鳥羽土地改良区	理 事 長	8,530	最大水深 3.0
5	黒田貯水池	// 上黒田	若狭鳥羽土地改良区	理 事 長	1,260	最大水深 3.0
6	杉山貯水池	// 杉 山	上中土地改良区	理 事 長	160,000	8.0
7	鳥羽第三貯水池	// 麻生野	若狭鳥羽土地改良区	理 事 長	30,000	5.0
8	海土坂配水池	// 海土坂	若狭鳥羽土地改良区	理 事 長	6,350	3.5
9	白屋堤	// 白 屋	集 落	区 長	24,900	4.0
10	成願寺堤	// 成願寺	集 落	区 長	10,250	5.3
11	能登野第1号堤	// 能登野	集 落	区 長	32,570	6.9
12	能登野第2号堤	// 能登野	集 落	区 長	31,680	6.0
13	横 渡 堤	// 横 渡	集 落	区 長	2,686	5.0
14	野々間堤	// 南前川	集 落	区 長	1,640	4.0
15	南前川堤	// 南前川	集 落	区 長	2,520	5.0
16	気山新堤	// 気 山	集 落	市 総 代	6,640	5.0
17	気山旧堤	// 気 山	集 落	市 総 代	8,300	5.0
18	中 村 堤	// 気 山	集 落	寺谷総代	600	3.0

※貯水量および堤高は平成22年4月1日現在の数値

※出典：町農林水産課に確認

資料 2-8 農業関係一覧表

(令和3年10月調べ)

耕地面積		作付延面積		農家戸数	
区分	面積	区分	面積	区分	戸数
田耕地	1,710ha	水稲	1378.7ha	農業組合法人	13
本地	1,640ha	麦類	63.1ha	会社	19
畑耕地	372ha	豆類	3.6ha	農協	1
田畑計	2,080ha	果樹	77.2ha	地方公共団体等	1
水田率	82.2%	野菜	59.5ha	個人経営体	487
		そば	25.2ha	その他	4
		計	1607.3ha	計	525

※出典：耕地面積…北陸農林水産統計年報（R元～R2）

作付延面積…町農林水産課に確認

農家戸数…2020農林業センサス確報値

資料 2-9 保安林一覧表

(令和2年3月31日現在)

区分	水源 かん養	土砂流失 防備	土砂崩壊 防備	雪崩防止	魚つき	保健 保安林	風致	計
面積 (ha)	4,038	97	33	9	134	285	0	4,596

※出典：令和元年度福井県林業統計書

資料 2-10 要配慮者利用施設一覧表

(令和3年10月現在)

洪水浸水想定区域内に位置する施設（11施設）

該当河川	施設名	所在地	連絡先	施設区分
北川	熊川小学校	熊川 43-25	62-0206	小学校
//	上中児童クラブ	//	//	児童福祉
//	小規模多機能ホームほたる熊川宿	熊川 43-37	62-2123	高齢者福祉
//	瓜生小学校	脇袋 7-17	62-0508	小学校
//	嶺南こころの病院	市場 24-18-1	62-1131	医療
//	野木小学校	武生 15-7-1	57-1300	小学校
//	ののほな保育園	玉置 50-1	57-1488	児童福祉
鱒川	みそみ小学校	上野 5-6-1	45-0710	小学校
//	リリ・オキュペ	井崎 47-2-1	45-3311	高齢者福祉
//	いずみ事業所	井崎 40-80	45-2837	//
鳥羽川	ケアホームおおとば寮	大鳥羽 16-50	64-1600	障がい者福祉

※洪水浸水想定区域は想定最大規模の区域

※出典：町環境安全課に確認

[資料編]

土砂災害警戒区域等内に位置する施設（30施設）

地区	該当区分	施設名	所在地	連絡先	施設区分
三方	Y/土×2	三方中学校	北前川 48-10	45-0059	中学校
〃	Y/土	加藤医院	鳥浜 25-75	45-0048	医療
〃	〃	ナーシングホームよすが	鳥浜 28-54-2	47-6884	高齢者福祉
〃	〃	きらやま茶屋	三方 39-5-3	45-1661	障がい者福祉
〃	〃	三方小学校	三方 50-9	45-0019	小学校
〃	〃	レイクヒルズ美方病院	気山 315-1-9	45-1131	医療
西田	R/土、急	小規模多機能ホームみさき	神子 13-3-2	47-1027	高齢者福祉
鳥羽	Y/土、急	ケアホームおおとば寮	大鳥羽 16-50	64-1600	障がい者福祉
〃	R/急	鳥羽小学校	三田 26-3-1	64-1200	小学校
瓜生	Y/土、急	ナイスプラザ若狭	下夕中 11-27-1	62-2550	高齢者福祉
〃	〃	つぐみ福祉会若狭事業所	〃	〃	障がい者福祉
〃	Y、R/土、急	わかさ寮	〃（山側）	〃	〃
〃	Y/土×2	住宅型有料老人ホームわらく	有田 11-20-10	64-1030	高齢者福祉
〃	〃	デイサービスセンターわらく	〃	〃	〃
〃	Y/急	瓜生小学校	脇袋 7-17	62-0508	小学校
〃	Y/土、急	わかば保育園	瓜生 37-1	62-1411	児童福祉
〃	〃	若狭町子育て支援センター	〃	〃	〃
熊川	Y/土×5、急	熊川小学校	熊川 43-25-1	62-0206	小学校
〃	〃	上中児童クラブ	〃	〃	児童福祉
〃	Y/土	小規模多機能ホームほたる熊川宿	熊川 43-37	62-2123	高齢者福祉
三宅	〃	山本子ども診療所	市場 14-3-1	62-0138	医療
〃	〃	パレオ若狭児童館	市場 18-18	62-2704	児童福祉
〃	Y/土×2	上中診療所	市場 19-5	62-1188	医療
〃	Y/土	嶺南こころの病院	市場 24-18-1	62-1131	〃
〃	Y/土×2	三宅保育所	井ノ口 29-27-1	62-1461	児童福祉
〃	〃	千葉医院	井ノ口 29-28-1	62-2000	医療
〃	Y/土	老人ホーム松寿苑	井ノ口 32-6-1	62-0100	高齢者福祉
〃	Y/土、地、急	上中中学校	井ノ口 55-5-1	62-0015	中学校
野木	Y/急	野木小学校	武生 15-7-1	57-1300	小学校
〃	R/急	ののほな保育園	玉置 50-1	57-1488	児童福祉

※該当区分…Yは警戒区域（イエロー）、Rは特別警戒区域（レッド）、土は土石流、急は急傾斜、地は地すべり

※出典：町環境安全課に確認

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表（1）

（令和3年10月調べ）

番号	水系級数	河川名			所在地			告示番号	告示年月日	面積
		水系名	河川名	溪流名	群市名	町村名	字名			
1	2	早瀬川	高瀬川	高瀬川	三方郡	三方町	向笠	建 1258	S30. 11. 7	2. 88
2	2	早瀬川	八幡川	八幡川	三方郡	三方町	能登野	建 720	S31. 4. 16	9. 94
3	2	早瀬川	宇波西川	宇波西川	三方郡	三方町	気山	建 75	S33. 1. 18	14. 68
4	2	早瀬川	宇波西川	宇波西川	三方郡	三方町	〃	建 2028	S34. 10. 23	6. 25
	2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	国 954	H27. 8. 21	△1. 65
	2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	国 953	H27. 8. 21	0. 54
5	2	早瀬川	別所川	別所川	三方郡	三方町	田井	建 2028	S34. 10. 23	10. 25
6	2	早瀬川	今古川	今古川	三方郡	三方町	北前川	建 2028	S34. 10. 23	17. 85
7	2	早瀬川	高瀬川	高瀬川	三方郡	三方町	向笠	建 2028	S34. 10. 23	9. 73
8	2	早瀬川	串小川	串小川	三方郡	三方町	相田	建 2028	S34. 10. 23	17. 01
9	2	早瀬川	八幡川	八幡川	三方郡	三方町	能登野	建 2028	S34. 10. 23	20. 06
10	2	早瀬川	宇波西川	宇波西川	三方郡	三方町	気山	建 1065	S35. 6. 3	6. 31
11	2	早瀬川	観音川	観音川	三方郡	三方町	三方	建 1065	S35. 6. 3	5. 92
12	2	早瀬川	今古川	今古川	三方郡	三方町	北前川	建 1065	S35. 6. 3	4. 15
13	2	早瀬川	大谷川	大谷川	三方郡	三方町	相田	建 1065	S35. 6. 3	3. 87
14	2	早瀬川	白屋川	白屋川	三方郡	三方町	白屋	建 1065	S35. 6. 3	17. 25
15	3	その他		大口川	三方郡	三方町	倉見	建 2378	S36. 10. 26	6. 78
16	2	早瀬川	はず川	はず川	三方郡	三方町	倉見	建 2378	S36. 10. 26	14. 39
	2	早瀬川	はず川	滝の方谷川	三方郡	三方町	〃			0. 00
17	2	早瀬川	山古川	山古川	三方郡	三方町	鳥浜	建 3170	S37. 12. 22	8. 85
18	2	早瀬川	黒田川	黒田川	三方郡	三方町	田上	建 3170	S37. 12. 22	19. 69
19	2	早瀬川	曇天川	曇天川	三方郡	三方町	田井	建 1869	S39. 7. 28	4. 79
20	2	早瀬川	はず川	佐古川	三方郡	三方町	佐古	建 1869	S39. 7. 28	8. 05
21	2	早瀬川	黒田川	岩屋川	三方郡	三方町	岩屋	建 1869	S39. 7. 28	5. 13
22	2	早瀬川	三方湖	中山川	三方郡	三方町	気山	建 3121	S41. 9. 9	9. 09
	2	早瀬川	中山川	古川	三方郡	三方町	〃			
	2	早瀬川	宇波西川	上野川	三方郡	三方町	〃			
23	2	早瀬川	三方湖	破風川	三方郡	三方町	田井	建 3121	S41. 9. 9	5. 34
24	2	早瀬川	別所川	山寺川	三方郡	三方町	〃	建 3121	S41. 9. 9	2. 67
25	3	その他		大川	三方郡	三方町	世久見	建 3121	S41. 9. 9	2. 43
26	3	その他		堀川	三方郡	三方町	小川	建 3895	S42. 11. 21	2. 77
	3	その他		堀支川	三方郡	三方町	〃			
27	3	その他		白滝川	三方郡	三方町	遊子	建 3895	S42. 11. 21	8. 23
28	2	早瀬川	水月湖	五十八川	三方郡	三方町	海山	建 3895	S42. 11. 21	2. 07
29	3	その他		湊川	三方郡	三方町	世久見	建 3895	S42. 11. 21	2. 68
30	2	早瀬川	はず川	大羽日川	三方郡	三方町	成願寺	建 1056	S46. 6. 24	3. 87
	2	早瀬川	〃	大羽日支川	三方郡	三方町	〃			

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表（2）

番号	水系級数	河川名			所在地			告示番号	告示年月日	面積
		水系名	河川名	溪流名	群市名	町村名	字名			
31	2	早瀬川	白屋川	大石谷川	三方郡	三方町	倉見	建 2050	S46. 12. 17	4. 58
32	2	早瀬川	山古川	馬茶ヶ谷川	三方郡	三方町	三方	建 2188	S47. 12. 27	4. 98
33	2	早瀬川	山古川	清水川	三方郡	三方町	〃	建 2188	S47. 12. 27	4. 33
	2	早瀬川	山古川	清水川	三方郡	三方町	〃	国 177	H29. 3. 14	1. 64
34	2	早瀬川	別所川	田立川	三方郡	三方町	田井	建 395	S48. 3. 2	6. 54
35	2	早瀬川	黒田川	田上川	三方郡	三方町	田上	建 84	S49. 1. 25	2. 96
36	2	早瀬川	田井野川	田井野川	三方郡	三方町	田井	建 336	S52. 3. 16	6. 05
37	3	その他		庵の上川	三方郡	三方町	小川	建 1355	S53. 8. 14	1. 45
38	2	早瀬川	はず川	西川	三方郡	三方町	佐古	建 691	S55. 3. 29	1. 82
39	2	早瀬川	山古川	山古川	三方郡	三方町	三方	建 691	S55. 3. 29	10. 45
40	2	早瀬川	黒田川	田上川	三方郡	三方町	田上	建 95	S60. 1. 24	0. 21
41	2	早瀬川	観音川	観音川	三方郡	三方町	三方	建 2188	S61. 9. 26	0. 35
42	3	その他		久保谷川	三方郡	三方町	遊子	建 2188	S62. 3. 16	0. 29
43	2	早瀬川	高瀬川	不思山川	三方郡	三方町	向笠	建 2188	S62. 3. 16	0. 46
44	2	早瀬川	三方湖	中山川	三方郡	三方町	気山	建 1808	S63. 8. 25	1. 05
45	2	早瀬川	串小川	串小川	三方郡	三方町	藤井	建 1808	S63. 8. 25	1. 67
46	2	早瀬川	黒田川	田上川	三方郡	三方町	田上	建 1808	S63. 8. 25	0. 08
47	2	早瀬川	高瀬川	高瀬川	三方郡	三方町	向笠	建 241	H1. 2. 15	1. 03
48	2	早瀬川	別所川	無庄川	三方郡	三方町	田井	建 1774	H1. 10. 21	1. 18
49	3	その他		島津川	三方郡	三方町	常神	建 303	H3. 2. 25	1. 14
50	3	その他	久保谷川	久保谷川	三方郡	三方町	遊子	建 828	H4. 3. 25	0. 39
51	2	早瀬川		中山川	三方郡	三方町	生倉	建 942	H5. 3. 25	1. 33
52	2	早瀬川			三方郡	三方町	北前川	建 272	H6. 2. 14	1. 05
53	3	その他			三方郡	三方町	神子	建 272	H6. 2. 14	0. 38
54	3	その他			三方郡	三方町	常神	建 708	H8. 3. 19	0. 34
55	2	早瀬川	山寺川	河内川	三方郡	三方町	田井	建 2387	H12. 12. 18	1. 27
56	2	早瀬川	岩屋川	岩谷川	三方郡	三方町	岩屋	国 117	H14. 3. 1	21. 04
57	2	早瀬川	はず川	黒田川	三方郡	三方町	田上	国 118	H14. 3. 1	0. 41
58	2	早瀬川	中山川	古川	三方郡	三方町	気山	国 119	H14. 3. 1	0. 10
59	2	早瀬川	山古川	山古川	三方郡	三方町	鳥浜	国 117	H15. 1. 10	0. 64
60	2	早瀬川	佐古川	西川	三方郡	三方町	佐古	国 117	H15. 1. 10	3. 93
61	2	早瀬川	はず川	佐古川	三方郡	三方町	佐古	国 117	H15. 1. 10	7. 24
62	2	早瀬川	はず川	八幡川	三方郡	三方町	上野	国 117	H15. 1. 10	0. 55
63	2	早瀬川	田井野川	田井野川	三方郡	三方町	田井	国 117	H15. 1. 10	9. 81
64	2	早瀬川	はず川	大谷川	三方郡	三方町	相田	国 117	H15. 3. 14	11. 33
65	2	早瀬川	串小川	串小川	三方郡	三方町	藤井	国 117	H16. 1. 28	23. 89
66	2	早瀬川	はず川	佐古川	三方郡	三方町	佐古	国 117	H16. 8. 12	0. 28

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表（3）

番号	水系級数	河川名			所在地			告示番号	告示年月日	面積
		水系名	河川名	溪流名	群市名	町村名	字名			
67	3	その他	奥山川	奥山川および奥山川支川	三方上中郡	若狭町	神子	国 505	H19. 4. 25	38. 60
68	2	早瀬川	久々子湖	梅木川	三方上中郡	若狭町・美浜町	気山	国 1200	H19. 9. 18	2. 38
69	2	早瀬川	鱒川	八幡川	三方上中郡	若狭町	能登野	国 1263	H21. 12. 2	0. 07
70	2	早瀬川	三方湖	破風川及び破風川支川	三方上中郡	若狭町	田井	国 791	H22. 7. 29	33. 42
71	2	早瀬川	高瀬川	弁天川	三方上中郡	若狭町	向笠	国 450	H23. 5. 6	13. 05
72	3	その他		堀川及び堀川支川	三方上中郡	若狭町	小川	国 840	H25. 9. 4	43. 60
73	2	早瀬川	水月湖	五十八川	三方上中郡	若狭町	海山	国 406	H26. 3. 31	58. 57
74	2	早瀬川	山古川	美の越川	三方上中郡	若狭町	三方	国 647	H30. 5. 8	0. 47
1	1	北川	安賀里川	安賀里川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 775	S32. 5. 7	15. 79
2	1	北川		日笠川	遠敷郡	上中町	日笠	建 2030	S34. 10. 23	15. 29
3	1	北川	安賀里川	安賀里川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 2030	S34. 10. 23	8. 53
4	1	北川	鳥羽川	海士坂川	遠敷郡	上中町	海士坂	建 1411	S37. 6. 19	54. 13
5	1	北川		新道川	遠敷郡	上中町	新道	建 1411	S37. 6. 19	179. 07
6	1	北川		日笠川	遠敷郡	上中町	日笠	建 2217	S38. 8. 29	3. 81
7	1	北川	杉山川	杉山川	遠敷郡	上中町	杉山	建 2217	S38. 8. 29	12. 94
	1	北川	杉山川	伊屋谷川	遠敷郡	上中町				0. 00
	1	北川	杉山川	甲ヶ谷川	遠敷郡	上中町				0. 00
8	1	北川	鳥羽川	黒田川	遠敷郡	上中町	黒田	建 2217	S38. 8. 29	32. 41
9	1	北川	鳥羽川	麻生野川	遠敷郡	上中町	麻生野	建 2217	S38. 8. 29	11. 23
	1	北川	鳥羽川	欠上川	遠敷郡	上中町				0. 00
10	1	北川	河内川	河内川	遠敷郡	上中町	河内	建 2217	S38. 8. 29	9. 49
	1	北川	河内川	戸真谷川	遠敷郡	上中町				
	1	北川	河内川	釈迦又川	遠敷郡	上中町				
11	1	北川	鳥羽川	三生野川	遠敷郡	上中町	三生野	建 2098	S40. 7. 30	16. 57
	1	北川	鳥羽川	清水谷川	遠敷郡	上中町				
12	1	北川	鳥羽川	遠土地川	遠敷郡	上中町	海士坂	建 3121	S41. 9. 9	8. 14
13	1	北川	鳥羽川	大鳥羽川	遠敷郡	上中町	大鳥羽	建 3121	S41. 9. 9	36. 35
14	1	北川	安賀里川	猪峯川	遠敷郡	上中町	末野	建 808	S44. 3. 31	10. 78
15	1	北川		平井川	遠敷郡	上中町	井ノ口	建 1056	S46. 6. 24	1. 42
16	1	北川		桑原谷川	遠敷郡	上中町	新道	建 1056	S46. 6. 24	3. 03
17	1	北川		小谷川	遠敷郡	上中町	関	建 1056	S46. 6. 24	1. 66
18	1	北川		中ノ谷川	遠敷郡	上中町	三宅	建 1056	S46. 6. 24	5. 51
19	1	北川		下ヶ谷川	遠敷郡	上中町	〃	建 1056	S46. 6. 24	6. 36
20	1	北川		仮屋川	遠敷郡	上中町	仮屋	建 2050	S46. 12. 17	6. 72
21	1	北川	鳥羽川	蛭谷川	遠敷郡	上中町	三生野	建 2050	S46. 12. 17	8. 22
22	1	北川	中川	加福六川	遠敷郡	上中町	加福六	建 2050	S46. 12. 17	4. 56
23	1	北川		奥谷川	遠敷郡	上中町	小原	建 2050	S46. 12. 17	4. 22

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表（4）

番号	水系級数	河川名			所在地			告示番号	告示年月日	面積
		水系名	河川名	溪流名	群市名	町村名	字名			
	1							国 331	H27. 3. 16	△0. 37
24	1	北川		瓜生川	遠敷郡	上中町	瓜生	建 2050	S46. 12. 17	8. 41
	1	北川	〃	杉谷川	遠敷郡	上中町				
	1	北川		足谷	遠敷郡	上中町				
	1							国 284	H31. 3. 5	△0. 07
25	1	北川	〃	清水川	遠敷郡	上中町	三宅	建 2050	S46. 12. 17	13. 53
	1	北川		城ヶ谷川	遠敷郡	上中町				
26	1	北川	鳥羽川	長江谷川	遠敷郡	上中町	長江	建 2188	S47. 12. 17	4. 56
	1	北川	鳥羽川	中ノ谷川	遠敷郡	上中町	〃			
27	1	北川	鳥羽川	南谷川	遠敷郡	上中町	南	建 395	S48. 3. 2	6. 06
	1	北川	鳥羽川	硫黄谷川	遠敷郡	上中町				
	1	北川	鳥羽川	蓬谷川	遠敷郡	上中町				
28	1	北川	中川	武生川	遠敷郡	上中町	武生	建 395	S48. 3. 2	6. 12
29	1	北川	中川	平井川	遠敷郡	上中町	井ノ口	建 395	S48. 3. 2	2. 35
30	1	北川	中川	小屋谷川	遠敷郡	上中町	三宅	建 395	S48. 3. 2	4. 63
31	1	北川	中川	仮屋川	遠敷郡	上中町	仮屋	建 1932	S48. 9. 12	0. 32
32	1	北川	中川	桑原谷川	遠敷郡	上中町	新道	建 1932	S48. 9. 12	0. 07
33	1	北川	中川	天徳寺川	遠敷郡	上中町	天徳寺	建 84	S49. 1. 25	9. 54
	1	北川	中川	法院川	遠敷郡	上中町				
	1	北川	中川	兀ノ谷川	遠敷郡	上中町				
34	1	北川	鳥羽川	宮前川	遠敷郡	上中町	三田	建 84	S49. 1. 25	5. 53
	1	北川	鳥羽川	深谷川	遠敷郡	上中町				
	1	北川	鳥羽川	鈴ヶ獄川	遠敷郡	上中町				
35	1	北川		大谷川	遠敷郡	上中町	関	建 84	S49. 1. 25	4. 54
36	1	北川		西の谷川	遠敷郡	上中町	新道	建 68	S50. 1. 31	1. 93
37	1	北川		平井川	遠敷郡	上中町	井ノ口	建 336	S52. 3. 16	0. 93
38	1	北川	鳥羽川	寺前川	遠敷郡	上中町	三田	建 336	S52. 3. 16	2. 63
39	1	北川	鳥羽川	持田川	遠敷郡	上中町	持田	建 336	S52. 3. 16	2. 68
	1	北川	鳥羽川	南谷川	遠敷郡	上中町				
40	1	北川	鳥羽川	杉山坂川	遠敷郡	上中町	大鳥羽	建 857	S54. 4. 14	3. 14
	1	北川	鳥羽川	中ノ谷川	遠敷郡	上中町				
41	1	北川	鳥羽川	浅久保川	遠敷郡	上中町	大鳥羽	建 691	S55. 3. 29	0. 76
42	1	北川	鳥羽川	板ヶ谷川	遠敷郡	上中町	麻生野	建 691	S55. 3. 29	3. 28
43	1	北川	鳥羽川	宮前川	遠敷郡	上中町	〃	建 691	S55. 3. 29	1. 88
44	1	北川		神道川	遠敷郡	上中町	武生	建 691	S55. 3. 29	1. 39
45	1	北川		一ツ谷川	遠敷郡	上中町	日笠	建 691	S55. 3. 29	1. 18
46	1	北川		古根木谷川	遠敷郡	上中町	熊川	建 691	S55. 3. 29	1. 00

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表（5）

番号	水系級数	河川名			所在地			告示番号	告示年月日	面積
		水系名	河川名	溪流名	群市名	町村名	字名			
47	1	北川		神谷川	遠敷郡	上中町	神谷	建 1061	S56. 5. 21	1. 09
	1	北川		〃	〃	〃	〃	国 175	H29. 3. 14	△0. 21
	1	北川		〃	〃	〃	〃	国 177	H29. 3. 14	11. 52
48	1	北川	野木川	深谷川	遠敷郡	上中町	中野木	建 1061	S56. 5. 21	0. 19
49	1	北川		島の谷川	遠敷郡	上中町	日笠	建 1162	S57. 5. 17	1. 17
50	1	北川	鳥羽川	上太川	遠敷郡	上中町	小原	建 1162	S57. 5. 17	0. 71
51	1	北川	鳥羽川	アナブシ谷川	遠敷郡	上中町	長江	建 1162	S57. 5. 17	0. 81
52	1	北川	安賀里川	上条川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 1162	S57. 5. 17	1. 33
	1	北川	安賀里川	水谷川	遠敷郡	上中町				
53	1	北川	野木川	宮ノ下川	遠敷郡	上中町	中野木	建 95	S60. 1. 24	0. 44
54	1	北川	鳥羽川	中ノ谷川	遠敷郡	上中町	大鳥羽	建 926	S60. 6. 12	0. 05
55	1	北川		小屋谷川	遠敷郡	上中町	三宅	建 1570	S61. 9. 26	0. 53
56	1	北川		猫谷川	遠敷郡	上中町	熊川	建 1570	S61. 9. 26	0. 46
57	1	北川	安賀里川	水谷川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 664	S62. 3. 16	0. 68
58	1	北川	野木川	奄ノ下川	遠敷郡	上中町	中野木	建 1808	S63. 8. 25	0. 58
59	1	北川	鳥羽川	大丸川	遠敷郡	上中町	小原	建 1808	S63. 8. 25	0. 45
60	1	北川	安賀里川	水谷川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 532	H1. 3. 7	0. 51
61	1	北川	鳥羽川	アナブシ谷川	遠敷郡	上中町	長江	建 532	H1. 3. 7	0. 21
62	1	北川	鳥羽川	中ノ谷川	遠敷郡	上中町	大鳥羽	建 532	H1. 3. 7	0. 20
63	1	北川		横枕川	遠敷郡	上中町	関・瓜生	建 1774	H1. 10. 27	0. 44
64	1	北川	鳥羽川	杉山坂川	遠敷郡	上中町	大鳥羽	建 1774	H1. 10. 27	0. 94
65	1	北川		仮屋川	遠敷郡	上中町	仮屋	建 72	H2. 1. 23	0. 39
66	1	北川	杉山川	藤谷川	遠敷郡	上中町	杉山	建 72	H2. 1. 23	0. 65
67	1	北川	鳥羽川	大丸川	遠敷郡	上中町	小原	建 303	H3. 2. 25	4. 25
68	1	北川	中川	薬師川	遠敷郡	上中町	武生	建 828	H4. 3. 25	4. 20
69	1	北川	安賀里川	梅本川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 828	H4. 3. 25	8. 05
70	1	北川		東谷川	遠敷郡	上中町	新道	建 828	H4. 3. 25	4. 08
71	1	北川	鳥羽川	硫黄谷川	遠敷郡	上中町	南	建 942	H5. 3. 25	11. 90
72	1	北川	鳥羽川	鈴尾川	遠敷郡	上中町	持田	建 942	H5. 3. 25	6. 31
73	1	北川	鳥羽川	小畑川	遠敷郡	上中町	脇袋	建 942	H5. 3. 25	10. 00
74	1	北川	安賀里川	梅本川	遠敷郡	上中町	安賀里	建 2111	H5. 11. 8	0. 49
75	1	北川	安賀里川	末野川	遠敷郡	上中町	末野	建 2111	H5. 11. 8	9. 94
76	1	北川		東谷川	遠敷郡	上中町	新道	建 2239	H6. 11. 22	0. 27
77	1	北川		足谷川	遠敷郡	上中町	瓜生	建 2239	H6. 11. 22	17. 28
78	1	北川		小谷川	遠敷郡	上中町	井ノ口	建 2239	H6. 11. 22	5. 13
79	1	北川		横枕川	遠敷郡	上中町	関・瓜生	建 708	H8. 3. 19	0. 16
80	1	北川	鳥羽川	足谷川	遠敷郡	上中町	脇袋	建 708	H8. 3. 19	5. 70

[資料編]

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覽表（6）

番号	水系級数	河川名			所在地			告示番号	告示年月日	面積
		水系名	河川名	溪流名	群市名	町村名	字名			
81	1	北川	鳥羽川	谷田川	遠敷郡	上中町	山内	建 708	H8. 3. 19	5. 49
82	1	北川	安賀里川	末野川	遠敷郡	上中町	末野	建 406	H9. 3. 7	0. 32
83	1	北川		宮ノ谷川	遠敷郡	上中町	熊川	建 2169	H9. 12. 22	4. 26
84	1	北川		殿奥川	遠敷郡	上中町	海士坂	建 663	H11. 3. 17	7. 86
85	1	北川	三生野川	石ヶ谷川	遠敷郡	上中町	三生野	建 2387	H12. 12. 18	21. 48
86	1	北川	鳥羽川	南谷川	遠敷郡	上中町	南	建 2387	H12. 12. 18	9. 87
87	1	北川	北川	大坪谷川	遠敷郡	上中町	日笠	国 117	H14. 3. 1	8. 48
88	1	北川	鳥羽川	辻堂川	遠敷郡	上中町	山内	国 18	H15. 1. 10	4. 80
89	1	北川	鳥羽川	奥谷川	遠敷郡	上中町	小原	国 18	H15. 1. 10	19. 10
90	1	北川	北川	東谷川	遠敷郡	上中町	市場	国 220	H15. 3. 14	8. 08
91	1	北川	鳥羽川	欠上川	遠敷郡	上中町	麻生野	国 143	H17. 2. 3	28. 50
92	1	北川	河内川	長谷川	三方上中郡	若狭町	熊川	国 532	H18. 4. 13	2. 11
93	1	北川	鳥羽川	宮ノ下川	三方上中郡	若狭町	三生野	国 505	H19. 4. 25	2. 86
94	1	北川	中川	加福六川	三方上中郡	若狭町	兼田	国 62	H20. 1. 24	20. 86
95	1	北川	北川	西谷川	三方上中郡	若狭町	市場	国 62	H20. 1. 24	18. 22
96	1	北川	日笠川	島ノ谷川	三方上中郡	若狭町	日笠	国 637	H21. 6. 17	11. 39
97	1	北川		順禮谷川	三方上中郡	若狭町	新道	国 1397	H24. 12. 5	7. 65
98	1	北川	野木川	小倉谷川	三方上中郡	若狭町	下野木	国 239	H25. 3. 15	9. 14
99	1	北川	鳥羽川	岡ノ奥川	三方上中郡	若狭町	無悪	国 710	H26. 7. 1	2. 60
100	1	北川	北川	秋夜谷川	三方上中郡	若狭町	井ノ口	国 101	H31. 1. 22	0. 88
101	1	北川	杉山川	高畑川	三方上中郡	若狭町	杉山	国 156	R3. 3. 8	7. 37
102	1	北川	杉山川	紋谷川	三方上中郡	若狭町	杉山	国 156	R3. 3. 8	5. 08

※出典：県砂防防災課に確認

資料3-2 海岸保全区域一覧表

(令和4年3月調べ)

区域 番号	区域	種類	規模 (現況)		規模 (計画)		海岸管理者 (所管)
			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	
29	常神漁港海岸(三方上中郡若狭町常神第4号塔平4番地)	護岸	395.0m	2.5	395.0m	2.5	若狭町 (水産庁)
30	三方海岸常神地区海岸 (若狭町常神7字西ノ平1番地~15字小渡16番地)	堤防	910m	2.4	910m	2.4	福井県 (農村振興局)
31	神子漁港海岸(三方上中郡若狭町神子第15号田尻4番地)	離岸堤	533.8m	-	533.8m	-	若狭町 (水産庁)
		護岸	354.4m	3.0	354.4m	3.0	
		突堤	26.7m	-	26.7m	-	
32	小川漁港海岸(三方上中郡若狭町小川第11号稲越39号番地)	離岸堤	240.0m	-	240.0m	-	若狭町 (水産庁)
		護岸	304.0m	4.0	304.0m	4.0	
		突堤	16.0m	-	16.0m	-	
33	三方海岸遊子地区(三方上中郡若狭町遊子13号森の上1番地の1西南端~6号北田東北端)	護岸	67m	3.5	-	-	福井県 (水管理・国土保全局)
		突堤	3基 139m	-	-	-	
		離岸堤	4基 216m	-	-	-	
34	塩坂越漁港海岸(三方上中郡若狭町塩坂越第7号西谷1番地)	護岸	531.3m	3.7	531.3m	3.7	若狭町 (水産庁)
35	世久見漁港海岸(三方上中郡若狭町世久見第52号食見道115番地)	護岸	99.5m	4.0	99.5m	4.0	若狭町 (水産庁)
		離岸堤	64.9m	-	64.9m	-	
36	三方海岸食見地区(三方上中郡若狭町世久見52号食見道67番地1北西端~59号水尻8番地北西端)	護岸	736m	6.5	-	-	福井県 (水管理・国土保全局)
		突堤	5基 415m	-	-	-	
		人工 リーフ	2基 198m	-	-	-	

※出典：県砂防防災課に確認

資料3-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

(令和4年3月調べ)

地区	区域名	所在地	指定年月日			指定番号	指定地面積 (ha)	勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	人家 (戸)	
			H	元	日							
三十三	黒田	黒田	H	13	12	25	808	9.13	60	167	655	20
三十三	岩屋	岩屋	H	25	1	25	32	2.23	53	65.4	310	11
三十三	東黒田	東黒田	H	28	3	29	159	1.76	40	57.5	268	10
三方	三方	三方	H	元	3	22	251	0.49	40	28	85	5
三方	向笠	向笠	H	7	2	7	112	0.71	60	43	102	11
三方	寺谷	気山	H	16	1	13	9	3.36	51	30	728	16
三方	田名	田名	H	16	6	18	404	0.79	75	21.3	240	11
三方	佐古	佐古	H	26	11	7	530	1.73	46	68	207	5
西田	常神(東間)	常神	S	48	3	30	258	13.10	50	170	100	13
西田	常神	常神	S	48	12	26	1043	5.10	50	50	425	26
			S	56	3	6	159					
西田	海山	海山	S	50	1	28	69	3.20	60	50	480	21
			H	8	1	9	19					
西田	世久見	世久見	S	53	6	6	525	0.70	45	35	131	18
西田	塩坂越	塩坂越	S	54	4	24	377	2.05	60	57	138	28
			H	7	2	7	144					
西田	神子	神子	S	55	3	28	221	1.31	60	35	348	45
			H	4	8	21	685					
西田	小川	小川	S	63	9	20	802	0.62	60	30	260	34
西田	成出	成出	H	元	3	22	251	2.91	50	26	465	13
			H	13	3	27	222					
西田	遊子	遊子	H	26	11	7	530	0.63	49	30.7	155.5	9
鳥羽	寺海道	無悪	S	54	9	1	802	3.4	50	40	140	15
鳥羽	長江	長江	S	60	3	26	243	0.16	35	23	50	5
鳥羽	大鳥羽	大鳥羽	H	5	3	23	199	2.67	45	35	271	11
鳥羽	黒田	上黒田	H	16	6	18	404	4.9	42	46	858	21
鳥羽	小原	小原	H	27	4	10	266	1.35	43	60	291.3	14
瓜生	安賀里	安賀里	S	47	9	1	802	0.74	50	23.5	167	5
瓜生	下夕中	下夕中	H	11	11	2	803	0.85	45	30	210	12
瓜生	有田	有田	H	12	11	21	800	2.86	60	31	455	21
熊川	熊川	熊川	S	48	12	6	1043	1.9	35	25	500	23
			S	57	4	1	296					
熊川	寺上山	河内	S	54	4	24	377	2.81	60	40	270	16
熊川	河内	河内	S	58	5	13	478	1.63	40	30	520	17
熊川	新道	新道	H	7	2	7	112	2.9	45	30	357	12
熊川	熊川第2	熊川	H	17	12	2	966	1.28	42	25.7	330	11
三宅	日笠	日笠	H	25	12	3	549	0.75	41	42.8	335	4
野木	兼田	兼田	S	47	9	1	802	1.03	39	34	103	5
野木	堤	堤	H	11	3	19	200	1.26	45	25	310	13

※出典：県土木事務所に確認

資料3-4 なだれ危険箇所一覧表(1)

(令和4年3月調べ)

整理番号	地区	大字小字 等地名	危険箇所名	危険箇所 の種類	危険箇所 番号	総合 判定	危険度 ランク	人家 戸数
1	三十三	黒田	黒田(2)	I	1197	20	C	10
2	三十三	黒田	黒田(1)	I	1198	20	C	28
3	三十三	田上	田上(1)	I	1199	20	C	23
4	三十三	田上	田上(2)	I	1200	17	D	9
5	三十三	岩屋	岩屋(1)	I	1201	17	D	6
6	三十三	岩屋	岩屋(2)	I	1202	17	D	27
7	三十三	岩屋	岩屋(3)	I	1203	14	D	25
8	三十三	白屋	下白屋(1)	I	1204	17	D	22
9	三十三	白屋	上白屋	I	1205	17	D	15
10	三方	向笠	向笠(1)	I	1182	17	D	77
11	三方	向笠	向笠(2)	I	1183	20	C	16
12	三方	鳥浜	鳥浜(1)	I	1184	17	D	8
13	三方	気山	切迫(1)	I	1185	14	D	13
14	三方	気山	寺谷	I	1186	17	D	21
15	三方	気山	中山(1)	I	1187	17	D	7
16	三方	気山	古川	I	1188	14	D	13
17	三方	三方	三方	I	1189	14	D	39
18	三方	北前川	北前川(1)	I	1190	17	D	48
19	三方	北前川	北前川(2)	I	1191	17	D	16
20	三方	南前川	南前川(1)	I	1192	14	D	27
21	三方	田名	田名(1)	I	1193	20	C	9
22	三方	佐古	佐古(1)	I	1194	20	C	9
23	三方	佐古	佐古(2)	I	1195	20	C	18
24	三方	佐古	佐古(3)	I	1196	17	D	21

資料3-4 なだれ危険箇所一覧表(2)

整理番号	地区	大字小字 等地名	危険箇所名	危険箇所 の種類	危険箇所 番号	総合 判定	危険度 ランク	人家 戸数
25	西田	塩坂越	西谷大谷	I	777	17	D	14
26	西田	神子	村上	I	778	17	D	23
27	西田	常神	植木谷(1)	I	779	17	D	0
28	西田	常神	植木谷(2)	I	780	20	C	45
29	西田	常神	常神(1)	I	1160	20	C	0
30	西田	神子	神子	I	1161	17	D	1
31	西田	小川	小川	I	1162	17	D	36
32	西田	遊子	遊子	I	1163	17	D	5
33	西田	海山	海山(1)	I	1164	20	C	7
34	西田	海山	海山(2)	I	1165	20	C	17
35	西田	食見	食見(1)	I	1166	17	D	0
36	西田	食見	食見(2)	I	1167	17	D	7
37	西田	食見	食見(3)	I	1168	17	D	5
38	西田	食見	食見(5)	I	1169	17	D	0
39	西田	食見	食見(4)	I	1170	17	D	5
40	西田	世久見	世久見(3)	I	1171	17	D	8
41	西田	世久見	世久見(2)	I	1172	17	D	5
42	西田	世久見	世久見(1)	I	1173	20	C	1
43	西田	田井	伊良積	I	1174	20	C	34
44	西田	田井	世久津(1)	I	1175	20	C	21
45	西田	田井	世久津(2)	I	1176	20	C	22
46	西田	田井	別庄	I	1177	20	C	5
47	西田	田井	田立(1)	I	1178	20	C	14
48	西田	田井	梅ヶ原(1)	I	1179	20	C	5
49	西田	田井	梅ヶ原(2)	I	1180	23	B	6
50	西田	成出	成出	I	1181	22	C	9

資料3-4 なだれ危険箇所一覧表(3)

整理番号	地区	大字小字 等地名	危険箇所名	危険箇所の 種類	危険箇所 番号	総合 判定	危険度 ランク	人家 戸数
51	鳥羽	黒田	黒田(1)	I	787	20	C	21
52	鳥羽	小原	小原(1)	I	788	17	D	42
53	鳥羽	三生野	三生野(1)	I	797	17	D	12
54	鳥羽	無悪	寺海道	I	798	17	D	20
55	鳥羽	長江	長江(1)	I	804	20	C	21
56	鳥羽	海士坂	海士坂(1)	I	1320	20	C	16
57	鳥羽	海士坂	海士坂(2)	I	1321	17	D	21
58	鳥羽	麻生野	麻生野(1)	I	1322	20	C	7
59	鳥羽	三生野	三生野(2)	I	1323	14	D	10
60	鳥羽	無悪	無悪	I	1324	14	D	7
61	鳥羽	大鳥羽	大鳥羽(1)	I	1325	17	D	35
62	鳥羽	大鳥羽	大鳥羽(2)	I	1326	20	C	2
63	鳥羽	山内	長江(2)	I	1327	20	C	7
64	鳥羽	長江	杉山(1)	I	1337	20	C	13
65	鳥羽	持田	杉山(2)	I	1338	20	C	13
66	鳥羽	三田	杉山(3)	I	1339	17	D	9
67	鳥羽	三田	杉山(4)	I	1340	17	D	10
70	瓜生	末野	持田	I	1328	20	C	14
71	瓜生	安賀里	瓜生(1)	I	1348	20	C	11
68	瓜生	下夕中	下夕中	I	789	17	D	5
69	瓜生	有田	有田(1)	I	803	17	D	22
72	瓜生	脇袋	瓜生(2)	I	1349	20	C	15
73	瓜生	瓜生	新道	I	1350	20	C	48
74	瓜生	瓜生	熊川(3)	I	1351	17	D	7

[資料編]

資料3-4 なだれ危険箇所一覧表(4)

整理番号	地区	大字小字 等地名	危険箇所名	危険箇所の 種類	危険箇所 番号	総合 判定	危険度 ランク	人家 戸数
75	熊川	熊川	熊川(1)	I	792	18	D	30
76	熊川	熊川	熊川(2)	I	805	15	D	18
78	熊川	熊川	井ノ口	I	1344	21	C	7
77	熊川	新道	末野(1)	I	1332	21	C	5
82	三宅	市場	市場	I	1345	14	D	2
84	三宅	井ノ口	脇袋(1)	I	1347	17	D	32
81	三宅	天徳寺	天徳寺(2)	I	1343	17	D	19
83	三宅	天徳寺	安賀里(1)	I	1346	17	D	10
80	三宅	神谷	天徳寺(1)	I	1342	17	D	8
79	三宅	日笠	日笠(1)	I	799	17	D	5
85	野木	兼田	兼田(1)	I	796	17	D	19
86	野木	堤	堤(1)	I	801	20	C	47
87	野木	下野木	三田(1)	I	1329	17	D	25
88	野木	中野木	三田(2)	I	1330	17	D	0
89	野木	武生	山内(1)	I	1331	20	C	25
90	野木	兼田	下野木(1)	I	1333	20	C	30
91	野木	杉山	中野木(1)	I	1334	20	C	13
92	野木	杉山	武生(1)	I	1335	20	C	13
93	野木	杉山	兼田(2)	I	1336	20	C	16
94	野木	杉山	神谷	I	1341	17	D	5

※出典：県土木事務所に確認

【参考】 町内のなだれ危険地区 ()内は小字

大鳥羽(奥山および上中ノ谷)、安賀里(宮ノ奥)、熊川(長谷)、河内(清水平)、井ノ口(美留谷)、日笠(入込山および一ツ屋)、堤(南北山)、兼田(村ノ上山)

※出典：県森づくり課に確認

資料3-5 山腹崩壊危険地区一覧表

(令和4年3月調べ)

危険地区番号	保安林等	危険地区の面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等						
				大字	字	人家50戸以上	人家49	人家9	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路	
							5	5				
3		1	無	田名	上ノ山		25					町
4	水かん	3	概成	佐古	水谷		41					町
5	水かん	2	概成	田上	秋葉山	145						町
6	土崩	8	概成	向笠	上岡尻	312						県
7		5	概成	成出	出川谷	63						国
9		1	無	河内	無庄谷		39					町
10		1	無	田井	島			7				
11		11	無	田井	伊良積	193						町
12		2	無	海山	福谷	90						町
13	保健	3	無	三方	大谷		10					林
14		3	無	気山	寺谷	63						町
16		3	無	海山	大手	75						町
17		1	無	気山	梅木谷			5				林
18	土流	1	無	小川	宮狭間	66					1	町
19	水かん	1	無	田上	千代子口		23				1	町
20	水かん	1	概成	気山	吉ヶ谷		46				1	国
21	水かん	1	概成	三方	清水落シ							林
22	土流	1	無	世久見	大平		19					町
23	水かん	1	無	藤井	松尾谷							林
24	土流	1	無	北前川	迎寺	70					1	町
25	土流	11	概成	三方	平山	348					4	国
201		1	無	末野	植ノ山		40					町
202		2	無	瓜生	片山	157						町
204	なだれ	4	未成	熊川	金ヶ崎	79					1	町
205		5	無	河内	峯							県
206		2	無	日笠	東山田		46					国
207	土流	8	概成	堤	南北山	222						県
208		4	無	堤	官山	106						県
209		14	概成	大鳥羽	上中ノ谷	204					5	県
210		9	無	黒田	宮脇	107					1	町
211		11	無	海土坂	南ヶ谷	189						県
212	土流	3	概成	兼田	下山	86						県
213		4	無	大鳥羽	上小谷口	121					2	県
214		4	無	三生野	宮上	70						町
216		3	概成	関	清水谷	157						町
217		2	無	山内	森ノ脇	88						町
219		1	概成	無悪	寺海道	59						町
220		2	概成	熊川	長谷	92					2	国
221	土流	1	一部概成	杉山	脇谷		35					町

資料3-6 土石流危険溪流一覧(1)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流 面積 (km ²)	川幅 (m)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等 (戸)
1-2-1	北川	野木川	—	下野木	0.45	0.84		7	—
2	//	//	—	//	0.16	0.14		10	—
3	//	//	深谷川	//	0.33	0.11		5	—
4	//	北川	武生・神道川	武生	1.00	0.35		5	—
5	//	//	—	兼田	0.10	0.08		8	—
6	//	//	—	//	0.20	0.08		20	—
7	//	//	—	//	0.30	0.67		—	1
8	//	//	加福六川	//	0.30	0.22		15	—
9	//	杉山川	—	堤	0.20	0.03		5	—
10	//	//	—	//	0.15	0.08		63	—
11	//	//	伊屋谷川	杉山	1.90	0.44		7	—
12	//	//	—	//	0.31	0.05		11	—
13	//	//	—	//	0.42	0.08		9	—
14	//	//	—	//	0.45	0.06		9	—
15	//	//	—	//	0.30	0.06		18	—
16	//	鳥羽川	—	有田	0.18	0.02		—	1
17	//	//	—	//	0.05	0.01		6	—
18	//	//	—	//	0.11	0.02		22	—
19	//	//	—	//	0.17	0.04		32	—
20	//	//	—	//	0.10	0.04		27	—
21	//	//	—	持田	0.20	0.05		6	—
22	//	//	持田・南谷川	//	0.25	0.06		17	—
23	//	//	アノ谷	長江	0.24	0.04		18	—
24	//	//	中ノ谷川	//	0.36	0.09		36	—
25	//	//	—	//	0.14	0.02		12	—
26	//	//	—	大鳥羽	0.14	0.02		6	—
27	//	//	中ノ谷川	//	0.30	0.03		24	—
28	//	//	杉山坂川	//	0.25	0.04		25	—
29	//	//	大鳥羽・浅久保川	//	0.83	0.28		23	—
30	//	//	—	//	0.34	0.05		31	3
31	//	//	—	上黒田	0.10	0.03		7	—
32	//	//	宮前川	麻生野	0.40	0.05		27	1
33	//	//	板ヶ谷川	//	0.34	0.06		18	—
34	//	//	欠上川	//	0.70	0.15		18	—

資料3-6 土石流危険溪流一覧(2)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流 面積 (km ²)	川幅 (m)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等 (戸)
1-2-35	北川	北川	—	海士坂	0.16	0.02		10	—
36	〃	〃	海士坂川	〃	1.52	0.27		32	—
37	〃	〃	—	〃	1.52	0.27		32	—
38	〃	〃	—	〃	0.18	0.02		35	—
39	〃	〃	三生野川	三生野	0.71	0.17		11	—
40	〃	〃	清水谷川	〃	0.65	0.10		13	—
41	〃	〃	蛭谷川	三生野	0.21	0.06		9	—
42	〃	〃	—	〃	0.10	0.01		5	—
43	〃	〃	—	〃	0.33	0.03		9	—
44	〃	〃	—	無 悪	0.18	0.03		24	—
45	〃	鳥羽川	—	〃	0.27	0.03		13	—
46	〃	〃	—	〃	0.12	0.03		11	—
47	〃	〃	—	〃	0.25	0.03		6	—
48	〃	〃	—	三 田	0.25	0.04		6	—
49	〃	〃	寺前川	〃	0.35	0.06		8	—
50	〃	〃	深谷川	〃	0.44	0.08		29	—
51	〃	〃	奥谷川	小 原	0.61	0.18		20	—
52	〃	〃	大丸川	〃	0.35	0.08		18	—
53	〃	〃	硫黄谷川・逢谷川	南	0.4	0.14		26	—
54	〃	〃	南谷川	山 内	0.42	0.10		30	—
55	〃	〃	—	〃	0.34	0.04		6	—
56	〃	〃	—	〃	0.21	0.04		11	—
57	〃	〃	—	〃	0.21	0.03		8	—
58	〃	〃	—	〃	0.09	0.04		8	—
59	〃	安賀里川	—	末 野	0.61	0.01		7	—
60	〃	〃	—	〃	0.20	0.03		13	—
61	〃	〃	—	〃	0.34	0.02		5	—
62	〃	〃	—	〃	0.40	0.04		—	1
63	〃	〃	—	〃	0.50	0.03		—	1
64	〃	〃	—	安賀里	0.10	0.01		7	—
65	〃	〃	—	〃	0.11	0.01		6	—
66	〃	〃	上条木川	〃	0.26	0.03		5	—
67	〃	〃	水谷川	〃	0.28	0.04		6	—
68	〃	〃	—	〃	0.35	0.04		42	1

資料3-6 土石流危険溪流一覧(3)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流 面積 (km ²)	川幅 (m)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等 (戸)
1-2-69	北川	鳥羽川	—	脇袋	0.10	0.02		6	—
70	//	//	—	//	0.08	0.02		14	—
71	//	//	—	//	0.31	0.06		32	—
72	//	//	—	//	0.16	0.03		20	—
73	//	//	—	//	0.10	0.01		5	—
74	//	北川	大谷・足谷・杉谷・瓜生	瓜生	0.80	0.08		44	—
75	//	//	—	//	0.06	0.01		33	—
76	//	//	小谷川	関	0.74	0.21		30	—
77	//	//	横枕川	//	0.25	0.05		5	—
78	//	//	西の谷川	新道	0.33	0.08		33	—
79	//	//	—	//	0.20	0.03		27	—
80	//	//	—	南川	0.45	0.06		—	1
81	//	//	—	大杉	0.65	0.21		7	—
82	//	//	—	//	0.66	0.19		5	—
83	//	//	—	//	0.85	0.26		5	—
84	//	//	古根木・谷川	熊川	0.26	0.04		24	—
85	//	//	—	//	0.23	0.32		25	1
86	//	河内川	—	河内	0.87	0.32		—	1
87	//	//	—	//	0.50	0.11		1	2
88	//	//	河内川	//	2.36	0.79		14	—
89	//	//	戸直谷川	//	1.66	0.73		5	—
90	//	//	釈迦川	//	2.05	1.51		9	—
91	//	北川	—	熊川	0.31	0.04		36	1
92	//	//	—	//	0.10	0.02		30	1
93	//	//	—	新道	0.68	0.10		—	1
94	//	//	—	//	0.56	0.09		13	—
95	//	//	—	//	0.21	0.02		6	—
96	//	//	桑原谷川	//	0.80	0.26		—	1
97	//	//	—	仮屋	0.75	0.18		—	1
98	//	//	—	//	0.35	0.01		6	—
99	//	//	仮屋川	//	1.20	0.59		9	—
100	//	//	—	//	1.50	0.03		5	—
101	//	//	下ヶ谷川	三宅	1.66	0.45		9	—
102	//	//	小屋谷川	//	1.12	0.28		7	—

資料3-6 土石流危険溪流一覧(4)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流 面積 (km ²)	川幅 (m)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等 (戸)
103	北川	北川	—	三宅	0.25	0.04		7	—
104	//	//	—	//	0.15	0.01		8	—
105	//	//	—	//	0.15	0.01		20	—
106	//	//	—	市場	0.26	0.06		21	—
107	//	//	—	//	0.67	0.12		24	—
108	//	//	平井川	井ノ口	1.3	0.53		6	1
109	//	//	—	//	0.49	0.08		14	—
110	//	//	—	//	0.20	0.03		9	—
111	//	//	平井川	//	0.55	0.17		10	—
112	//	//	天徳寺・法院・元ノ谷川	天徳寺	1.80	1.03		3	—
113	//	//	—	神谷	1.21	0.11		5	—
114	//	//	神谷川	//	0.47	0.11		29	—
115	//	//	—	//	0.31	0.03		26	—
116	//	//	一ツ谷川	日笠	0.40	0.11		5	—
117	//	//	—	//	0.46	0.14		11	—
118	//	//	—	//	0.31	0.06		11	—
119	//	//	—	//	0.10	0.01		6	—
2-13-1	早瀬川	久々子湖		気山	0.38	0.04	1.0	0	2
2-13-2	//	//	中山川	中山	0.13	0.01		6	—
2-13-3	//	//		//	0.64	0.14	2.0	10	
2-13-4	//	//	宇波西川	寺谷	0.10	0.03	1.0	17	
2-13-5	//	三方湖	中山川	三方	1.03	0.31	2.0	13	
2-13-6	//	//		//	0.64	0.14	1.0	42	
2-13-7	//	//	観音川	//	2.65	1.46	2.0	25	2
2-13-8	//	鱒川	馬茶ヶ谷川	//	0.3	0.04	1.0	14	1
2-13-9	//	//		//	0.34	0.03	1.0	14	1
2-13-10	//	//	清水川	//	0.76	0.17	2.0	43	
2-13-11	//	//	山古川	//	2.06	0.93	4.0	55	3
2-13-12	//	//	今古川	北前川	0.17	0.03	3.0	9	1
2-13-13	//	//		//	0.27	0.02	1.0	30	—
2-13-14	//	//		南前川	0.06	0.05	2.0	8	—
2-13-15	//	//		//	0.16	0.08	1.0	10	—
2-13-16	//	//		//	0.30	0.03	1.0	12	
2-13-17	//	//		//	0.72	0.12	3.0	58	1

資料3-6 土石流危険溪流一覧(5)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流 面積 (km ²)	川幅 (m)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等 (戸)
2-13-18	早瀬川	鱒川		南前川	0.26	0.03	1.0	21	2
2-13-19	//	//		藤井	0.12	0.29		0	1
2-13-20	//	//	大谷川	相田	2.60	1.47	4.0	87	1
2-13-21	//	//		成願寺	0.37	0.10	2.0	9	
2-13-22	//	//		倉見	0.43	0.08	1.0	7	
2-13-23	//	//		白屋	0.10	0.02		0	1
2-13-24	//	//		上白屋	0.11	0.04	1.0	8	
2-13-25	//	//		下白屋	0.23	0.09	1.0	5	
2-13-26	//	//	清水川	下白屋	0.35	0.07	1.0	15	
2-13-27	//	//		//	0.40	0.11	3.0	9	
2-13-28	//	//		//	0.16	0.05	1.0	9	1
2-13-29	//	//		岩屋	0.19	0.04	2.0	10	
2-13-30	//	//		//	0.38	0.11	2.0	18	
2-13-31	//	//	岩屋川	//	0.38	0.17	1.0	29	
2-13-32	//	//	田上川	田上	0.17	0.07	2.0	14	
2-13-33	//	//		//	0.20	0.03	1.0	9	
2-13-34	//	//	田上川	//	0.53	0.16	3.0	13	
2-13-35	//	//		東黒田	0.17	0.04	1.0	32	
2-13-36	//	//		佐古	0.23	0.04	2.0	7	
2-13-37	//	//		//	0.25	0.04	2.0	8	
2-13-38	//	//	西川 佐古川	//	0.45	0.20	2.0	29	
2-13-39	//	//		//	0.23	0.07	1.0	13	
2-13-40	//	高瀬川		向笠	0.19	0.05	2.0	11	
2-13-41	//	//		//	0.41	0.13	2.0	16	
2-13-42	//	//		//	0.80	0.23	1.0	18	
2-13-43	//	//		//	0.41	0.08	1.0	18	
2-13-44	//	//	不思山川	//	0.51	0.11	2.0	42	
2-13-45	//	//		//	0.06	0.04		8	
2-13-46	//	三方湖	田井野川	成出	0.48	0.22		6	
2-13-47	//	//		田井野	0.33	0.10	3.0	15	
2-13-48	//	//	破風川	//	0.31	0.13	2.0	18	
2-13-49	//	//		//	0.26	0.04	1.0	11	
2-13-50	//	//		//	0.60	0.14	3.0	16	
2-13-51	//	//		梅ヶ原	0.52	0.26		6	

資料3-6 土石流危険溪流一覧(6)

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流 面積 (km ²)	川幅 (m)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等 (戸)
2-13-52	早瀬川	三方湖		梅ヶ原	0.19	0.04	1.0	8	
2-13-53	//	//		//	0.15	0.04	2.0	7	
2-13-54	//	//	無庄川	//	0.72	0.23	3.0	7	
2-13-55	//	//		田立	0.18	0.02	1.0	9	
2-13-56	//	//		//	0.07	0.03		8	
2-13-57	//	//		//	0.05	0.05		9	
2-13-58	//	//	山寺川	//	0.25	0.09	1.0	11	
2-13-59	//	//	田立川	世久津	0.39	0.21	2.0	14	
2-13-60	//	//		//	0.07	0.02		0	1
2-13-61	//	//		伊良積	0.21	0.09	1.0	14	
2-13-62	//	//		北庄	0.28	0.05	1.0	9	
2-13-63	//	水月湖		海山	0.39	0.08	1.0	21	1
2-13-64	//	久々子湖		芋	0.08	0.01	1.0	5	
2-13-65	//	//		//	0.20	0.02	2.0	9	
2-13-66	//	//		//	0.34	0.03	2.0	22	1
3-1				常神	0.23	0.06	1.0	14	
3-2				//	0.10	0.06		13	
3-3				//	0.10	0.03		5	
3-4				//	0.11	0.03	2.0	0	1
3-5				//	0.07	0.02		5	
3-6				//	0.08	0.02		5	
3-7				//	0.15	0.04		0	
3-8				//	0.10	0.03		0	1
3-9				神子	0.16	0.08		5	
3-10				//	0.11	0.04	2.0	7	
3-11				//	0.20	0.03	1.0	14	1
3-12				神子	0.04	0.05	1.0	6	
3-13				//	0.26	0.08		5	
3-14				//	0.42	0.18		5	
3-15				//	0.26	0.08		5	
3-16				//	0.06	0.01		5	
3-17			大石谷川	小川	0.22	0.05		12	1
3-18				//	0.26	0.07		8	
3-19				//	0.35	0.10		8	

資料3-7 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(令和4年3月調べ)

危険地区番号	保安林等	危険地区の面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等					
				大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	道路
1	水かん	0.55	概成	北前川	栗林	197				5	国
2		0.10	概成	東黒田	何所松	147					町
3	水かん	0.25	無	佐古	尾小谷	171					町
4		0.30	無	向笠	山谷	432					県
5	水かん	0.40	概成	向笠	流し谷	416					県
6		0.26	無	田井	天原日	204				9	国
7		0.35	無	世久見	三谷	153					国
9	水かん	2.55	無	倉見	田村川	302					国
11	土流	0.60	無	三方	小谷	84				1	国
12	水かん	0.47	一部概成	三方	道ヶ谷	356				1	国
13	水かん	0.67	一部概成	三方	黒釜	361				1	国
14	土流	0.35	一部概成	気山	勝負分		20			1	国
15	水かん	0.22	一部概成	向笠	小曇	449					県
16	土流	0.15	一部概成	向笠	上薄谷	445					県
17	水かん	0.05	一部概成	佐古	下山				3		町
18	水かん	0.17	一部概成	白屋	泉谷奥	126					国
19	水かん	0.18	無	東黒田	西側		49				町
20		0.16	概成	小川	駒ノ坂			7			県
21	魚つき	0.45	概成	海山	大黒山				2		県
22		0.37	無	海山	ヒルガ越				1		町
23		0.20	概成	佐古	宮ノ奥	160					町
24	水かん	0.56	概成	向笠	越坂	435					県
25		0.40	概成	上野	河内谷	466				5	国
26		0.10	概成	田井	松尾	74				0	県
27		1.00	一部概成	白屋地区			28			0	国
201		0.28	概成	小原	奥谷	117					県
202		0.45	無	関	横地	55					県
203		0.31	概成	熊川	古根木谷		10				町
204	なだれ	0.16	概成	熊川	上ノ山		49			3	国
205	土崩	0.22	概成	新道	部々ノ木		15				国
206	水かん	2.13	概成	三宅	城ノ谷	207					国
207	水かん	1.83	概成	三宅	中ノ谷	147					国
208	土崩	0.80	概成	井ノ口	美留谷	100				4	国
209	土崩	0.17	概成	兼田	宮ノ奥		18			1	県
210		0.17	概成	兼田	東山谷	79					県
211	水かん	0.49	概成	武生	北山	129				1	県
212		0.35	概成	堤	居屋ヶ谷	156					県
213	土流	0.30	概成	杉山	泉谷	86					県
214		0.29	無	安賀里	祓戸	325					国
215	土流	0.02	概成	安賀里	城谷	207				5	国
216	土崩	0.17	概成	新道	西ノ谷		49				町
217	水かん	1.08	無	天徳寺	水無	180				1	国
218		0.24	無	日笠	入込山	229				1	国
219	水かん	1.32	一部概成	海土坂	滝ノ上	215					県
220	水かん	0.71	概成	麻生野	間谷	197					県
221		0.29	無	瓜生	足谷	158					県
222	水かん	0.72	一部概成	新道	池ノ尻				2		町
223	水かん	0.72	一部概成	新道	蛇食				2		町
224		0.17	一部概成	堤	南北山			9			県
225	水かん	0.72	概成	新道	橋ヶ谷	162					国
226	水かん	0.52	概成	新道	一ノ谷	117					町
227	土流	0.12	概成	三田	小竹	63				2	県
228	土流	0.16	概成	三宅	長谷		25				町
229	水かん	0.40	一部概成	安賀里	小足谷				1		町
230	水かん	0.29	一部概成	新道	深谷			7			国
231		0.35	無	井ノ口	千石谷	70				4	国
232		1.56	一部概成	井ノ口	秋夜谷	246				6	国
233		0.33	無	市場	西山	350				6	国
234		0.18	概成	日笠	西滝谷		29			1	国
235		0.10	概成	脇袋	杉谷	351				7	国
236	土流	0.17	概成	堤	北谷	253					県
237	土流	0.24	概成	熊川	伊良谷	391				6	国
238	土流	0.02	概成	上黒田	宮ノ脇	149				1	県
239		0.15	概成	新道	湯舟谷			6			町
240		0.19	概成	有田	加竜谷	128				2	町
241	土流	0.72	一部概成	日笠	宮ノ谷	129				3	国

※出典：県土木事務所に確認

[資料編]

資料 3-8 地すべり防止区域一覧表

(令和3年10月調べ)

所管	土木事務所	所在地	指定地名	告示年月日	告示番号	面積(ha)
国土交通省	敦賀	若狭町遊子	遊子	S. 58. 3. 31	910	15. 19

※出典：福井県地域防災計画資料編「災害危険箇所関係」等

資料 3-9 地すべり危険箇所一覧表

箇所名	位置	面積 (ha)	備考
神子	若狭町神子	5. 0	
海山	若狭町海山	15. 9	
世久見	若狭町世久見	23. 7	
切追	若狭町切追	3. 2	
鳥浜	若狭町鳥浜	2. 6	

資料 3-10 孤立予想地区一覧表

(令和3年10月現在)

区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	ハザード適 地の有無	区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	ハザード適 地の有無
世久見区	33	120	有	小川区	58	149	有
食見区	21	63	有	神子区	36	110	有
塩坂越区	15	54	有	常神区	41	118	有
遊子区	14	38	有				

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(1)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
倉見	若狭町倉見(29-2-13-21-1)	土石流	有
倉見	若狭町倉見(29-2-13-21-2)	土石流	有
倉見	若狭町倉見(29-2-13-96)	土石流	有
倉見	若狭町倉見(29-2-13-97S)	土石流	無
倉見	若狭町倉見(29-II-8743)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-23)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-24)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-25)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-26)	土石流	無
白屋	若狭町白屋(29-2-13-27)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-98S)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-99S)	土石流	無
白屋	若狭町白屋(29-2-13-100S)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-101S-1)	土石流	無
白屋	若狭町白屋(29-2-13-101S-2)	土石流	有
白屋	若狭町白屋(29-2-13-102S)	土石流	無
白屋	若狭町白屋(29-I-8729)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-I-00211)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-II-8742)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-II-8744)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-II-8745)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-II-8746)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-II-00208)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-II-00212)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-III-8730)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-III-8731)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-III-8732)	急傾斜地の崩壊	有
白屋	若狭町白屋(29-III-8734)	急傾斜地の崩壊	有
成願寺	若狭町成願寺(29-2-13-20)	土石流	有
成願寺	若狭町成願寺(29-2-13-94S)	土石流	有
成願寺	若狭町成願寺(29-2-13-95S)	土石流	有
成願寺	若狭町成願寺(29-II-00301)	急傾斜地の崩壊	有
成願寺	若狭町成願寺(29-II-00303)	急傾斜地の崩壊	有
成願寺	若狭町成願寺(29-II-00305)	急傾斜地の崩壊	有
成願寺	若狭町成願寺(29-II-00306)	急傾斜地の崩壊	有
上野	若狭町上野(29-2-13-92)	土石流	有
上野	若狭町上野(29-2-13-93S)	土石流	有
能登野	若狭町能登野(29-2-13-87S)	土石流	有
能登野	若狭町能登野(29-2-13-88S)	土石流	有
能登野	若狭町能登野(29-2-13-89S)	土石流	有
能登野	若狭町能登野(29-2-13-90S)	土石流	有
能登野	若狭町能登野(29-2-13-91S)	土石流	有
能登野	若狭町能登野(29-II-00507)	急傾斜地の崩壊	無
井崎	若狭町井崎(29-III-8725)	急傾斜地の崩壊	有
井崎	若狭町井崎(29-III-8738)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-28-1)	土石流	有
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-28-2)	土石流	有
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-29)	土石流	無
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-30)	土石流	有
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-31)	土石流	有
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-67)	土石流	無
岩屋	若狭町岩屋(29-2-13-72)	土石流	有
岩屋	若狭町岩屋(29-I-8727)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-I-8728)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-II-8740)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-II-8741)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-III-8729)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-II-8739)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-II-00901)	急傾斜地の崩壊	有
岩屋	若狭町岩屋(29-III-8729-2)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-2-13-32)	土石流	有
田上	若狭町田上(29-2-13-33)	土石流	無
田上	若狭町田上(29-2-13-103S)	土石流	有
田上	若狭町田上(29-2-13-104S-1)	土石流	有
田上	若狭町田上(29-2-13-104S-2)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(2)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
田上	若狭町田上(29-2-13-104S-3)	土石流	有
田上	若狭町田上(29-I-8723)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-II-8734)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-II-8736)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-III-8727)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-III-8728)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-I-8703)	急傾斜地の崩壊	有
田上	若狭町田上(29-II-8749)	急傾斜地の崩壊	有
東黒田	若狭町東黒田(29-III-8726)	急傾斜地の崩壊	有
東黒田	若狭町東黒田(29-II-8737)	急傾斜地の崩壊	有
東黒田	若狭町東黒田(29-I-8725)	急傾斜地の崩壊	有
東黒田	若狭町東黒田(29-I-8724)	急傾斜地の崩壊	有
東黒田	若狭町東黒田(29-2-13-34)	土石流	有
東黒田	若狭町東黒田(29-2-13-105)	土石流	有
東黒田	若狭町東黒田(29-I-8731)	急傾斜地の崩壊	有
相田	若狭町相田(29-213-01201)	土石流	有
相田	若狭町相田(29-2-13-19)	土石流	無
相田	若狭町相田(29-2-13-86)	土石流	有
相田	若狭町相田(29-I-00501)	急傾斜地の崩壊	有
相田	若狭町相田(29-II-01204)	急傾斜地の崩壊	有
藤井	若狭町藤井(29-2-13-18)	土石流	無
藤井	若狭町藤井(29-2-13-83S)	土石流	有
藤井	若狭町藤井(29-2-13-85S)	土石流	有
藤井	若狭町藤井(29-I-01305)	急傾斜地の崩壊	有
藤井	若狭町藤井(29-II-01303)	急傾斜地の崩壊	有
藤井	若狭町藤井(29-II-01307)	急傾斜地の崩壊	有
南前川	若狭町南前川(29-2-13-13)	土石流	有
南前川	若狭町南前川(29-2-13-14)	土石流	有
南前川	若狭町南前川(29-2-13-15)	土石流	無
南前川	若狭町南前川(29-2-13-16)	土石流	無
南前川	若狭町南前川(29-II-01401)	急傾斜地の崩壊	有
南前川	若狭町南前川(29-II-01402)	急傾斜地の崩壊	有
北前川	若狭町北前川(29-2-13-11)	土石流	有
北前川	若狭町北前川(29-2-13-12)	土石流	有
北前川	若狭町北前川(29-2-13-82S)	土石流	無
北前川	若狭町北前川(29-I-01505)	急傾斜地の崩壊	有
北前川	若狭町北前川(29-II-01502)	急傾斜地の崩壊	有
北前川	若狭町北前川(29-II-01503)	急傾斜地の崩壊	有
北前川	若狭町北前川(29-II-01504)	急傾斜地の崩壊	有
北前川	若狭町北前川(29-II-01506)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-35)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-36)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-37-1)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-37-2)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-37-3)	土石流	無
佐古	若狭町佐古(29-2-13-38)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-68-1)	土石流	無
佐古	若狭町佐古(29-2-13-68-2)	土石流	無
佐古	若狭町佐古(29-2-13-73)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-74)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-106S)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-107S)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-2-13-01601)	土石流	有
佐古	若狭町佐古(29-I-622)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-I-8722)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-I-01602)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-II-01601)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-II-01603)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-II-01605)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-II-01606)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-III-8723)	急傾斜地の崩壊	有
佐古	若狭町佐古(29-III-8724)	急傾斜地の崩壊	有
田名	若狭町田名(29-I-01701)	急傾斜地の崩壊	有
田名	若狭町田名(29-I-8721)	急傾斜地の崩壊	有
田名	若狭町田名(29-II-8733)	急傾斜地の崩壊	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(3)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
田名	若狭町田名(29-III-8722)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-39)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-40)	土石流	無
向笠	若狭町向笠(29-2-13-42)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-108S)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-109S)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-110S)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-111S)	土石流	無
向笠	若狭町向笠(29-2-13-112S)	土石流	無
向笠	若狭町向笠(29-2-13-113S)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-41)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-43)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-2-13-44)	土石流	有
向笠	若狭町向笠(29-I-8718)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-II-8732)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-III-8719)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-III-8720)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-III-8721)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-I-753)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-I-01808)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-II-01817)	急傾斜地の崩壊	有
向笠	若狭町向笠(29-II-01818)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-2-13-01901)	土石流	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-2-13-75)	土石流	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-II-01825)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-III-8717-3)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-III-8717-2)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-III-8717-1)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-I-8719-2)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-I-8719-1)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-III-8718)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-I-8720)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-II-01902)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-II-8702)	急傾斜地の崩壊	有
鳥浜	若狭町鳥浜(29-118)	地すべり	無
三方	若狭町三方(29-2-13-5)	土石流	有
三方	若狭町三方(29-2-13-6)	土石流	無
三方	若狭町三方(29-2-13-7)	土石流	無
三方	若狭町三方(29-2-13-8)	土石流	有
三方	若狭町三方(29-2-13-9)	土石流	有
三方	若狭町三方(29-2-13-10)	土石流	無
三方	若狭町三方(29-III-8716)	急傾斜地の崩壊	有
三方	若狭町三方(29-III-8714)	急傾斜地の崩壊	有
三方	若狭町三方(29-II-02103)	急傾斜地の崩壊	有
三方	若狭町三方(29-I-8702)	急傾斜地の崩壊	有
三方	若狭町三方(29-I-623)	急傾斜地の崩壊	有
三方	若狭町三方(29-II-8747)	急傾斜地の崩壊	有
生倉	若狭町生倉(29-II-8748)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-2-13-4)	土石流	無
気山	若狭町気山(29-2-13-70S)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-71)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-02101)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-II-02217)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-02218)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-02219)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-III-8713)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-III-8715)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-2-13-2)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-3)	土石流	無
気山	若狭町気山(29-2-13-122S-1)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-122S-2)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-123S)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-II-8731)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-2-13-80S)	土石流	無
気山	若狭町気山(29-2-13-81)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(4)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
気山	若狭町気山(29-II-02208)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-02213)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-02215)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-III-8712)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-III-02214)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-2-13-1)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-79S)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-II-02210)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-02211)	急傾斜地の崩壊	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-2-13-124s-1)	土石流	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-2-13-124s-2)	土石流	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-2-13-02201)	土石流	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-I-609)	急傾斜地の崩壊	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-I-8707)	急傾斜地の崩壊	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-II-8405)	急傾斜地の崩壊	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-II-8727)	急傾斜地の崩壊	有
気山(切迫)	若狭町気山(29-II-8728)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-2-13-63)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-125s)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-02202)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-I-8708)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-I-8709)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-I-8710)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-8729)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-8730)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-II-02209)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-III-8403)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-III-8711)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-2-13-64)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-65)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-66)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-2-13-126)	土石流	有
気山	若狭町気山(29-III-02202)	急傾斜地の崩壊	有
気山	若狭町気山(29-I-8730)	急傾斜地の崩壊	有
成出	若狭町成出(29-I-621-1)	急傾斜地の崩壊	有
成出	若狭町成出(29-I-621-2)	急傾斜地の崩壊	有
成出	若狭町成出(29-II-8726)	急傾斜地の崩壊	有
成出	若狭町成出(29-III-02401)	急傾斜地の崩壊	有
成出	若狭町成出(29-2-13-114S)	土石流	無
成出	若狭町成出(29-2-13-115S)	土石流	有
成出	若狭町成出(29-2-13-45-1)	土石流	有
成出	若狭町成出(29-2-13-45-2)	土石流	有
成出	若狭町成出(29-121)	地すべり	無
田井野	若狭町田井野(29-2-13-46-1)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-2-13-46-2)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-2-13-48)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-2-13-69)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-2-13-47)	土石流	無
田井野	若狭町田井野(29-2-13-49-1)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-2-13-49-2)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-2-13-49-3)	土石流	有
田井野	若狭町田井野(29-I-8717)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02502)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02503)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02506)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02507)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02509)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02510)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-II-02511)	急傾斜地の崩壊	有
田井野	若狭町田井野(29-III-02505)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-50)	土石流	無
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-51)	土石流	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-52)	土石流	無
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-53)	土石流	無
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-76)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(5)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-77)	土石流	無
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-78)	土石流	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-116S)	土石流	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-117)	土石流	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-118)	土石流	無
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-2-13-119)	土石流	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-I-8716)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-II-8723)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-II-8724)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-II-8725)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-III-8710)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-II-02604)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-II-02607)	急傾斜地の崩壊	有
梅ヶ原	若狭町梅ヶ原(29-II-02615)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-2-13-54)	土石流	無
田立	若狭町田立(29-2-13-55)	土石流	有
田立	若狭町田立(29-2-13-56)	土石流	有
田立	若狭町田立(29-2-13-57)	土石流	有
田立	若狭町田立(29-II-8721)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-8722)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-III-8709)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-I-619-1)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-I-619-2)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-III-02711)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-02703)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-02704)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-III-02705)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-02706)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-02710)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-02712)	急傾斜地の崩壊	有
田立	若狭町田立(29-II-02713)	急傾斜地の崩壊	有
別庄	若狭町別庄(29-I-8715)	急傾斜地の崩壊	有
別庄	若狭町別庄(29-III-8707)	急傾斜地の崩壊	有
別庄	若狭町別庄(29-III-8708)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-2-13-58)	土石流	有
世久津	若狭町世久津(29-2-13-59)	土石流	有
世久津	若狭町世久津(29-2-13-02901)	土石流	有
世久津	若狭町世久津(29-2-13-02902)	土石流	有
世久津	若狭町世久津(29-2-13-02903)	土石流	無
世久津	若狭町世久津(29-I-8714)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-I-02903)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-II-8714)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-II-8715)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-II-02901)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-II-02904)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-II-02905)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-II-02907)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-III-8705)	急傾斜地の崩壊	有
世久津	若狭町世久津(29-III-8706)	急傾斜地の崩壊	有
伊良積	若狭町伊良積(29-2-13-60-1)	土石流	有
伊良積	若狭町伊良積(29-2-13-60-2)	土石流	有
伊良積	若狭町伊良積(29-2-13-03001)	土石流	無
伊良積	若狭町伊良積(29-I-620)	急傾斜地の崩壊	有
伊良積	若狭町伊良積(29-III-8704)	急傾斜地の崩壊	有
北庄	若狭町北庄(29-2-13-61)	土石流	有
北庄	若狭町北庄(29-I-8713)	急傾斜地の崩壊	有
北庄	若狭町北庄(29-II-8713)	急傾斜地の崩壊	有
北庄	若狭町北庄(29-II-8712)	急傾斜地の崩壊	有
北庄	若狭町北庄(29-III-03102)	急傾斜地の崩壊	有
北庄	若狭町北庄(29-III-03103)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-2-13-121)	土石流	有
海山	若狭町海山(29-2-13-120-2)	土石流	有
海山	若狭町海山(29-2-13-120-1)	土石流	有
海山	若狭町海山(29-2-13-62-2)	土石流	有
海山	若狭町海山(29-2-13-62-1)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(6)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
海山	若狭町海山(29-II-03214)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-II-03213)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-III-03212)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-II-03211)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-I-03205)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-I-616)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-III-03204)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-II-03202)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-II-03201)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-II-8708)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-II-8709)	急傾斜地の崩壊	有
海山	若狭町海山(29-115)	地すべり	無
海山	若狭町海山(29-2-13-03201)	土石流	有
世久見	若狭町世久見(29-3-28)	土石流	有
世久見	若狭町世久見(29-3-29)	土石流	無
世久見	若狭町世久見(29-3-30)	土石流	有
世久見	若狭町世久見(29-3-38)	土石流	無
世久見	若狭町世久見(29-I-617)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-I-618)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-I-03304)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-II-8711)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-II-03303)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-II-03305)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-II-03307)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-116)	地すべり	無
世久見	若狭町世久見(29-I-8711)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-II-8710)	急傾斜地の崩壊	有
世久見	若狭町世久見(29-3-28-2)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-31)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-33)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-34)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-36)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-37)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-42)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-43)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-32-2)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-32-1)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-35-1)	土石流	無
食見	若狭町食見(29-3-35-2)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-3-03401)	土石流	有
食見	若狭町食見(29-I-8701)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-I-8712)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-8716)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-8717)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-8718)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-8719)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-8720)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-I-8701-0)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-03416)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-03413)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-03411)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-03410)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-03407)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-I-03405)	急傾斜地の崩壊	有
食見	若狭町食見(29-II-03401)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-3-27-1)	土石流	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-3-27-2)	土石流	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-3-03501)	土石流	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-I-615-1)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-I-615-2)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-I-615-3)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-I-8700)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-II-8707)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-III-03501)	急傾斜地の崩壊	有
塩坂越	若狭町塩坂越(29-III-03502)	急傾斜地の崩壊	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(7)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
遊子	若狭町遊子(29-3-22)	土石流	有
遊子	若狭町遊子(29-3-23)	土石流	無
遊子	若狭町遊子(29-3-24)	土石流	無
遊子	若狭町遊子(29-3-25)	土石流	有
遊子	若狭町遊子(29-3-26)	土石流	有
遊子	若狭町遊子(29-3-41)	土石流	有
遊子	若狭町遊子(29-3-46)	土石流	無
遊子	若狭町遊子(29-3-03601)	土石流	有
遊子	若狭町遊子(29-I-8704)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-I-8705)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-I-8706)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-I-614)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-II-03603)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-II-03608)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-III-03601)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-III-03602)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-III-03605)	急傾斜地の崩壊	有
遊子	若狭町遊子(29-112)	地すべり	無
遊子	若狭町遊子(29-114)	地すべり	無
小川	若狭町小川(29-3-17)	土石流	無
小川	若狭町小川(29-3-18)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-19)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-20)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-21)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-40)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-45)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-3701)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-3-3702)	土石流	有
小川	若狭町小川(29-I-3701-1)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-I-3701-2)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-3702)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-3703)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-3704)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-8704)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-III-8703)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-I-613-1)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-I-613-2)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-I-625-1)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-I-625-2)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-I-625-3)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-8703)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-8705)	急傾斜地の崩壊	有
小川	若狭町小川(29-II-8706)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-3-9)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-10)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-11)	土石流	無
神子	若狭町神子(29-3-12)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-13)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-14)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-15)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-16)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-3-03801)	土石流	有
神子	若狭町神子(29-I-8702)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-8703)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-II-8702)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-III-8701)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-III-8702)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-612-1)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-612-2)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-612-3)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-03804)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-03805)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-03808)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-I-03812)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-II-03810)	急傾斜地の崩壊	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(8)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
神子	若狭町神子(29-Ⅲ-8702-2)	急傾斜地の崩壊	有
神子	若狭町神子(29-110)	地すべり	無
常神	若狭町常神(29-3-1)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-2)	土石流	無
常神	若狭町常神(29-3-3)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-4)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-5)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-6)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-7)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-8)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-39)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-3-44)	土石流	有
常神	若狭町常神(29-I-610-1)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-610-2)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-611-1)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-611-2)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-624)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-8700)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-03902)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-03911)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-I-03912)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-II-8700)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-II-03901)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-II-03906)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-Ⅲ-03909)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-Ⅲ-03910)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-II-8700-0)	急傾斜地の崩壊	有
常神	若狭町常神(29-Ⅲ-8700)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-26)	土石流	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-27-1)	土石流	無
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-27-2)	土石流	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-28)	土石流	無
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-29-1)	土石流	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-29-2)	土石流	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-29-3)	土石流	無
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-1-2-30)	土石流	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-9311)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-9312)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-I-765)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-I-00101)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-00102)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-00103)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-00104)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-00105)	急傾斜地の崩壊	有
大鳥羽	若狭町大鳥羽(31-II-00106)	急傾斜地の崩壊	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-31)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-126)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-127)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-128)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-129)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-161)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-184S)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-185S)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-186S)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-187S)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-1-2-188S)	土石流	有
上黒田	若狭町上黒田(31-I-667)	急傾斜地の崩壊	有
上黒田	若狭町上黒田(31-I-9302)	急傾斜地の崩壊	有
上黒田	若狭町上黒田(31-I-9303)	急傾斜地の崩壊	有
上黒田	若狭町上黒田(31-II-202)	急傾斜地の崩壊	有
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-34)	土石流	有
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-182S)	土石流	無
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-183S)	土石流	有
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-32-1)	土石流	有
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-32-2)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(9)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-32-3)	土石流	無
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-33-1)	土石流	有
麻生野	若狭町麻生野(31-1-2-33-2)	土石流	無
麻生野	若狭町麻生野(31-II-9302)	急傾斜地の崩壊	有
麻生野	若狭町麻生野(31-II-9303)	急傾斜地の崩壊	有
麻生野	若狭町麻生野(31-II-00301)	急傾斜地の崩壊	有
麻生野	若狭町麻生野(31-II-00302)	急傾斜地の崩壊	有
麻生野	若狭町麻生野(31-II-00303)	急傾斜地の崩壊	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-35)	土石流	無
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-36-1)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-36-2)	土石流	無
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-37-1)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-37-2)	土石流	無
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-38-1)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-38-2)	土石流	無
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-132-1)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-132-2)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-132-3)	土石流	無
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-133)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-162)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-171S)	土石流	無
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-174S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-176S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-180S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-173S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-175S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-177S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-178S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-1-2-181S)	土石流	有
海土坂	若狭町海土坂(31-I-9300)	急傾斜地の崩壊	有
海土坂	若狭町海土坂(31-II-9300)	急傾斜地の崩壊	有
海土坂	若狭町海土坂(31-II-9301)	急傾斜地の崩壊	有
海土坂	若狭町海土坂(31-III-9301)	急傾斜地の崩壊	有
海土坂	若狭町海土坂(31-II-00401)	急傾斜地の崩壊	有
三生野	若狭町三生野(31-1-2-39)	土石流	有
三生野	若狭町三生野(31-1-2-40)	土石流	有
三生野	若狭町三生野(31-1-2-41)	土石流	無
三生野	若狭町三生野(31-1-2-42)	土石流	有
三生野	若狭町三生野(31-1-2-43)	土石流	有
三生野	若狭町三生野(31-1-2-170S)	土石流	有
三生野	若狭町三生野(31-I-677)	急傾斜地の崩壊	有
三生野	若狭町三生野(31-II-9304)	急傾斜地の崩壊	有
三生野	若狭町三生野(31-II-9305)	急傾斜地の崩壊	有
三生野	若狭町三生野(31-II-9306)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-1-2-44)	土石流	無
無悪	若狭町無悪(31-1-2-131)	土石流	有
無悪	若狭町無悪(31-1-2-45)	土石流	有
無悪	若狭町無悪(31-1-2-46)	土石流	有
無悪	若狭町無悪(31-1-2-130)	土石流	有
無悪	若狭町無悪(31-II-9307)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-II-9308)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-II-9310)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-I-678)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-II-302)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-II-9307-1)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-II-9308-1)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-II-9309)	急傾斜地の崩壊	有
無悪	若狭町無悪(31-III-9302)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-1-2-47-1)	土石流	有
三田	若狭町三田(31-1-2-47-2)	土石流	有
三田	若狭町三田(31-1-2-48-1)	土石流	有
三田	若狭町三田(31-1-2-48-2)	土石流	無
三田	若狭町三田(31-1-2-49)	土石流	無
三田	若狭町三田(31-1-2-50)	土石流	無
三田	若狭町三田(31-1-2-163)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(10)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
三田	若狭町三田(31-I-756)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-I-9304)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-III-9304)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-I-00701)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-I-00702)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-I-00703)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-II-00704)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-II-00705)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-II-00706)	急傾斜地の崩壊	有
三田	若狭町三田(31-III-00707)	急傾斜地の崩壊	有
小原	若狭町小原(31-1-2-51)	土石流	無
小原	若狭町小原(31-1-2-52)	土石流	無
小原	若狭町小原(31-1-2-166)	土石流	無
小原	若狭町小原(31-1-2-164)	土石流	無
小原	若狭町小原(31-1-2-165-1)	土石流	有
小原	若狭町小原(31-1-2-165-2)	土石流	無
小原	若狭町小原(31-I-668)	急傾斜地の崩壊	有
小原	若狭町小原(31-II-9314)	急傾斜地の崩壊	有
小原	若狭町小原(31-I-00801)	急傾斜地の崩壊	有
南	若狭町南(31-1-2-53)	土石流	無
南	若狭町南(31-1-2-54)	土石流	無
南	若狭町南(31-II-9315)	急傾斜地の崩壊	有
南	若狭町南(31-II-9316)	急傾斜地の崩壊	有
南	若狭町南(31-II-9317)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-1-2-58)	土石流	無
山内	若狭町山内(31-1-2-55)	土石流	無
山内	若狭町山内(31-1-2-56)	土石流	無
山内	若狭町山内(31-1-2-57)	土石流	有
山内	若狭町山内(31-1-2-134)	土石流	無
山内	若狭町山内(31-1-2-167)	土石流	無
山内	若狭町山内(31-II-9301)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-II-9302)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-II-9318)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-II-9319)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-I-9306)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-I-01001)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-I-01002)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-II-01003)	急傾斜地の崩壊	有
山内	若狭町山内(31-II-01004)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-1-2-22-1)	土石流	無
持田	若狭町持田(31-1-2-22-2)	土石流	無
持田	若狭町持田(31-1-2-21)	土石流	無
持田	若狭町持田(31-II-9320)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-II-9321)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-II-9322)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-I-9305)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-I-01101)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-II-01102)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-II-01103)	急傾斜地の崩壊	有
持田	若狭町持田(31-II-01104)	急傾斜地の崩壊	有
長江	若狭町長江(31-1-2-23)	土石流	無
長江	若狭町長江(31-1-2-25)	土石流	無
長江	若狭町長江(31-1-2-24)	土石流	無
長江	若狭町長江(31-II-9300)	急傾斜地の崩壊	有
長江	若狭町長江(31-I-684)	急傾斜地の崩壊	有
長江	若狭町長江(31-I-01201)	急傾斜地の崩壊	有
末野	若狭町末野(31-1-2-59-1)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-59-2)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-60-1)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-60-2)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-61-1)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-61-2)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-137)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-138)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-139)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(11)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
末野	若狭町末野(31-1-2-140)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-154S)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-157S-1)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-157S-2)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-158S)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-159S)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-161S)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-162S-1)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-162S-2)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-162S-3)	土石流	無
末野	若狭町末野(31-1-2-164S)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-169)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-170)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-201S)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-1-2-202S)	土石流	有
末野	若狭町末野(31-Ⅲ-9308)	急傾斜地の崩壊	有
末野	若狭町末野(31-Ⅱ-01401)	急傾斜地の崩壊	有
末野	若狭町末野(31-Ⅱ-01402)	急傾斜地の崩壊	有
末野	若狭町末野(31-Ⅱ-01403)	急傾斜地の崩壊	有
末野	若狭町末野(31-Ⅱ-01404)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-64)	土石流	無
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-65-1)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-65-2)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-66-1)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-66-2)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-66-3)	土石流	無
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-66-4)	土石流	無
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-67)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-68)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-141)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-171)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-16)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-62)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-1-2-01501)	土石流	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅱ-9324)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅱ-9325)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅰ-670)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅰ-01501)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅰ-01502)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅰ-01503)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅰ-01504)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅱ-01505)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅱ-01506)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅱ-01507)	急傾斜地の崩壊	有
安賀里	若狭町安賀里(31-Ⅲ-01508)	急傾斜地の崩壊	有
長江	若狭町長江(31-Ⅱ-9313)	急傾斜地の崩壊	有
下夕中	若狭町下夕中(31-1-2-168-1)	土石流	無
下夕中	若狭町下夕中(31-1-2-168-2)	土石流	無
下夕中	若狭町下夕中(31-1-2-135)	土石流	有
下夕中	若狭町下夕中(31-1-2-136)	土石流	無
下夕中	若狭町下夕中(31-1-2-169S)	土石流	無
下夕中	若狭町下夕中(31-1-2-165S)	土石流	有
下夕中	若狭町下夕中(31-Ⅲ-9306)	急傾斜地の崩壊	有
下夕中	若狭町下夕中(31-Ⅰ-669)	急傾斜地の崩壊	有
下夕中	若狭町下夕中(31-Ⅰ-01601)	急傾斜地の崩壊	有
下夕中	若狭町下夕中(31-Ⅰ-01602)	急傾斜地の崩壊	有
下夕中	若狭町下夕中(31-Ⅱ-01603)	急傾斜地の崩壊	有
下夕中	若狭町下夕中(31-Ⅱ-01604)	急傾斜地の崩壊	有
有田	若狭町有田(31-1-2-18)	土石流	有
有田	若狭町有田(31-1-2-19)	土石流	有
有田	若狭町有田(31-1-2-20)	土石流	有
有田	若狭町有田(31-1-2-189S)	土石流	有
有田	若狭町有田(31-Ⅱ-9323)	急傾斜地の崩壊	有
有田	若狭町有田(31-Ⅲ-9305)	急傾斜地の崩壊	有
有田	若狭町有田(31-Ⅰ-683)	急傾斜地の崩壊	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(12)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
有田	若狭町有田(31-I-01701)	急傾斜地の崩壊	有
有田	若狭町有田(31-I-01702)	急傾斜地の崩壊	有
有田	若狭町有田(31-II-01703)	急傾斜地の崩壊	有
下吉田	若狭町下吉田(31-1-2-221S)	土石流	無
下吉田	若狭町下吉田(31-I-9310)	急傾斜地の崩壊	有
下吉田	若狭町下吉田(31-III-9314)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-02001)	土石流	有
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-69)	土石流	無
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-70)	土石流	有
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-71-1)	土石流	有
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-71-2)	土石流	無
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-71-3)	土石流	有
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-71-4)	土石流	無
脇袋	若狭町脇袋(31-1-2-72)	土石流	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-9342)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-9343)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-9344)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-9341)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-9345)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-I-02001)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-02002)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-02003)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-02004)	急傾斜地の崩壊	有
脇袋	若狭町脇袋(31-II-02005)	急傾斜地の崩壊	有
瓜生	若狭町瓜生(31-1-2-74-1)	土石流	有
瓜生	若狭町瓜生(31-1-2-74-2)	土石流	無
瓜生	若狭町瓜生(31-1-2-74-3)	土石流	有
瓜生	若狭町瓜生(31-1-2-74-4)	土石流	有
瓜生	若狭町瓜生(31-1-2-74-5)	土石流	有
瓜生	若狭町瓜生(31-1-2-75)	土石流	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-1-2-02101)	土石流	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-1-2-02102)	土石流	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-1-2-02103)	土石流	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-1-2-02104)	土石流	有
若葉・瓜生コーポ・グリーンハイ	若狭町瓜生(31-1-2-02105)	土石流	無
瓜生	若狭町瓜生(31-I-671)	急傾斜地の崩壊	有
瓜生	若狭町瓜生(31-II-9346)	急傾斜地の崩壊	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-I-02101)	急傾斜地の崩壊	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-I-02102)	急傾斜地の崩壊	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-II-02103)	急傾斜地の崩壊	有
瓜生・若葉・瓜生コーポ	若狭町瓜生(31-III-02104)	急傾斜地の崩壊	有
関	若狭町関(31-1-2-76)	土石流	有
関	若狭町関(31-1-2-77)	土石流	有
関	若狭町関(31-II-9347)	急傾斜地の崩壊	有
関	若狭町関(31-II-9348)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-85)	土石流	無
熊川	若狭町熊川(31-1-2-93)	土石流	無
熊川	若狭町熊川(31-1-2-175)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-178)	土石流	無
熊川	若狭町熊川(31-1-2-82)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-175)	土石流	無
熊川	若狭町熊川(31-1-2-203S)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-204S)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-206S)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-80)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-83)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-84)	土石流	無
熊川	若狭町熊川(31-1-2-91-1)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-91-2)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-92)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-142)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-176)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-177)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-1-2-81)	土石流	有
熊川	若狭町熊川(31-I-666)	急傾斜地の崩壊	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(13)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
熊川	若狭町熊川(31-I-672)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-I-685)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-I-9313)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-I-9314)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-III-9316)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-III-9317)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-III-9318)	急傾斜地の崩壊	有
熊川	若狭町熊川(31-III-9318)	急傾斜地の崩壊	有
新道	若狭町新道(31-1-2-94)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-172)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-78)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-95)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-79)	土石流	無
新道	若狭町新道(31-1-2-94)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-172)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-173)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-1-2-174)	土石流	有
新道	若狭町新道(31-I-2602)	急傾斜地の崩壊	有
新道	若狭町新道(31-I-2904)	急傾斜地の崩壊	有
新道	若狭町新道(31-I-9312)	急傾斜地の崩壊	有
新道	若狭町新道(31-II-2904)	急傾斜地の崩壊	有
新道	若狭町新道(31-II-9353)	急傾斜地の崩壊	有
新道	若狭町新道(31-II-9352)	急傾斜地の崩壊	有
せせらぎ	若狭町新道(31-1-2-96)	土石流	有
せせらぎ	若狭町新道(31-1-2-149)	土石流	無
せせらぎ	若狭町新道(31-1-2-179)	土石流	有
河内	若狭町河内(31-II-9303)	急傾斜地の崩壊	有
河内	若狭町河内(31-135)	地すべり	無
河内	若狭町河内(31-136)	地すべり	無
仮屋	若狭町仮屋(31-1-2-98)	土石流	有
仮屋	若狭町仮屋(31-1-2-99-1)	土石流	有
仮屋	若狭町仮屋(31-1-2-215S)	土石流	有
仮屋	若狭町仮屋(31-1-2-97)	土石流	有
仮屋	若狭町仮屋(31-1-2-99-2)	土石流	有
仮屋	若狭町仮屋(31-1-2-100)	土石流	有
仮屋	若狭町仮屋(31-I-02901)	急傾斜地の崩壊	有
仮屋	若狭町仮屋(31-II-02902)	急傾斜地の崩壊	有
仮屋	若狭町仮屋(31-II-02903)	急傾斜地の崩壊	有
仮屋	若狭町仮屋(31-III-02904)	急傾斜地の崩壊	有
仮屋	若狭町仮屋(31-III-02905)	急傾斜地の崩壊	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-150)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-03001)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-101)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-102)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-103)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-104)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-105)	土石流	無
三宅	若狭町三宅(31-1-2-180)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-1-2-223S)	土石流	有
三宅	若狭町三宅(31-II-03001)	急傾斜地の崩壊	有
三宅	若狭町三宅(31-II-03002)	急傾斜地の崩壊	有
三宅	若狭町三宅(31-II-03003)	急傾斜地の崩壊	有
三宅	若狭町三宅(31-II-03004)	急傾斜地の崩壊	有
三宅	若狭町三宅(31-II-9339)	急傾斜地の崩壊	有
三宅	若狭町三宅(31-II-9340)	急傾斜地の崩壊	有
市場	若狭町市場(31-1-2-106)	土石流	無
市場	若狭町市場(31-1-2-107)	土石流	無
市場	若狭町市場(31-I-9311)	急傾斜地の崩壊	有
市場	若狭町市場(31-II-03101)	急傾斜地の崩壊	有
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-108)	土石流	有
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-109)	土石流	無
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-110)	土石流	無
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-111)	土石流	有
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-03201)	土石流	有
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-03202)	土石流	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(14)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
井ノ口	若狭町井ノ口(31-1-2-03203)	土石流	有
井ノ口	若狭町井ノ口(31-I-03201)	急傾斜地の崩壊	有
井ノ口	若狭町井ノ口(31-146)	地すべり	無
天徳寺	若狭町天徳寺(31-1-2-112-1)	土石流	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-1-2-112-2)	土石流	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-1-2-112-3)	土石流	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-1-2-112-4)	土石流	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-1-2-151)	土石流	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-I-03301)	急傾斜地の崩壊	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-I-03302)	急傾斜地の崩壊	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-I-03303)	急傾斜地の崩壊	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-II-03304)	急傾斜地の崩壊	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-II-03305)	急傾斜地の崩壊	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-II-03306)	急傾斜地の崩壊	有
天徳寺	若狭町天徳寺(31-III-03307)	急傾斜地の崩壊	有
神谷	若狭町神谷(31-1-2-113)	土石流	有
神谷	若狭町神谷(31-1-2-114)	土石流	有
神谷	若狭町神谷(31-1-2-115)	土石流	有
神谷	若狭町神谷(31-II-9336)	急傾斜地の崩壊	有
神谷	若狭町神谷(31-II-9337)	急傾斜地の崩壊	有
神谷	若狭町神谷(31-I-03401)	急傾斜地の崩壊	有
神谷	若狭町神谷(31-II-03402)	急傾斜地の崩壊	有
神谷	若狭町神谷(31-II-03403)	急傾斜地の崩壊	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-116)	土石流	無
日笠	若狭町日笠(31-1-2-222S)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-153-1)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-153-2)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-181)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-182-1)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-182-2)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-182-3)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-183)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-184)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-185)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-117)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-118)	土石流	無
日笠	若狭町日笠(31-1-2-119)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-152)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-1-2-186)	土石流	有
日笠	若狭町日笠(31-I-679)	急傾斜地の崩壊	有
日笠	若狭町日笠(31-II-9334)	急傾斜地の崩壊	有
日笠	若狭町日笠(31-III-9311)	急傾斜地の崩壊	有
日笠	若狭町日笠(31-I-03501)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-11-1)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-11-2)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-11-3)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-11-4)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-12)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-13)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-14-1)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-14-2)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-15)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-124)	土石流	無
杉山	若狭町杉山(31-1-2-125-1)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-125-2)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-157)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-197S)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-198S)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-1-2-199S)	土石流	有
杉山	若狭町杉山(31-III-9309)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-I-03801)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-I-03802)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-II-03803)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-I-9307)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-I-9308)	急傾斜地の崩壊	有

資料3-11 土砂災害警戒区域一覧表(15)

集落名	土砂災害警戒区域の名称	発生原因	特別指定の有無
杉山	若狭町杉山(31-II-9327)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-II-9328)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-II-9329)	急傾斜地の崩壊	有
杉山	若狭町杉山(31-II-9330)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-I-2-9)	土石流	無
堤	若狭町堤(31-I-2-10)	土石流	無
堤	若狭町堤(31-I-2-122)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-123-1)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-123-2)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-156)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-216S)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-219S)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-220S)	土石流	無
堤	若狭町堤(31-I-2-158)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-159)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-160)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-I-2-03901)	土石流	有
堤	若狭町堤(31-II-9331)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-II-9332)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-I-682)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-III-9312)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-III-9313)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-I-03901)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-II-03902)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-I-04601)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-II-04602)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-II-04603)	急傾斜地の崩壊	有
堤	若狭町堤(31-II-04604)	急傾斜地の崩壊	無
堤	若狭町堤(31-III-04605)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-I-2-5)	土石流	有
兼田	若狭町兼田(31-I-2-6)	土石流	有
兼田	若狭町兼田(31-I-2-7)	土石流	無
兼田	若狭町兼田(31-I-2-8)	土石流	無
兼田	若狭町兼田(31-I-2-121)	土石流	有
兼田	若狭町兼田(31-I-2-04001)	土石流	有
兼田	若狭町兼田(31-I-2-04002)	土石流	有
兼田	若狭町兼田(31-I-9309)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-II-9338)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-I-676)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-I-04001)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-II-04004)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-III-04002)	急傾斜地の崩壊	有
兼田	若狭町兼田(31-III-04003)	急傾斜地の崩壊	有
武生	若狭町武生(31-I-2-4)	土石流	有
武生	若狭町武生(31-I-2-120)	土石流	有
武生	若狭町武生(31-I-2-04101)	土石流	有
武生	若狭町武生(31-I-2-04102)	土石流	有
武生	若狭町武生(31-I-4102)	急傾斜地の崩壊	有
武生	若狭町武生(31-II-9333)	急傾斜地の崩壊	有
武生	若狭町武生(31-III-04101)	急傾斜地の崩壊	有
玉置	若狭町玉置(31-III-9310)	急傾斜地の崩壊	有
中野木	若狭町中野木(31-I-2-3)	土石流	有
中野木	若狭町中野木(31-I-2-154)	土石流	有
中野木	若狭町中野木(31-I-2-155)	土石流	無
中野木	若狭町中野木(31-I-2-04401)	土石流	無
中野木	若狭町中野木(31-I-2-04402)	土石流	無
中野木	若狭町中野木(31-II-4401)	急傾斜地の崩壊	有
下野木	若狭町下野木(31-I-2-1)	土石流	有
下野木	若狭町下野木(31-I-2-2)	土石流	有
下野木	若狭町下野木(31-I-2-200S)	土石流	有
下野木	若狭町下野木(31-I-4501)	急傾斜地の崩壊	有

※出典：県砂防防災課に確認

[資料編]

資料 4 - 1 危険物施設数一覧表

(令和3年3月現在)

				合 計	事業所
	製造所	貯蔵所	取扱所		
敦賀美方消防組合	1	394	185	580	223
若狭消防組合	2	247	111	360	153
合 計	3	641	296	940	376

※出典：令和2年度消防防災年報（福井県）

資料 4 - 2 危険物の種別危険性

(令和3年10月調べ)

種別	危険性・注意事項	災害予防・消化方法
第1類 酸化性固体	可燃物の接触混合・分解促進物との接近・危険な過熱・衝撃摩擦・過酸化物は水との接触。	酸化剤の分解をとめることが必要。 消火は困難な場合が多く大量注水。 延焼防止に重点。
第2類 可燃性固体	酸化剤との接触・混合・炎・高温体との接近・過熱・金属粉は水・酸との接触。	比較的低温着火・有毒ガス発生による中毒防止。 大量注水が有効。
第3類 自然発火性物質及び禁水性物質	水との接触により発熱・爆発危険。	禁水性の危険物・容器の破損防止。 適当な消火方法なし。 管理の徹底が必要。
第4類 引火性液体	極めて引火しやすい。炎・火花・高温体との接近注意。 一般に水より軽く水にとけにくい。	引火点以下に保持。 液体の漏えい防止。 空気遮断・不燃性ガスによる消火。
第5類 自己反応性物質	酸素含有の自己燃焼物質。 炎・火花・高温体との接近。 過熱・衝撃・摩擦。	自然発火の防止。 燃焼速度が極めて早い。 大量注水。
第6類 強酸化性液体	可燃物との接触・分解促進・一般に強酸又は強酸化剤である。	容器の破損・漏えいによる災害防止。 大量水で希釈。

※出典：消防法など

資料４－３ LPガス販売業者（取扱所）一覧表

(令和3年10月現在)

	会社（店）名	所在地	電話番号
1	(有)五井伴石油	三方 32-20	45-0120
2	(有)野村石油店	相田 31-4-1	45-1225
3	福井県農業協同組合 三方五湖支店	鳥浜 46-5	45-1122
4	福井県経済連 嶺南ガスセンター	三方 150-3-1	45-3611
5	上中ガス(株)	三宅 92-2-12	62-0092
6	武田燃料店	井ノ口 35-20	62-0164
7	松井商店	熊川 39-10	62-0224
8	福井県農業協同組合 若狭基幹支店 上中支店	井ノ口 37-8	62-1211

※出典：一般社団法人福井県 LP ガス協会 HP

資料４－４ 石油類販売業者一覧表

(令和3年10月現在)

	会社（店）名	所在地	電話番号
1	(有)野村石油店	能登野 34-37-1	45-1472
2	(株)前田産業	能登野 36-14	45-0744
3	(有)野村石油店	相田 31-4-1	45-1225
4	(有)ホープ商事	北前川 44-10-4	45-1345
5	JA 福井県レイクサイド	鳥浜 55-66-1	45-1123
6	(有)五井伴石油	三方 32-30	45-0120
7	レインボー観光自動車(株)	気山 230-10-1	45-0251
8	(有)田中産業	下夕中 34-29	62-0524
9	上中石油(株)	三宅 84-16-1	62-1277
10	(有)吉村油店	三宅 86-5-1	62-0040
11	JA 福井県井ノ口	井ノ口 27-9-2	62-0014

※出典：福井県石油業協同組合および JA 福井県に確認

[資料編]

資料5-1 消防力の現況

(令和3年10月現在)

区 分		現 有 数				
		三方消防署	三方消防団	上中分署	上中消防団	
施 設	署 所 及 び 分 団					
	車 両	消 防 ポ ン プ 車	1	3	1	1
		水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車	1		1	
		は し ご 付 消 防 ポ ン プ 車				
		化 学 消 防 ポ ン プ 車				
		救 急 車	1		1	
		救 助 工 作 車				
		大 型 化 学 車				
		大 型 高 所 放 水 車				
		泡 原 液 搬 送 車				
		小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車		11		5
		そ の 他	3			1
合 計 車 両 台 数		6	14	3	7	
人 員	消 防 職 員 及 び 団 員	19	230	14	148	

※出典：三方消防署および上中分署に確認

資料5-2 消防水利の現況

(令和3年10月現在)

	現有数		
	三方地域	上中地域	合計
消火栓	596	275	871
防火水槽	109	161	270

※出典：消防年報等

資料５－３ 防災倉庫等の状況

(令和３年１０月現在)

地域単位の倉庫

名称	所在地	施行年月	備考
三方防災倉庫	北前川 17-1	平成 9 年 11 月	三方消防署の敷地内
水防倉庫	北前川 16-1-1	昭和 62 年 7 月	給食センターの隣
上中水防倉庫	上吉田 5-31-2	平成 24 年 11 月	上中分署の敷地内

地区単位の倉庫

名称	所在地	施行年月	備考
三十三防災倉庫	井崎 59-24	令和 3 年 12 月	三十三公民館の敷地内
三方 //	北前川 17-1	//	三方防災倉庫の一部
気山 //	気山 176-15-1	//	気山公民館の敷地内
西田 //	田井 23-10-1	//	梅の里小学校 //
西浦 //	神子 14-4	//	みさきち //
鳥羽 //	三田 26-3	//	鳥羽公民館 //
瓜生 //	脇袋 12-3-2	//	瓜生公民館 //
熊川 //	熊川 43-37	//	熊川公民館 //
三宅 //	井ノ口 37-8	//	三宅公民館の一部
野木 //	兼田 1-29	//	野木公民館の敷地内

資料５－４ 主な防災資機材の備蓄状況

(令和３年６月現在)

三方防災倉庫（水防資機材に限る）（一輪車のみ水防倉庫に保管）

品目	数量	品目	数量
土のう袋	2,232 枚	金槌	6 本
縄	19 本	つるはし	3 本
丸木（丸太）	28 本	クリッパー	7 本
杭	109 本	ペンチ	4 本
鉄線（針金、番線）	60 本	照明器具（300W）	3 台
スコップ	36 本	鍬	17 本
掛矢	9 個	一輪車	20 台

上中水防倉庫（水防資機材に限る）

品目	数量	品目	数量
土のう袋	6,400 枚	金槌	4 本
大型土のう	112 個	つるはし	5 本
縄	13 本	クリッパー	4 本
丸木（丸太）	36 本	ペンチ	10 本
杭	59 本	照明器具（300W）	1 台
鉄線（針金、番線）	60 本	鍬	3 本
スコップ	60 本	一輪車	8 台
掛矢	8 個		

[資料編]

地区単位の倉庫（各地区倉庫に下記品目が備蓄されている）

品目	数量	品目	数量
ダンボールベッド	20 個	LED 強カライト	4 台
簡易間仕切り	10 個	特設公衆電話	2 台
プライベートテント	10 個	ブルーシート	6 枚
大型扇風機	4 台	フェイスタオル	600 枚
スポットクーラー	2 台	手指消毒用アルコール	10L
石油ファンヒーター	2 台	運搬用台車	1 台
ポータブルワイヤレスアンプ	1 台	折りたたみコンテナ	3 個
LED 投光器	1 台	非常用トイレ（便座）	6 個
小型発電機	1 台	非常用トイレ（処理剤）	300 袋
延長コード	2 台	担架	1 台
ガソリン携行缶	2 個		

資料6-1 水道事業の概要

(令和3年10月現在)

施設名称	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量(m ³)	給水人口 (人)	水源の種別
若狭町 上水道	9,010	5,800	6,405	表流水・地下水
杉山 簡易水道	192	46	139	伏流水
倉見 //	320	48	141	伏流水
向笠 //	560	88	240	地下水
田井 //	740	380	539	地下水
海越 //	215	200	152	地下水
世久見 //	155	290	121	地下水・湧水
食見 //	120	113	64	表流水
小川 //	260	451	150	地下水
神子 //	186	348	110	地下水
常神 //	203	420	121	地下水
三十三 //	2,939	1,192	2,000	地下水
三方 //	4,900	2,300	3,669	表流水・地下水

※町建設水道課に確認

資料6-2 下水道事業の概要

(令和3年10月現在)

区分	地区名等	供用開始 年月	事業計画区域		備考
			区域人口	戸数	
集落排水	田井	H11.4	1,040	172	農業集排
	鱒川西 (佐古・田名・向笠)	H8.5 H9.4	620	163	//
	遊子	H8.4	590	14	//
	小川	H11.4	1,350	57	漁業集排
	神子	H4.4	1,070	37	//
	世久見	S63.4	930	29	//
	常神	H18.4	1,260	40	//
	堤	H5	350	80	農業集排
	杉山	H6.4	190	45	//
	野木	H7.4	990	211	//
	上中鳥羽	H7.11 H8.4	2,520	491	//
	瓜生	H9.4	2,770	473	//
	三方南部	H6.10	3,740	721	//
特環公共	熊川	H9.4	640	265	公共下水
	三宅	H11.4 H12.4	1,870	728	//
	三方	H12.3	3,450	1,130	//
	海越	H19.4	150	43	//

※町建設水道課に確認

資料 7-1 防災関連機関連絡先一覧表

(令和7年3月調べ)

1. 福井県

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
福 井 県	危機管理課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0308		018-111-61 -2171
	河川課	〃	0776-20-0480		018-111-61 -3391
	砂防防災課	〃	0776-20-0494		018-111-61 -3395
嶺 南 振 興 局	二州企画振興室	敦賀市中央町 1-7-42	0770-56-2216		
	二州農林部	〃	0770-22-0185		
	若狭企画振興室	小浜市遠敷 1-101	0770-56-2216		
	税務部	〃	0770-56-2222		
	農村整備部	〃	0770-56-2219		
	二州健康福祉センター	敦賀市開町 6-5	0770-22-3747		018-407-2
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300		018-408-2
	敦賀土木事務所	敦賀市中央町 1-7-36	0770-22-4661		018-111-78 -5150
	小浜土木事務所	小浜市遠敷 1-101	0770-56-2103		018-111-79 -5162
	敦賀港湾事務所	敦賀市桜町 2-1	0770-22-0369		018-413-1- 10

福井県警察

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
福井県警察本部	警務課	福井市大手 3-17-1	0776-22-2880		
敦賀警察署		敦賀市木崎 12-18-1	0770-25-0110		
小浜警察署		小浜市遠敷 9-11-1	0770-56-0110		
敦賀警察署 三方交番		若狭町三方 42-14	0770-45-0007		
小浜警察署 上中交番		若狭町上吉田 5-31-2	0770-56-0110 (直通なし)		

2. 指定地方行政機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
北 陸 農 政 局 福 井 県 拠 点		福井市日之出 3-14-15	(代)0776-30-1611		
福井森林管理署 小浜森林事務所		小浜市千種 1-12-21	(代)0770-52-0315		
敦賀海上保安部 小浜海上保安書		小浜市川崎 1-3-1	(代)0770-52-0494		
福井地方气象台		福井市豊島 2-5-2	(代)0776-24-0096		018-452-2
近畿地方整備局 福井河川国道事務所	嶺南河川国道維持出張所	小浜市遠敷 1-101	(代)0770-56-1617		
近畿地方整備局 北川出張所		小浜市遠敷 1-101	(代)0770-56-1764		
中 部 運 輸 局 敦 賀 庁 舎		敦賀市港町 7-15	(代)0770-22-0003		
福井労働局敦賀 労働基準監督署		敦賀市鉄輪町 1-7-3	(代)0770-22-0745		
ハローワーク 敦 賀		敦賀市鉄輪町 1-7-3	(代)0770-22-4220		
ハローワーク 小 浜		小浜市後瀬町 7-10	(代)0770-52-1260		

3. 自衛隊

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
陸 上 自 衛 隊 第 14 普通科連隊	第三科	石川県金沢市野田町 1-8	(代)076-241-2171		
陸 上 自 衛 隊 第 372 施設中隊		鯖江市吉江町 4-1	(代)0778-51-4675		
海 上 自 衛 隊 舞 鶴 地 方 総 監	防衛部	京都府舞鶴市字余部下 1190	(代)0773-62-2250		
航 空 自 衛 隊 第 6 航空団	防衛部	石川県小松市向本折町 戊 267	(代)0761-22-2101		

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福 井 県 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
西日本電信電話(株)	金沢支店 (支店長)	石川県金沢市出羽町 4-1	076-220-4211	局番なし 113	
日 本 赤 十 字 社	福井県支部	福井市月見 2-4-1	0776-36-3640		
関 西 電 力 (株)	美浜営業所	美浜町郷市 13-8	0770-32-3500		
	小浜営業所	小浜市南川町 14-53	0770-52-5650		
西日本旅客鉄道(株)	金沢支社	石川県金沢市広岡 3-3-77	076-254-3011		
日 本 通 運 (株)	小浜支店	小浜市駅前町 10-22	0770-53-1050		
日本放送協会 福 井 放 送 局		福井市宝永 3-3-5	0776-28-8850		
郵便事業(株) 北 陸 支 社		石川県金沢市上堤町 1-15	076-220-3031		

5. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福 井 県 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
医 師 会	三方郡医師会	美浜町興道寺	0770-32-0311		
	小浜医師会	小浜市南川町 12-8	0770-53-2407		
若狭町社会福 祉 協 議 会		若狭町市場 18-18(パ レオ若狭内)	0770-62-9005		
J A 福 井 県	三方五湖支店	若狭町鳥浜 46-5	0770-45-1122		
	上中支店	若狭町井ノ口 37-8-1	0770-62-1211		
森 林 組 合	れいなん森林 組合	小浜市神宮寺 5-30	0770-56-5600		
若狭三方漁業 協 同 組 合		若狭町小川 17-36	0770-47-1331		
わかさ東商工会		若狭町中央 1-5	0770-45-0222		

※出典：各機関の HP など

資料 7-2 被害認定統一基準

被害認定統一基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重症者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

※出典：災害の被害認定基準について（R3. 6. 24 内閣府政策統括官通知）

資料7-3 地震・津波情報の広報文例

地震・津波情報の広報文例

[例文1 《津波》]

●海浜にある者への避難指示の伝達

- ・緊急連絡をします。こちらは、若狭町役場です。
- ・〇〇の地震の影響による津波の到達予想時刻は、〇〇時〇〇分頃です。
- ・海や浜にいる人は、至急、高台に避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動して下さい。
- ・以上、若狭町役場からの緊急連絡です。……………

(メッセージはすべて2回繰返し)

[例文2 《地震発生直後》]

●地震発生直後の注意事項（震度5弱以上の場合）

- ・こちらは、若狭町役場です。
- ・ただいま、〇〇を震源とする震度〇〇の地震がありました。
- ・ガスの元栓をしめて、火の元を消して下さい。
- ・電気器具のスイッチも切して下さい。
- ・停電した場合は、懐中電灯を使って下さい。
- ・マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
- ・ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
- ・屋外にいる人は、壊れた建物やビル、ブロック塀、高圧線から離れて下さい。
- ・ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけて下さい。
- ・車に乗っている方は車を左側に寄せ、エンジンを切って様子を見て下さい。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
- ・以上、若狭町役場です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

(メッセージはすべて2回繰返し)

[例文3 《地震後の避難》]

●住民への避難指示の伝達

- ・こちらは、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・先ほどの地震により、町内各地で家屋の倒壊などの被害が発生しています。
- ・よって若狭町では住民への避難指示を発表します。
- ・住民の皆様は、すみやかに各地域の避難所へ避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動をして下さい。
- ・なお、避難するときの持ち物は最小限にし、徒歩で避難して下さい。
- ・以上、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

[例文4 《地震後の注意事項》]

●地震発生後の注意事項（震度4以上の場合）

- ・こちらは、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・〇〇地方の地震はおさまりました。
- ・震源は〇〇、若狭町の震度は〇〇と発表されました。
- ・しばらくの間、してはならないことは次のとおりです。
 - ◇ 電話は使わないで下さい。
 - ◇ 水はむだにしないで下さい。
 - ◇ 必要もないのに表に出ないで下さい。
 - ◇ マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
 - ◇ たばこはしばらく、がまんして下さい。
 - ◇ 照明スイッチをつけたり消したりしないで下さい。
- ・出所のわからない情報・デマには一切耳を貸さず、人にも伝えないようお願いいたします。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・以上、若狭町役場（若狭町災害対策本部）です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

資料 8-1 県防災ヘリコプター応援要請書の様式

様式第1号（第3関係）

要 請 団 体	発信者				
災 害 種 別	1：救急	2：救助	3：災害応急	4：火災防御	5：広域応援
要 請 内 容	1：救急	2：救助	3：物資等輸送	4：火災消火	5：広報 6：調査
発 生 場 所 ・ 目 標	(市・町) 丁目		番地 ・ 目標		
発 生 日 時	年	月	日 (曜日)	午前 ・ 午後	時 分
災害(事故)概要					
気 象	天候	風向	風速	m/s	気温 ℃
	視程	m	雲高	m	警報・注意報
出 場 先 臨 時 着 陸 場	場所 (市・町) 丁目		番地		
	目標		要請側病院名		
輸 送 先 臨 時 着 陸 場	場所 (市・町) 丁目		番地		
	目標		輸送先病院名		
傷 病 者 等	傷病者氏名		生年月日	年	月 日 歳
	傷病名		程度(重・中・軽) 男・女		
地 上 指 揮 者	指揮者名		コールサイン		
コ ー ル サ イ ン	無線種別(全国波・県波・市町村波)				
他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名		機数 機		
要 請 日 時	年	月	日 (曜日)	午前 ・ 午後	時 分

資料 8-2 福井県広域消防相互応援協定書

福井県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福井県内の市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。）における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 協定区域は、この協定書により協定した市町（以下「関係市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、被災市町の長（一部事務組合にあっては、管理者とする。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援。
 - (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、被災市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により被災地との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、被災市町の長からの要請があったものとみなし応援出動することができる。
- 2 前項第1号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第5条 特別応援を要請しようとする市町（以下「受援市町」という。）の長は、次の事項を明確にして応援する市町（以下「応援市町」という。）の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生場所及び災害の状況
 - (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
 - (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
 - (5) 集結場所
 - (6) その他必要な事項
- 2 受援市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。
- 3 普通応援で出動した場合は、応援市町の長は、直ちにその旨を被災市町の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を受援市町の長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、受援市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、受援市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この協定書は、令和元年6月1日から施行する。

資料 8-3 福井県・市町災害時相互応援協定

福井県・市町災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町独自では十分な災害応急措置対策が実施できないときに、県および県内市町が相互に協力して応援を行うため、必要な事項について定めるものとする。

(県および市町における情報収集および伝達)

第2条 県および市町は、災害が発生した場合においては、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 市町は、収集した情報を速やかに県に報告するものとする。

3 県は、収集した被災状況および応急活動等の情報を速やかに他の市町に伝達するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水および生活必需物資（以下「支援物資」という。）ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあっせん

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材ならびに物資の提供およびあっせん

(3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん

(4) 救援、医療、防疫および応急復旧活動等に必要な職員の派遣

(5) ボランティアのあっせん

(6) 児童生徒の受入れ

(7) 被災者に対する住宅のあっせん

(8) 避難者の受入れ

(9) ごみおよびし尿処理のための車両および施設の提供

(10) 支援物資の受入れ、仕分けおよび保管等に必要な施設の提供

(11) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(県の役割)

第4条 県は、被災市町と連絡がとれない場合または被災市町が災害対策本部を設置した場合その他被災状況等の情報収集を行う必要があると認めた場合は、職員を派遣し被災地の情報収集を行うものとする。

2 県は、被災市町からの応援の要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに、応援を行い、または他の市町に応援を求めるものとする。

3 県は、前条に掲げる応援のほか、被災市町からの要請があった場合または県が必要と認めた場合は、職員を派遣し、被災市町災害対策本部の運営等の応援を行うものとする。

4 県は、災害の規模、場所または被災市町からの応援の要請内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに防災機関、他の都道府県または国に応援を求めるものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする被災市町は、県または他の市町に対して次の事項を明らかにして無線または電話等（以下「電話等」という。）で応援を要請した後に、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等

- (3) 第3条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
 - (4) 応援場所および応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定により被災市町から応援の要請を受けた県は、他の市町による応援が必要と認めるときは、被災市町が属するブロック（別表に定めるブロックをいう。）内の市町と速やかに調整の上、応援の割当を決定し、被災市町および応援市町に対し、文書および電話等により連絡するものとする。
- 3 県は、前項の規定による応援の割当てのみによっては十分な応援を行うことができないと認めるときは、他のブロックの市町と速やかに調整の上、応援の割当てを決定し、被災市町および応援市町に対し、文書および電話等により連絡するものとする。
- 4 被災市町が第1項の規定により、県に応援を要請した場合において、前2項の規定により他の市町による応援を受けたときは、被災市町から応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。
- 5 第1項の規定により被災市町から応援の要請を受けた市町は、応援の内容を県および被災市町に対し、速やかに文書および電話等により連絡するものとする。

（市町の自主的活動）

- 第6条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町が必要と認めるときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。
- 2 応援を行おうとする市町は、その内容を県に対して報告するものとする。
- 3 第1項に規定する応援を行う場合は、前条に規定する要請があったものとみなす。

（物資等の携行）

- 第7条 県および市町は、職員を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

（応援費用の負担）

- 第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。
- 2 応援を要請した被災市町において、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した被災市町から申し出があった場合は、応援を要請された県または市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（日頃の災害に対する備え）

- 第9条 県および市町は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備ならびに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

（訓練の実施）

- 第10条 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町防災訓練を実施するとともに、毎年度実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（連絡窓口）

- 第11条 県および市町は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制を整備するものとする。

(市町消防防災連絡会議の開催)

第12条 県および市町は、この協定が円滑に行われるよう、毎年度および必要に応じて、市町消防防災連絡会議を開催し、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、県または市町が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年9月16日から適用する。

平成8年2月23日に締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」は、この協定の適用をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、県および各市町記名押印の上、各1通を保有する。

(第5条関係)

ブロック	市町
福井・坂井・奥越	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
丹南	鯖江市、越前市、池田町、越前町、南越前町
嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

平成28年9月16日

資料 8-4 災害時における相互応援協定（吹田市）

災害時における相互応援協定

吹田市（以下「甲」という。）と若狭町（以下「乙」という。）とは、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吹田市域内又は若狭町域内において、大規模な災害が発生した場合意における相互応援に関し、必要事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- ・大規模な地震による災害
- ・大雨又は暴風による災害
- ・大規模火災
- ・その他突発災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援活動の要請）

第3条 この協定に基づく応援活動（以下「応援活動」という。）は、前条各号のいずれかに該当する災害が発生した市町（以下「受援市町」という。）の長が、応援を受ける必要があると認めたときは、一方の市町（以下「応援市町」という。）の長に対して要請するものとする。

2 前項に規定する応援活動の要請は、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、事後速やかに応援活動要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- ・災害の種類、発生日時、場所及び期間
- ・応援を必要とする物資、場所及び期間
- ・連絡・誘導担当者の所属、役職、氏名及び連絡先
- ・その他必要事項

3 前項第2号の物資は、次のとおりとする。

- ・避難者用食糧（水、保存食、乳幼児食及び高齢者食等）
- ・避難者用毛布
- ・ビニールシート

（応援活動の諾否）

第4条 応援市町の長は、前条の規定により応援活動の要請を受けた場合において、同条の応援活動の要請に応ずることができるときは、速やかに受援市町の長に電話等により通知するものとする。この場合において、応援活動の体制が整ったときは、速やかに応援活動の内容、到着時刻等の必要事項を受援市町の長に対し電話等により通知し、その後、応援活動受諾書（様式第2号）を送付ものとする。

2 応援市町の長は、前条の応援活動の要請に応ずることができない場合は、速やかにその旨を受援市町の長に対し電話等により通知するものとし、その後、文書により通知するものとする。

（応援活動隊の指揮）

第5条 受援市町における応援活動隊の指揮は、受援市町の長が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援活動に要した往復の経費は、応援市町の負担とする。

2 応援活動の要請による第3条第3項に規定する物資（現に備蓄している物資を除く。）を調達した経費は、受援市町の負担とする。

（応援活動の記録）

第7条 応援市町の長は、応援活動を行ったときは、応援活動記録表（様式第3号）を作成するものとする。

（応援活動の終了）

第8条 応援活動の終了は、次に定めるところによるものとする。

- ・ 応援活動隊の長が受援市町の長に応援活動の終了を告げたとき。
- ・ 応援活動隊の都合により、応援活動の続行が不可能になったとき。

（応援活動の終了報告）

第9条 応援市町の長は、応援活動隊が帰還後、次の事項を受援市町の長に報告するものとする。

- ・ 応援物資の種類及び数量
- ・ 応援活動に従事した者の所属、役職及び氏名
- ・ 応援活動に要した車両の延べ出動台数
- ・ 応援活動の記録
- ・ 応援活動に要した経費
- ・ その他必要事項

（損害補償）

第10条 応援活動に従事した者が、同活動中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、法令又は条例の適用がある場合を除き、受援市町が負担する。

（連絡先）

第11条 この協定に関する連絡先は、別表のとおりとする。

2 別表の連絡先に変更が生じたときは、遅滞なく相手方にその旨を連絡するものとする。

（疑義の協議）

第12条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年 8月23日

（2005年）

甲 大阪府吹田市泉町
1丁目3番40号
吹田市

代表者

吹田市長 阪口 善雄

乙 福井県三方上中郡
若狭町中央1-1
若狭町

代表者

若狭町長 千田 千代和

資料 8-5 災害時の相互応援に関する協定書（高島市）

災害時の相互応援に関する協定書

滋賀県高島市および福井県三方上中郡若狭町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生した場合、災害を受けた協定市町に対する応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第 1 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水および生活必需物資、ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (4) 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 避難者および傷病者等（以下、「避難者等」という。）の受入
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請しようとする協定市町（以下、「受援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、電話またはファックス等により応援を要請し、後日、速やかに災害発生による応援要請書（様式 1 号または様式 2 号）を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、業務の内容および人員
- (3) 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名・規格・数量等
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、避難者等の数、状態、緊急性および搬送の可否
- (5) 応援の期間、場所および経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援要請を受けた協定市町（以下、「応援市町」という。）は、受援市町に対して別紙様式 3 号により通知するものとする。なお、通知の方法については、前項に準じて行う。

（応援物資の配送）

第 3 条 応援市町は、応援物資を配送する場合、受援市町が求める場所まで当該物資を届けるものとする。

（避難者等の受入）

第 4 条 避難者等の受入は、応援市町の受入決定を受けて行うものとし、避難者等の輸送については、基本的に受援市町において実施するものとする。

ただし、受援市町が、災害による体制等の混乱により避難者等の搬送が出来ない場合は、応援市町が搬

送を行うものとする。

(自主応援活動の実施)

第5条 協定市町は、相互の区域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により自主応援活動を実施できるものとする。

(応援活動の記録)

第6条 応援市町は、応援活動を行ったときは、様式4号により応援活動の記録を行うものとする。

(応援活動の終了)

第7条 応援活動の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援活動が完了し、応援隊の長から受援市町の長に対して完了報告を行ったとき。
- (2) やむを得ない事情等により受援市町の長が、活動の継続が不可能と判断したとき。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として受援市町が負担するものとする。ただし、自主応援活動に要する経費の負担については、協定市町が協議して定めるものとする。

- (1) 第1条第2号および第3号の業務に要する経費、購入費および輸送費
- (2) 第1条第4号および第5号の業務に要する経費、借上料、輸送費および破損または故障が生じた場合の修理費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協定市町が必要と認める経費

(経費の請求)

第9条 前条に定める経費の請求は、第6条に定める応援活動記録表を添付して、別紙様式5号により応援市町の長が受援市町の長に対して行うものとする。

ただし、自主応援活動に要する経費の請求については、協定市町が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第10条 応援活動に従事した者が、同活動中に負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、法令または条例の適用がある場合を除き、受援市町が負担するものとする。

(連絡担当および連絡体制の確立)

第11条 協定市町は、別表による所管課を連絡担当とし、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、あらかじめ必要な資料等を交換するとともに、相互の連絡体制を確立するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協定市町が協議し定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年2月20日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年2月20日

滋賀県高島市新旭町北畑565

高島市

高島市長 海東 英和

福井県三方上中郡若狭町中央1-1

若狭町

若狭町長 千田 千代和

資料8-6 応援要請の様式

第 号

年 月 日

殿

福井県三方上中郡若狭町長

応 援 要 請 書

災害対策基本法第67条の規定により、応援措置を次のとおり要請します。

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する資器材、物資の 品名・数量等、派遣職員の 職種及び人員	
⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援期間	自 年 月 日 至 年 月 日
⑧ 応援の実施場所	
⑨ その他	

資料8-6 応援要請の様式

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災 害 種 別	地震・水害・火災・その他	要請年月日	年 月 日 時 分
		主管部名	
		部長名	
		担当者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充・資器材調達・車両調達・燃料調達 広報依頼・自衛隊派遣要請 その他（)
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報文などでできるかぎり具体的に記入] ※ 別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 っ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

若狭町災害時生活必需物資供給協力協定実施要綱

平成 23 年 2 月 28 日 告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地震、風水害その他の災害発生時又はおそれがある場合に、応急措置のため緊急に食糧等生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図る必要が生じた場合、その調達についての協力を要請するため、供給協力店との間に事前に協定書を締結し、災害時における物資の供給体制を確立し、もって町民生活の安定に資するものとする。

(協力要請)

第 2 条 災害時における応急措置として、緊急に物資の確保を図るため、町長が必要と認めるときは供給協力店等の保有する物資の調達を要請するものとする。

(協力の実施)

第 3 条 供給協力店等は、町の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

(供給協力店等の選定)

第 4 条 供給協力店はスーパーチェーン店等の小売店、卸売業者等であって、次の選定条件に基づき町長が適当と認めるものの中から選定する。

- (1) 緊急に必要な物資について、その全品目または特定の品目の在庫が相当量あり、かつ町外にある本支店等あるいは取引先などからも相当量の緊急調達が可能で、町の供給要請に十分協力できること。
- (2) 町の供給要請に協力することによって一般営業に支障をきたし、災害時における周辺住民に対する生活必需物資の供給に著しい影響をおよぼすおそれがないこと。

(物資の種類)

第 5 条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品

(調達要請の手続き)

第 6 条 供給協力店等に対する物資の調達要請は災害緊急物資要請書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資の価格)

第 7 条 災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の取引)

第 8 条 物資の引渡し場所は町と供給協力店等と協議のうえ定めるものとし、当該場所において町職員が調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

(保有数量の報告)

第 9 条 本協定の万全な実施を図るため、町は協力店等に対し、その在庫品目、数量等について報告を求めものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第 6 条関係)

災害緊急物資要請書

供給協力店 様

若狭町長

年 月 日付けで締結した災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 物資の種類、数量

2 物資の引渡場所

災害時等における物資の供給に関する協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、若狭町内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という)において第4条(物資の種類)に掲げる生活必需物資(以下「物資」という)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、若狭町地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があったときには協力するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書をもって行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

(物資の種類)

第4条 本協定に基づき、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(物資の引渡)

第5条 物資の受け取り場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

(物資の価格及び運搬費用)

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬の費用については、甲の負担とする。

(代金の請求)

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成 年 月 日までとする。但し、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

若狭町災害時要援護者福祉避難所整備事業実施要綱

平成 23 年 2 月 28 日 告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害時における一次避難所での避難生活において特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を、社会福祉施設等を利用した福祉避難所に収容し保護することにより、特別な支援を実施し、要援護者の安定した避難生活を確保することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、若狭町（以下「町」という。）とする。

(対象者)

第 3 条 次に掲げる者のうち、町内に居住する者で町長が認めたもの（以下「要援護者等」という。）は、この事業により福祉避難所に収容することができる。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、福祉避難所において特別な支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、福祉避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

(福祉避難所)

第 4 条 この事業において、福祉避難所とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（様式以下「協定書」という。）により、町と社会福祉法人等（以下「法人等」という。）間で福祉避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び町長が指定する町の施設とする。

(協定の締結)

第 5 条 社会福祉施設等を福祉避難所として使用するためには、前条の規定による協定書を町長と法人等間で締結するものとする。

(要援護者等の受入手続)

第 6 条 町長は、要援護者等の福祉避難所への収容が必要となったときは、要援護者等の受入れについて、要援護者等受入依頼書（様式第 1 号）により法人等に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(要援護者等の受入期間)

第 7 条 要援護者等の受入期間は、原則として 7 日以内とする。

(要援護者の移送)

第 8 条 要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族及び支援者が行うものとする。

(受入状況の報告)

第 9 条 要援護者等を受入れた法人等は、その受入状況について、要援護者等受入状況報告書（様式第 2 号）により町長に報告するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 10 条 町長は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧及び医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 町長は、福祉避難所が要援護者を適切に介助できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第 11 条 福祉避難所において、要援護者等が利用期間内に要した経費については、原則として町が負担するものとする。

(負担金の請求)

第12条 要援護者等を受入れた法人等は、要援護者等が利用期間内に要した経費について、町長に請求するものとする。

(負担金の決定)

第13条 町長は、前条の規定に基づき、法人等が請求した内容を審査の上、負担の要否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき負担を決定したときは、速やかに支出の手続きを行うものとする。

(運営計画の策定)

第14条 町長及び法人等は、福祉避難所の運営に係る人員体制及び連絡体制等について協議の上、運営計画を策定するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 町長及び法人等は、本事業を円滑に実施するために、関係機関との連携に努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

要援護者等受入依頼書

施設管理者 様

若狭町長



年 月 日付けで締結した災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書に基づき、
下記のとおり要援護者等の受入を依頼します。

記

1 福祉避難所として使用する施設名等

(1) 所在地

(2) 施設名

2 受入を依頼する者

(1) 対象者

氏名

住所

生年月日

心身の状況

連絡先等

(2) 身元引受人

氏名

住所

連絡先等

3 受入予定期間

様式第2号（第9条関係）

要援護者等受入状況報告書

若狭町長 様

施設管理者



年 月 日の状況は次のとおりです。

氏名	住所	生年月日	心身の状況	連絡先	備考

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、若狭町内における大規模な地震及び風水害等の災害により、災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難支援の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所での生活において特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所として使用する施設)

第4条 福祉避難所として使用する施設は、別表のとおりとする。

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、生年月日及び連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族及び支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医療品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、 年 月 日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

(別表)

施設名称	所在地

資料 8-9 災害関連協定締結先一覧表

(令和3年12月現在)

締結先	内容
福井県・県内各市町	相互応援に関する協定
吹田市、高島市、高槻市、益田市、三木市、多可町、若桜町	//
全国梅サミット協議会加盟市町（12市町）	//
あわら市・美浜町	湖における環境被害時の相互応援に関する協定
環境自治体会議を構成する市区町村	相互支援に関する協定
近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ
一般社団法人若狭町建設業会	応急対策に関する協定
社団法人福井県LPガス協会敦賀支部・若狭支部	//
小浜市電工会	//
若狭町管工事組合	水道施設の応急活動に関する協定
福井県農業協同組合	災害時の物資に関する協定
協同組合三方ショッピングセンター	//
株式会社PLANT	//
株式会社若狭瓜割	//
株式会社光洋 若さ工場	//
福井県民生活協同組合	//
社会福祉法人松寿会	災害時の福祉避難所に関する協定
医療法人敦賀温泉病院	//
若狭町社会福祉協議会	//
社会福祉法人つぐみ福祉会	//
一般社団法人福井県ドローン協会	災害時のドローン運用業務協定
明治国際医療大学、オーイング株式会社	包括協定
有限会社せくみ屋	避難所の開設に係る覚書
西日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用に関する協定
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
町内郵便局および敦賀郵便局	災害発生時における協力に関する協定
NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書
関西電力送配電株式会社京都支社電力本部小浜配電営業所	大規模災害時における相互連携に関する協定

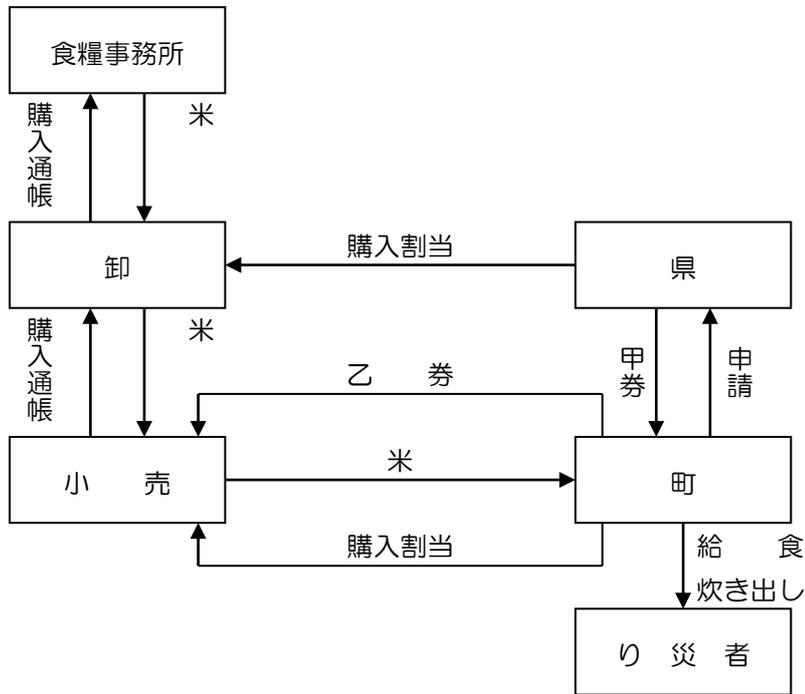
災害時の福祉避難所に関する協定によって指定された福祉避難所

施設名称	所在地
若狭町地域福祉推進拠点施設（五湖の郷）	若狭町田井24-2
若狭町地域福祉センター（泉）	若狭町井崎40-80
若狭町国民健康保険介護サービス施設他（パレア）※1	若狭町市場18-18
特別養護老人ホーム松寿苑	若狭町井ノ口32-6-1
介護老人保健施設ゆなみ	若狭町岩屋61-31
社会福祉法人つぐみ福祉会若狭事業所	若狭町下タ中11-27-1

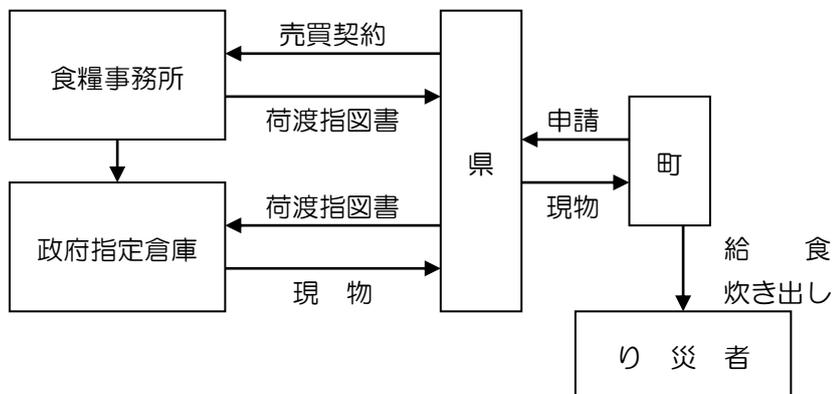
※1…若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス、パレア若狭リラクゼーション施設の3施設

資料 9-1 米穀等の配給経路

災害救助法の適用を受けたときの炊出し用米配給経路（現地調達分）



災害救助法の適用を受けたときの炊出し用米穀及び乾パン配給経路（政府直売分）



資料 9-2 米穀備蓄倉庫一覧

(令和3年10月現在)

管理者等	倉庫番号	建物構造	所在地	面積 (m ²)	内容積 (m ³)	収容力 (ト)
JA 福井県	本所 2号		若狭町鳥浜 46-5	475	—	982
//	17	S	// 井ノ口 9-5-1	308	2,004	774

※出典：JA 福井県三方五湖支店および上中支店に確認

資料 10-1 町内医療関係機関一覧表

(令和3年10月現在)

地区	医療機関名	所在地	電話番号	診療科名
三十三	とむらクリニック	井崎 57-4-1	45-3022	外・内・肛・皮・麻・リハ
	三方診療所	横渡 1-4-1	45-0714	内
	三方診療所歯科	//	45-1253	歯
三方	レイクヒルズ美方病院	気山 315-1-9	45-1131	内・児・整・泌・眼・耳鼻咽喉
	関根医院	北前川 48-15	45-0022	外・内
	加藤医院	鳥浜 25-17	45-0048	内・消
	中村歯科医院	北前川 43-32-1	45-0020	歯
三宅	千葉医院	井ノ口 29-28-1	62-2000	内・児
	山本子ども診療所	市場 14-3-1	62-0138	児・アレルギー
	嶺南こころの病院	市場 24-18-1	62-11131	精・神・内
	上中診療所	市場 19-5	62-1188	内・整・耳鼻咽喉・歯
	かみなか歯科医院	市場 21-8-7	62-1789	歯
野木	楓歯科医院	上野木 53-9-1	57-1660	歯

※出典：町保健医療課に確認

資料 10-2 救急医療機関一覧表

(令和3年10月調べ)

保健所	医療機関名	所在地	電話番号
二州	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	0770-22-3611
	敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
	泉ヶ丘病院	敦賀市中 81-1-11	0770-22-7700
若狭	公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2	0770-72-0880

※出典：福井県地域防災計画資料編「医療関係」

資料 10-3 感染症指定医療機関一覧表

(令和3年10月調べ)

保健所	医療機関名	病床数
二州	市立敦賀病院	2床(第2種感染症病床：簡易陰圧2床)
若狭	公立小浜病院	2床(第2種感染症病床：陰圧2床) 8床(結核病床：陰圧2床)

※出典：福井県地域防災計画資料編「医療関係」

資料 10-4 DMAT の現況

(令和3年10月調べ)

保健所	DMAT 指定病院(機関)	チーム数
二州	市立敦賀病院	2
	敦賀医療センター	1
若狭	公立小浜病院	4

※出典：福井県地域防災計画資料編「医療関係」

資料 11-1 町車両保有台数一覧表

(令和3年10月調べ)

乗用車（軽自動車含む）	バン・ワゴン	マイクロバス	大型バス	小型貨物	普通貨物
26	7	3	0	25	6

※出典：福井県地域防災計画資料編「交通・輸送関係」

資料 11-2 車両（トラック・バス）の借上先一覧表

(令和3年10月調べ)

トラック

名 称	住 所	電話番号	車 両 台 数				
			大型 (10t)	中型 (4t)	小型 (2t)	特殊	合計
(株)若狭輸送	若狭町井ノ口 11-1-1	62-0003	12	11	1		24
(株)三方運輸	// 能登野 36-5-1	45-2378	14	4			18
若狭町建設業会	// 堤 6-2	62-0333	7	5	3	27	42

バス

名 称	住 所	電話番号	車 両 台 数				
			大型	中型	小型	特殊	合計
(株)イホ - 観光自動車	若狭町気山 233-8	45-0251	12	5	1		18

※若狭町建設業会については、会員の保有台数を記載（会としての保有台数ではない）

※出典：各社に確認

資料 11-3 船舶借上先一覧表

(令和3年10月調べ)

名 称	住 所	電話番号	船 舶 数		
			小型漁船 (10t 未満)	大型漁船 (10t 以上)	計
若狭三方町漁協(本所)	若狭町小川 17-36	47-1331	23	3	26
// (世久見支所)	// 世久見 4-13	46-1311	66	3	69
// (常神支所)	// 常神 1-78	47-1630	33	2	35
// (神子支所)	// 神子 3-5	47-1629	44	2	46
// (遊子)			16		16
// (塩坂越)			13		13
鳥浜漁協	// 鳥浜 55-15	45-0005	3		3
海山漁協	// 海山	47-1266	6		6

※出典：各漁協に確認

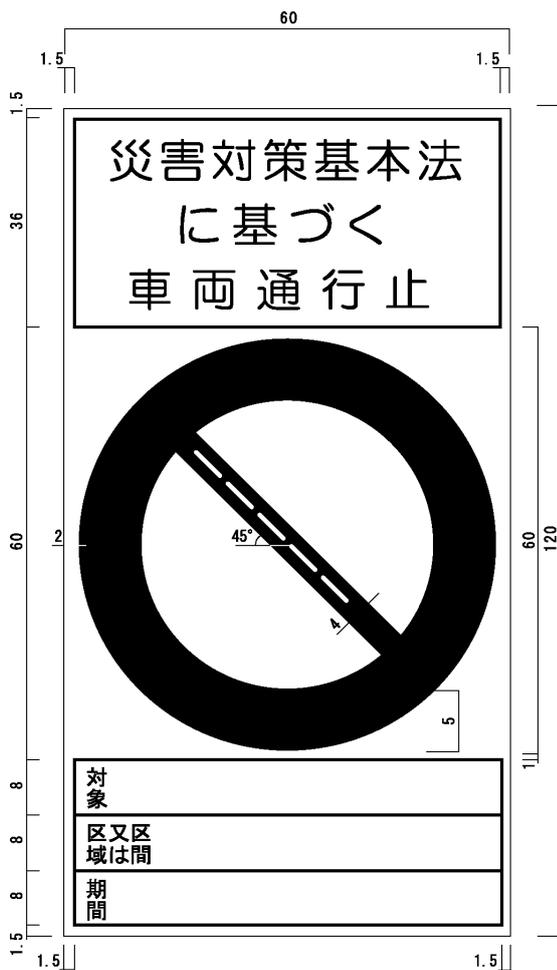
資料 11-4 ヘリポート適地一覧表

(令和3年10月調べ)

地区	名称	所在地	管理者	電話番号	面積の広さ	備考
三十三	みぞみ小学校グランド	上野 5-6-1	若狭町	45-0710	100×75m	
三十三	地域福祉センター「泉」	井崎 40-80	〃	45-2837	60×100m	
三方	三方小学校グランド	三方 50-9	〃	45-0019	70×130m	
三方	三方自然休養村農村広場	中央 1-4	〃	45-1111	90×90m	
三方	三方中学校グランド	北前川 48-10	〃	45-0059	100×200m	防災ヘリ
三方	さとうみパーク	北前川 27-8	〃	45-1111	110×86m	防災ヘリ
三方	明倫小学校グランド	藤井 2-43	〃	45-0069	80×120m	
三方	県立美方高校	気山 114	福井県	45-0793	100×150m	
西田	若狭三方漁協(本所)	小川 17-36	若狭町	47-1331	60×100m	
西田	〃(常神支所)	常神 1-78	〃	47-1630	50×120m	
西田	〃(世久見支所)	世久見 4-13	〃	46-1311	50×120m	
西田	常神漁港岸壁	常神	〃		105×50m	防災ヘリ
西田	小川漁港岸壁	小川	〃		85×35m	防災ヘリ
西田	旧岬小学校グランド	神子 14-4	〃	47-1110	100×80m	防災ヘリ
西田	食見区駐車場	食見	福井県		50×120m	
西田	梅の里小学校グランド	田井 23-10-1	若狭町	46-1031	100×100m	
鳥羽	鳥羽小学校グランド	三田 26-3-1	〃	64-1200	100×60m	
鳥羽	舞鶴若狭自動車道若狭上中料金所駐車場	上黒田 22	中日本高速道路(株)	64-1860	—	
瓜生	瓜生小学校グランド	脇袋 7-17	若狭町	62-0508	100×90m	
瓜生	若狭テクノパーク グラウンドゴルフ場	若狭テクノバ レー2-1-7	〃	62-2710	—	
瓜生	スーパーセンター PLANT2 駐車場2カ所	脇袋	PLANT2 上中店	62-2500	—	
熊川	熊川小学校グランド	熊川 43-25-1	若狭町	62-0206	90×60m	
熊川	熊川宿下ノ町駐車場	熊川	〃	62-2270	—	
三宅	かみなか農村運動公園	市場 8-27	〃	62-2730	100×60m	防災ヘリ
野木	野木小学校グランド	武生 15-7-1	〃	57-1300	100×75m	防災ヘリ

※出典：三方消防署および上中分署に確認

資料 11-5 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



備考

1. 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は通行の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 12-1 火葬場一覧表

(令和3年10月現在)

名称	所在地	電話番号	火葬炉の数	平時可能火葬数	最大可能火葬数
若狭町斎場	北前川64-4-61	45-1701	2	2	4

※出典：福井県地域防災計画資料編「防疫・衛生関係」

資料 12-2 廃棄物等処理施設一覧表

(令和3年10月現在)

名称	所在地	電話番号	区分	処理能力
ガス化溶融施設	若狭町向笠 128-13-1	0770-45-2300	一般廃棄物	22 トン/日
リサイクルプラザ	// 向笠 128-13-1	0770-45-2300	最終処分場	8.5 トン/5h
三方五湖環境	// 気山 177-17-1	0770-45-0470	し尿処理業者	
クリーンセンターかみなか	// 下夕中 14-2-3	0770-62-1570	一般廃棄物 最終処分場	37,500 m ³
一般廃棄物最終処分場	美浜町新庄 291-36-4		一般廃棄物 最終処分場	11,800 m ³
美方し尿処理場	// 久々子 31-3	0770-32-6670	し尿処理施設	41 トン/日
小浜市クリーンセンター	小浜市谷田部 63-5	0770-53-5550	ごみ焼却施設	56 トン/日
小浜市衛生管理所	// 飯盛 3-1	0770-52-1522	し尿処理施設	50 トン/日

※出典：町環境安全課に確認

資料 12-3 ごみ収集車両一覧表

(令和3年10月現在)

区 域	区 分	収 集 運 搬 車					
		中 型		小 型		合 計	
		台 数 (台)	積 載 量 (t)	台 数 (台)	積 載 量 (t)	台 数 (台)	積 載 量 (t)
三 方	可燃物用	1	4.0	1	2.0	2	6.0
	不燃物用			4	6.0	4	6.0
上 中	可燃物用	1	4.0			1	3.5
	不燃物用	1	4.0	1	1.0	2	5.0

※出典：町環境安全課に確認

資料 13-1 指定避難所および指定緊急避難場所一覧表 [令和7年3月現在]

- ・災害発生時の避難所の指定については、災害の種別によって指定する。
- ・被災状況等に応じて順次避難所を開設する。
- ・耐震欄における○は、昭和57年以降の建築物及び耐震改修済の建物であることを示す。
- ・土砂法欄については、土砂災害防止法により指定された警戒区域等を示す。（「土」は土石流、「急」は急傾斜地、（特）は特別警戒区域）
- ・浸水区域欄における○は、若狭町洪水避難地図（洪水ハザードマップ）における想定最大規模の浸水想定区域内を示す。
- ・土砂災害の場合、施設及び敷地周辺の安全確認後は、被害を受ける恐れのない屋内の安全な場所（山側に面していない場所。二階以上の場所。）を避難所に指定する。

【指定避難所および指定緊急避難場所（上中地域）】

地区名	施設名称	所在地	電話番号	受入人数	建物構造	指定避難所	指定緊急避難場所			耐震	土砂法	浸水区域
							洪水	土砂災害	地震			
鳥羽	鳥羽小学校	若狭町三田 26-3-1	64-1200	260	RC造	△(土砂)	○	△(特別警戒区域内)	○	○	急(特)	
	鳥羽公民館	// 三田 27-17	64-1800	80	RC造	△(土砂・地震)	○	△(特別警戒区域内)			急(特)	
	とばっ子保育園	// 大鳥羽 38-36-1	64-1100	110	木造	○	○	○	○	○		
瓜生	瓜生小学校	// 脇袋 7-17	62-0508	340	RC造	○	○	○	○	○		○
	瓜生公民館	// 脇袋 12-3-2	62-0053	90	RC造	△(地震)	○	○				○
	わかば保育園	// 瓜生 37-1	62-1411	210	木造	○	○		○	○	急	
熊川	熊川小学校	// 熊川 43-25-1	62-0206	310	RC造	△(土砂)	○	△(警戒区域内)	○	○	土・急	○
	熊川公民館	// 熊川 43-37	62-0135	60	木造	○	○		○	○	土	○
三宅	上中中学校	// 井ノ口 55-5-1	62-0015	600	RC造	△(土砂)	○	△(警戒区域内)	○	○	土	
	歴史文化館 ※	// 市場 20-17	62-2711	400	RC造	△(土砂・地震)	○	△(警戒区域内)			土	
	上中体育館	// 市場 13-8		570	RC造	△(土砂)	○	△(警戒区域内)	○	○	土	
	パレア若狭	// 市場 18-18	62-2508	820	RC造	△(土砂)	○	△(警戒区域内)	○	○	土	
	三宅小学校	// 井ノ口 49-11	62-0005	360	RC造	○	○	○	○	○		
	三宅公民館	// 井ノ口 37-8	62-0140	200	RC造	△(土砂・地震)	○	△(警戒区域内)			土	
	三宅保育所	// 井ノ口 29-27-1	62-1461	140	木造	○	○		○	○	土	
野木	野木小学校	// 武生 15-7-1	57-1300	310	RC造	○	○	○	○	○	急(敷地の一部)	○
	野木公民館	// 兼田 1-29	62-1469	80	S造	△(地震)	○	○				○
	ののほな保育園	// 玉置 50-1	57-1488	170	木造	○	○		○	○	急(特)	○

※小規模な災害時など、上中地域で1箇所だけ避難所を開設する場合は、「歴史文化館」に開設することを基本とする。

【指定避難所および指定緊急避難場所（三方地域）】

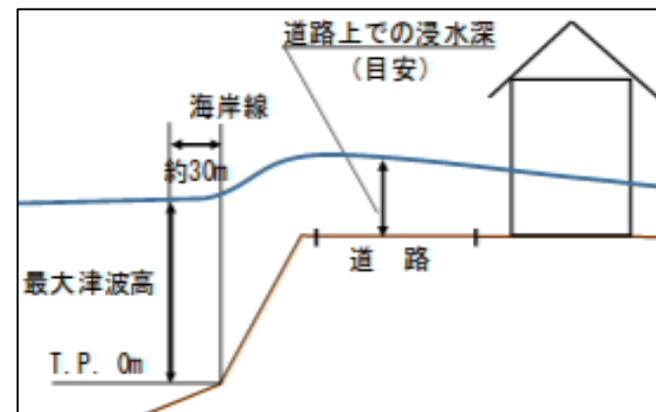
地区名	施設名称	所在地	電話番号	受入人数	建物構造	指定避難所	指定緊急避難場所			耐震	土砂法	浸水区域
							洪水	土石災害	地震			
三十三	みそみ小学校	若狭町上野 5-6-1	45-0710	240	RC造	○	○	○	○	○		○
	三方 B&G 海洋センター	// 上野 4-1-3	45-2700	600	RC造	○	○	○	○	○		○
	三十三公民館	// 井崎 59-24	45-3103	70	S造	○	○	○	○	○		○
三方	明倫小学校	// 藤井 2-43	45-0069	300	RC造	○	○	○	○	○		
	三方中学校	// 北前川 48-10	45-0059	500	RC造	△(地震時体育館不可)	○	○	△	△		
	三方小学校	// 三方 50-9	45-0019	230	RC造	△(地震時体育館不可)	○	○	△	△		
	リブラ若狭 ※	// 中央 1-2	45-2222	430	RC造	○	○	○	○	○		
	三方体育館	// 北前川 48-50		910	RC造	△(地震)	○	○				
	気山小学校	// 気山 310-9-1	45-0037	300	RC造	○	○	○	○	○		
	気山公民館	// 気山 176-15-1	45-3399	120	S造	○	○	○	○	○		
	県立美方高等学校	// 気山 114	45-0793	1380	RC造	○	○	○	○	○		
西田	梅の里小学校	// 田井 23-10-1	46-1031	300	RC造	○	○	○	○	○		
	西田公民館	// 田井 21-7-1	46-1515	70	RC造	△(地震)	○	○				○
	水月花	// 海山 51-13	47-1234	540	RC造	△(土砂)	○	△(警戒区域内)	○	○	土	○
	旧岬保育所	// 小川 12-1	47-1715	60	S造	△(土砂)	○	△(警戒区域内)	○	○	土	
	みさきち	// 神子 14-4	47-1110	260	RC造	△(土砂)	○	△(特別警戒区域内)	○	○	急(特)	

※小規模な災害時など、三方地域で1箇所だけ避難所を開設する場合は、「リブラ若狭」に開設することを基本とする。

【指定緊急避難場所（津波災害）】

地区名	避難場所の名称	海拔数値	（参考）		
			最大津波高（T.P.）	最大津波到着時間	住宅がある区間の道路上での浸水深
世久見	旧分校跡付近	14.3m	1.9m	54分	0.3mまで
食見	国道高台	12.2m	1.9m	38分	浸水なし
	食見公会堂	9.7m			
塩坂越	瑞泉院	23.4m	未算出	未算出	未算出
遊子	県道高台（北側）	11.6m	2.2m	42分	浸水なし
	遊子集落センター	7.2m			
	県道高台（南側）	23.1m			
小川	県道高台（北側）	19.3m	2.2m	54分	0.1m～0.3m
	小川集落センター	7.3m			
	旧岬保育所	8.6m			
	県道高台（南側）	7.5m			
神子	県道高台（北側）	19.1m	2.3m	46分	0.2m～0.5m
	墓地付近	13.3m			
	県道高台（南側）	11.8m			
	県道高台(旧岬教職員住宅付近)	11.1m			
常神	県道高台(海の家・中村付近)	11.9m	2.9m	45分	0.4m～0.7m
	県道高台(常神社付近)	18.6m			
	旅館長松付近	13.2m			
	東間川堰堤下	13.4m			
	旅館あたらしや付近	12.2m			

＜説明図＞



※海拔数値は、避難場所付近の参考数値

※最大津波高（T.P.）とは、海岸線から約30m沖合における津波を東京湾平均海面から測った高さ

※避難場所の位置は、若狭町津波ハザードマップにて示す位置のとおり

※出典：福井県「津波浸水想定図（令和2年10月公表）」および若狭町「津波ハザードマップ（令和6年2月公表）」

資料13-2 集落センター等一覧表

災害発生時等における施設開設は各集落区長等が行う。

[令和7年3月現在]

※の施設については、土砂災害や水害等の恐れがある場合は、原則として使用しない。

集落名	施設名称	所在地	電話番号	受入人数	土砂法	浸水区域
大鳥羽	大鳥羽会館	若狭町大鳥羽 24-26	64-1801	80	土	
上黒田	上黒田集落センター	// 上黒田 13-2-1	61-2111	40	土	
麻生野	麻生野たもの木会館	// 麻生野 35-5-1	61-2158	50		
海土坂	海土坂集落センター	// 海土坂 12-3-4	61-2231	40	急	
三生野	三生野鏡の里会館	// 三生野 30-61	64-1189	40	土	
無 悪	無悪生活改善センター	// 無悪 22-10-1	61-2358	20	土・急	
三 田	三田公民館	// 三田 37-1-2	61-2413	35	土	
小 原	小原生活改善センター	// 小原 21-51	61-2458	40	土	
南	南生活改善センター	// 南 15-63	61-2488	30	土	
山 内	山内集落センター	// 山内 34-58	61-2567	40		
持 田	持田生活改善センター	// 持田 13-11-1	61-2588	30	土	
長 江	長江集落センター	// 長江 8-33	61-2638	35	土	
朝 霧	※朝霧あじさい会館	// 大鳥羽 50-60	61-7057	35		○
//	JA 霧ヶ峰会館	// 大鳥羽 27-13		30		
末 野	かみなか農楽舎	// 安賀里 74-1-1	62-2125	40		
安賀里	※安賀里集落センター	// 安賀里 39-21-2	61-2787	50		○
下夕中	※下夕中集落センター	// 下夕中 16-24-1	61-2899	40		○
有 田	有田集落センター	// 有田 11-10-2	61-2942	35	土	
下吉田	※下吉田ふれあい会館	// 下吉田 12-10	62-1335	60		○
上吉田	上吉田生活改善センター	// 上吉田 10-8-1	61-3027	50		
脇 袋	※脇袋公民館	// 脇袋 27-5	61-3098	40	急(特)	
瓜 生	瓜生集会所	// 瓜生 60-11-1	61-3027	40	急	
関	関生活改善センター	// 関 58-25-4	61-3228	30	土	
若 葉	若葉ふれあい会館	// 瓜生 32-1-25	61-6306	35	土	

グリーンハイツ	グリーンハイツ憩	// 瓜生 30-24		30		
熊川	※熊川児童館	// 熊川 30-17	61-3337	60	土	○
新道	新道生活改善センター	// 新道 56-3	61-3518	40	土	
河内	河内公民館(明神荘)	// 河内 1-4-10	61-3598	30	急	
せせらぎ	※鯖街道伝承館	// 新道 77-22-12	61-6252	35	土	○
仮屋	仮屋ふれあい会館	// 仮屋 31-30	61-3637	25		
若王子	若王子公民館	// 若王子 4	61-3609	30		
三宅	大森会館	// 三宅 63-1-1	61-3701	80		
市場	市場公民館	// 市場 16-14	61-3811	50	土	
井ノ口	井ノ口会館	// 井ノ口 34-2	62-0987	50	土	
かみなかコーポ	※かみなかコーポ集会所	// 井ノ口 15-24-5		30		○
天徳寺	※天徳寺会館	// 天徳寺 34-64	61-4079	60	急(特)	
//	エコビレッジ管理棟	// 天徳寺	61-4085	15	土	
神谷	神谷生活改善センター	// 神谷 28-35	61-4143	30	土	
日笠	※日笠公民館	// 日笠 26-8-3	61-4197	50	急(特)	
杉山	※杉山集落センター	// 杉山 31-10	61-4288	40	土・急(特)	
堤	※堤集落センター	// 堤 59-20	62-0546	60	土	○
兼田	※兼田公民館	// 兼田 1-11	61-4469	50	急	○
武生	武生集落センター	// 武生 9-8-1	61-4498	30		
玉置	※玉水会館	// 玉置 44-3-1	61-4539	50		○
上野木	※上野木ふれあい会館	// 上野木 65-61	61-4608	40		○
中野木	※中野木集落センター	// 中野木 19-10	61-4658	25	土	○
下野木	※下野木ふれあい会館	// 下野木 21-26	61-4708	40	土	○
倉見	※倉見区公会堂	// 倉見 28-25	41-0200	50		○
//	仏行寺	// 倉見 41-1	45-0103	50		
//	信行寺	// 倉見 32-43	45-1300	50		
白屋	白屋集落センター	// 白屋 35-1	41-0206	50		
成願寺	成願寺集落センター	// 成願寺 2-1-6	41-0211	50		
上野	上野集落センター	// 上野 9-1-2	41-0215	50		

能登野	能登郷会館	// 能登野 56-36	45-1029	100		
横 渡	横渡集落センター	// 横渡 10-23	41-0219	80		
//	横渡会館	// 横渡 10-1-1		30		
//	玉泉寺	// 横渡 10-1-1	45-1826	100		
井 崎	※井崎ふれあいセンター	// 井崎 49-9	41-0221	100		○
//	※心月寺	// 井崎 49-12	45-0516	150		○
高 岸	※高岸公民館	// 井崎 58-22-39	41-0235	50		○
岩 屋	岩屋公会堂	// 岩屋 38-1	41-0227	100		
//	円成寺	// 岩屋 42-2	45-0770	300	急	
田 上	田上コミュニティセンター	// 田上 18-32-3	41-0230	80	土	
東黒田	東黒田生活改善センター	// 東黒田 8-18-3	41-0233	50		
相 田	相田生活改善センター	// 相田 45-27-1	41-0121	80	土	
藤 井	藤井集落センター	// 藤井 52-1	41-0124	70		
南前川	南前川ふれあい会館	// 南前川 30-80	45-1069	50		
北前川	北前川公会堂	// 北前川 41-16-1	41-0132	50		
//	三方中学校	// 北前川 48-10	45-0059	500		
佐 古	佐古公会堂	// 佐古 19-62	41-0113	60	土	
田 名	※田名ふれあい会館	// 田名 26-33	41-0115	50		○
向 笠	向笠管理所	// 向笠 28-38	41-0111	60		
鳥 浜	※縄文の里交流センター	// 鳥浜 28-1	45-0038	100		○
館 川	館川公民館	若狭町館川 1-1-27	41-0117	80	土	
三 方	ふるさと会館	// 三方 32-3-2	45-1127	100	土	
気山(古川)	古川公民館	// 気山 298-20-2	41-0408	30	土	
気山(中山)	中山生涯学習センター	// 気山 276-37	41-0401	50	土	
気山(市)	ふるさと文化伝承会館	// 気山 232-45-3	41-0402	50		
気山(中村)	気山公民館	// 気山 176-15-1	45-3399	50		
気山(寺谷)	寺谷公会堂	// 気山 131-22-2	41-0406	30	土・急	
気山(切追)	切追生活改善センター	// 気山 194-2	41-0405	30		
気山(芋)	芋集落センター	// 気山 50-21	41-0403	50	土	

上 瀬	上瀬ふるさと交流センター	// 上瀬 1-2-23		80		
成 出	※成出公会堂	// 成出 8-19	41-0300	30	土	○
田井野	田井野公会堂	// 田井 13-8	41-0301	60	土	
梅ヶ原	梅ヶ原経営管理所	// 田井 65-24	41-0303	30	土・急	
田 立	田立集落センター	// 田井 85-46	41-0304	50	土	
別 庄	梅の里小学校	// 田井 23-10	46-1031	500		
世久津	世久津集落センター	// 田井 104-4-2	41-0310	30	土	
伊良積	※伊良積休憩所	// 成出 35-4-1	41-0312	30		○
北 庄	※北庄集落センター	// 成出 37-9-1	41-0314	30		○
海 山	※水月花	// 海山 51-13	47-1234	540		○
//	※海山集落センター	// 海山 63-28	47-1232	30	急	○
世久見	うみべの家	// 世久見 4-53-1	46-1630	80		
食 見	食見公会堂	// 世久見 25-19	46-1367	50	土	
塩坂越	瑞泉院	// 塩坂越 4-2	47-1430	50	急	
遊 子	遊子集落センター	// 遊子 6-3	47-1136	100	土・急	
小 川	漁業協同組合	// 小川 17-36	47-1331	60	急	
//	旧岬保育所	// 小川 12-1	47-1715	150	急	
神 子	神子集落センター	// 神子 4-18		50	土	
常 神	東陽寺	// 常神 4-4	47-1211	150	土・急	

若狭町避難所運営マニュアル

1. 避難所開設の決定

災害対策本部（又は災害警戒本部）は、災害により避難を必要とする住民又は災害による被害を受けるおそれがある者があるとき、避難所の開設を決定する。

また、避難所の開設が決定されたとき、総務班は直ちにその旨を施設管理者に連絡し、あらかじめ指名した町職員を避難所に派遣するものとする。

2. 避難所の開設

(1) 避難所の開設手順

避難所の開設にあたっては、派遣された町職員の1名を「避難所責任者」とし、以下の手順に準拠して避難所を開設する。

なお、緊急を要する場合や職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設管理者を開設者とすることができる。

[開設手順] ※感染症拡大時においては、別途定める手引きに基づき開設を行う

- ① 町より派遣された「避難所責任者」は、施設管理者と協力して次の確認を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 目視で避難所施設の柱、外壁、窓ガラスなどの亀裂、破損状況を確認する○ ライフライン（電気、水道、ガス）の機能を確認する。○ 避難所周辺の災害発生状況（水害、火災等）を確認する。 |
|--|

- ② 避難所施設の門を開き、入り口扉を開放しておく。
- ③ 既に避難者がある場合、とりあえず広いスペースへ誘導する。
- ④ 避難者に傷病者が多い場合、災害対策本部に医療救護班の派遣を要請する。
- ⑤ 避難所内に事務所を開設し、看板を掲げる。
- ⑥ 避難者を町丁又は町会単位等に班編成し、班長を選出する。
- ⑦ 避難者数を把握するため、避難者名簿及び避難者カードを作成する。
- ⑧ 避難行動要支援者避難用のスペースを確保し、案内する。
- ⑨ 避難者の居住区域の割り振りを行い、誘導する。
- ※収容スペースは1人2m²を目安とし、テーブルなどで町丁（目）や町会単位（30人程度）の区割りを明確にする。
- ⑩ 災害対策本部への状況報告（概略の避難者数、施設の被災状況、傷病者数など）
- ※避難所の開設直後は、1～2時間おきに災害対策本部へ状況を連絡する。

(2) トイレ対策

避難所内のトイレが使用不能又は不足する場合、直ちに次の対応を講じる。

- ① 既設トイレが使用不能の場合、直ちに使用禁止の措置を講じる。
- ② 簡易トイレ（運動場などに穴を掘り囲いを設ける）を設置する。
- ③ 仮設トイレの必要数量の見積り（80人に1基が目安）、本部に設置を要請する。

(3) 避難者の受け入れ

避難所の収容能力を越える避難者が生じた場合、避難所責任者は直ちにその旨を災害対策本部へ連絡する。また、災害対策本部は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

(4) 避難者への広報

避難所責任者は、災害対策本部からの情報、テレビ・ラジオからの災害関連情報を収集し、避難所の放送設備、ハンドマイク、掲示板等の手段を用いて、適正かつ迅速な情報提供を行う。

3. 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、原則として避難者の代表者（町内会長、自主防災組織のリーダー等）による自治を基本とする。また、避難所責任者の所在を明らかにするため、避難所内に設けた事務所には常時要員を配置する。

(1) 自主運営組織の確立

避難者による避難所の自主運営を図るため、避難所責任者は自主運営組織の結成を促し、次の事項の立ち上げに協力する。

- 自主運営組織の代表、副代表の選出
- 組織構成と各責任者、担当者の選出
- 運営責任者会議の定時開催及び必要事項の協議
- 避難所運営の班編成(例)
 - ・総務担当；情報収集・伝達、安否確認、避難所の維持管理など
 - ・食料担当；給水、食料の配給、炊き出し協力など
 - ・物資担当；救援物資の収受・保管・配布など
 - ・各班長；避難者のとりまとめ

(2) ルールづくり

避難所責任者は、自主運営組織による運営ルールを定める活動に協力する。

< 避難所運営に関するルールの事例 >

- 大型家財道具、大量の可燃物の持ち込み禁止
- 暖房器具の使用場所や安全管理の基準
- 電気容量に応じた個人電気器具の使用制限又は禁止
- トイレその他共同利用施設の清掃当番
- 夜間の活動体制（2～3交替制）と警備
- 夜間照明の場所と時間帯区分
- 電話、郵便物の取り次ぎ方法
- ペットの保護、収容
- 避難所外の被災者への対応 etc...

[資料編]

(3) ボランティアの受け入れ

①ボランティアの派遣要請

避難所責任者は、自治運営組織によるボランティア運用計画を受け、必要事項を災害対策本部に連絡・要請する。

②ボランティアの受け入れ

自治運営組織は、ボランティアの指揮系統と責任分担を明確にし、活動スケジュールの管理を行う。また、避難所責任者は、自治運営組織の活動に協力する。

4. 生活環境への配慮

(1) 長期化対策

避難者の避難生活が長期化又はその可能性が高い場合、概ね以下に示す内容について、災害対策本部並びに関係機関と協力してその対策を講じる。

- 畳・布団・暖房・洗濯機等の調達
- 報道機関等の取材・立ち入り制限
- プライバシーの保護（間仕切りの設置、更衣室の設置など）
- 清掃・衛生管理（医療・トイレ・清掃・ゴミ等）
- 避難所における秩序維持（防犯対策）

(2) 避難行動要支援者避難への配慮

- 健康診断や相談業務
- ボランティア等に対する介護の協力要請
- 福祉避難所開設の検討及び避難行動要支援者避難の移送要請
- 福祉仮設住宅の設置及び優先的入居の要請

5. 避難所の縮小・統合・閉鎖

災害対策本部は、災害の復旧状況や避難所の状況から、避難所の縮小・統合・閉鎖に関する避難者の意向調査を行い、閉鎖に向けたスケジュールを検討する。

なお、避難所が閉鎖されるまで避難所責任者の派遣は継続する。

(1) 避難者の意向調査

避難所責任者は、災害対策本部の指示に基づき避難者の意向調査（アンケート）を行う。また、意向調査は概ね次の内容を含むものとする。

- 今後の生活の見通し
- 転出意向、転出予定
- 仮設住宅の入居希望など

(2) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖にあたっては事前に閉鎖時期を避難者に広報し、使用した避難所施設は現状回復を図る。

- 不要となる避難所設備の撤去、資機材、備品の処分
- 避難所施設の清掃、修繕
- 転出・避難者の残した物品の処理など

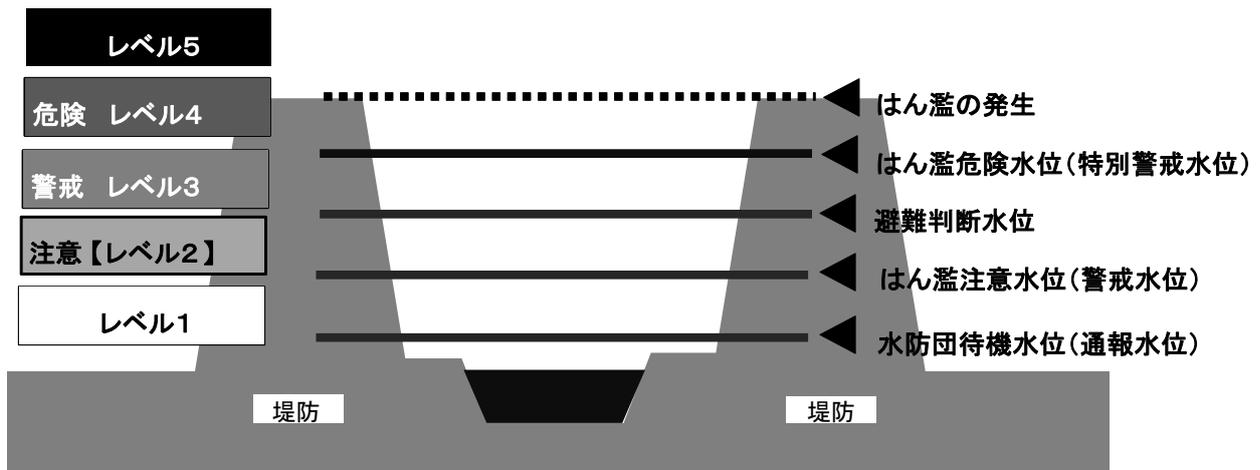
資料 13-4 避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル

避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル

1 水害

若狭町内には、北川及びはず川をはじめ、多くの中小河川が流れている。堤防の有無等、各河川の特徴も異なっている。したがって、町内全河川で一律の基準を設けることは適当ではないことから、このマニュアルでは「洪水予報河川」、「水位周知河川」及び「それ以外の河川」の3種類に分けて、河川ごとに判断基準を設定する。

図1 水位の名称とレベル



①各河川の設定水位

●洪水予報河川

河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	観測所在地	管理者
北川	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	小浜市高塚	福井河川国道事務所

●水位周知河川

河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	観測所在地	管理者
はず川	1.00m	1.20m	2.30m	2.50m	若狭町鳥浜	敦賀土木事務所

②水位予測等に基づき河川管理者から発表される情報と時期（洪水予報河川）

発表される情報	発表される時期
〇〇川はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達したとき
〇〇川はん濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき、はん濫危険水位に到達すると見込まれるとき
〇〇川はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき
〇〇川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

[資料編]

③到達水位に基づき河川管理者から発表される情報と時期（水位周知河川）

発表される情報	発表する時期
〇〇川水防警報（準備）	水防団待機水位に到達したとき
〇〇川水防警報（出動）	はん濫注意水位に到達したとき
〇〇川避難判断水位情報	避難判断水位に到達したとき
〇〇川はん濫危険水位情報	はん濫危険水位に到達したとき

(1) 対象区域

洪水ハザードマップ等を参考にして、「避難を要する区域」を特定し、各集落を最小単位とする。
また、避難を要する区域が広域におよぶと想定される場合には、地区を対象とする。

(2) 発令の判断基準（具体的な考え方）

河川ごとに、以下の基準を参考として、今後の気象予測や河川巡視等の報告も含め、総合的に判断する。

■洪水予報河川

情報の種類	判断基準
高齢者等避難	①北川の小浜市高塚水位観測所の水位がはん濫注意水位である6.80m（レベル2 警戒水位）に到達し、かつ、はん濫注意情報において引き続き水位上昇が見込まれている場合
	②洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
	③北川の堤防に漏水等が発見された場合
避難指示	①北川の小浜市高塚水位観測所の水位が避難判断水位である7.00m（レベル3 特別警戒水位）に到達し、はん濫警戒情報の水位予測により、水位が堤防高を超えることが予想される場合
	②洪水の危険度分布で「はん濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
	③河川管理施設の異常を確認（堤防の決壊につながるおそれのある漏水・排水ポンプ故障等）
緊急安全確保	①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合など）や、発生している可能性が高い場合
	②洪水の危険度分布で「はん濫している可能性（黒）」になった場合

■水位周知河川

情報の種類	判断基準
高齢者等避難	①はず川の若狭町鳥浜水位観測所の水位がはん濫注意水位である1.20m（レベル2 警戒水位）に到達し、かつ、はん濫注意情報において引き続き水位上昇が見込まれている場合
	②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合
	③はず川の堤防に漏水等が発見された場合
避難指示	①はず川の若狭町鳥浜水位観測所の水位が避難判断水位である2.30m（レベル3 特別警戒水位）に到達し、はん濫警戒情報の水位予測により、

	水位が堤防高を超えることが予想される場合
	②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合
	③河川管理施設の異常を確認 （堤防の決壊につながるおそれのある漏水・排水ポンプ故障等）
緊急安全確保	①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合など）や、発生している可能性が高い場合
	②洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合

■それ以外の河川

情報の種類	判断基準
高齢者等避難	①水位が護岸上端に迫り、さらに上昇が見込まれるとき
	②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合
避難指示	①水位が堤防上端に到達すると見込まれるとき
	②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合
	③河川管理施設の異常を確認 （堤防の決壊につながるおそれのある漏水・排水ポンプ故障等）
緊急安全確保	①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合など）や、発生している可能性が高い場合
	②洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合

避難行動要支援者の避難について、避難が夜間に及びおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるように高齢者等避難を発令するなど、着実な情報伝達および早い段階での避難の促進に努めるものとする。

また、緊急安全確保の発令時など避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

（3）伝達方法

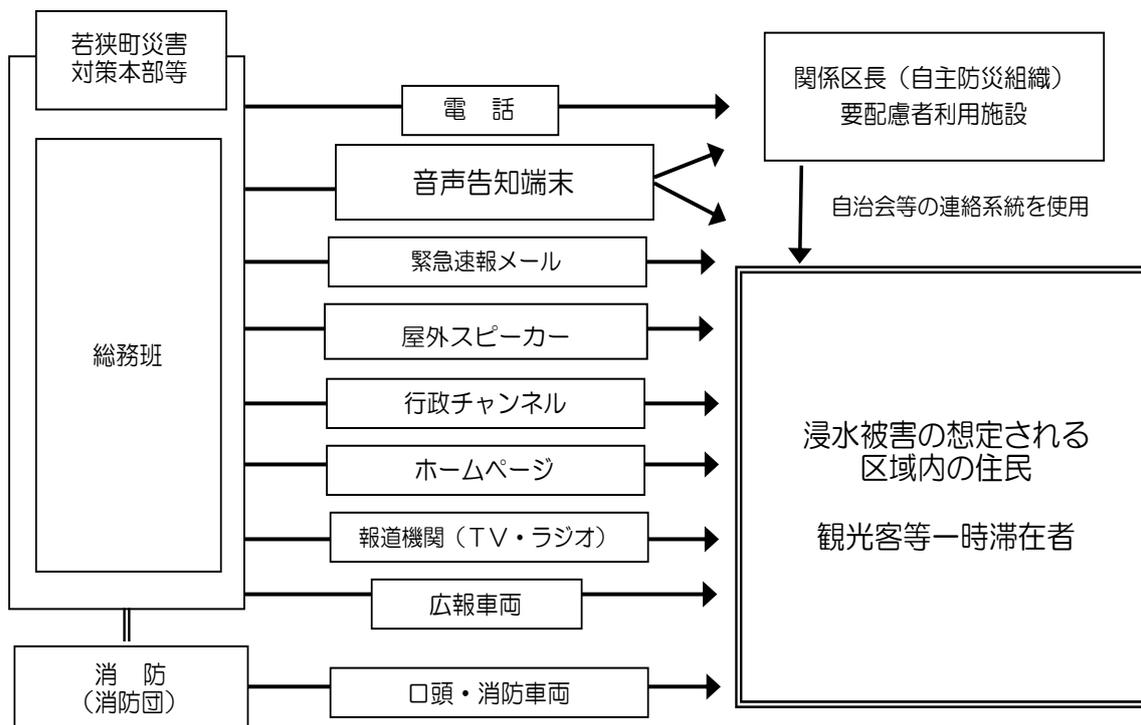
① 増水等により、浸水被害が予想される区域にかかる関係区長及び要配慮者利用施設に対して、電話により避難指示等の情報を伝達する。その際、必要に応じて観光客等一時滞在者に対する情報伝達にも配慮する旨も伝達する。

また、関係区長からの住民への伝達に加え、音声告知端末、緊急速報メール、屋外スピーカー、行政チャンネル、ホームページ、報道機関、広報車、口頭等の広報手段を活用し、避難指示等を伝達する。

② 避難指示等を発令した場合には、避難指示等の内容を消防署にも伝達し、広報車等による広報を依頼する。

③ 避難指示等を解除した場合の伝達系統も発令時と同様とする。

図2 避難指示等の発令・解除時の伝達系統（水害）



(4) 伝達内容

①避難指示等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象区域
- 3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 住民のとるべき行動や注意事項

②伝達文例

〈高齢者等避難の伝達文〉

- ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- ・昨夜からの大雨により、〇〇川の水位が上昇しています。
- ・今後、堤防を越えるおそれがありますので、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して高齢者等避難を発令しました。
- ・ハザードマップにより、浸水のおそれがある区域にいるか確認して下さい。
- ・浸水のおそれがある区域にいるお年寄りの方や障がいのある方など、避難に時間がかかる方は、支援者の方と共に速やかに〇〇公民館※1または安全な親戚・知人宅などへ避難して下さい。
- ・浸水のおそれがある区域にいるその他の方も、避難の準備を始めて必要に応じて避難して下さい。
- ・また、避難する際には、できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい。

〈避難指示の伝達文〉

- こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- 昨夜からの大雨により、〇〇川の水位が上昇しています。
- 今後、堤防を越えるおそれがありますので、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して避難指示を発令しました。
- ハザードマップにより、浸水のおそれがある区域にいるか確認して下さい。
- 浸水のおそれがある区域にいる方は、直ちに〇〇公民館※1または安全な親戚・知人宅などへ避難して下さい。（なお、浸水により△△は、通行できません。××を利用してください。※2）
- また、避難する際には、できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい。

〈緊急安全確保の伝達文〉

- こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- 昨夜からの大雨により、〇〇川の水位が上昇し、既に堤防を越えてはん濫が発生しているおそれがあります。
- そのため、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所などへの避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

※1 避難所は、具体的な施設名を伝える。また、予想される浸水深等を考慮して浸水被害の少ない施設を選定する。また各集落が、町指定の避難場所ではなく水害のおそれのない避難場所を独自に確保しているのであれば、その場所も活用する。

※2 避難に支障となる状況が発生している場合（道路冠水、がけ崩れによる通行止め等）には、その状況もあわせて伝達する。

(5) 関係機関への報告・連絡

高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	機関名	福井県知事 (危機対策・防災課)	敦賀警察署	小浜警察署
	発令時	報告	連絡	連絡
	解除時	報告	連絡	連絡

2 土砂災害

土石流やがけ崩れは、発生場所をあらかじめ予測することは極めて困難であることから、福井県と福井地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び地元からの前兆現象の発生情報等を踏まえ、避難指示等の発令を判断する基準とする。

(1) 対象区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）により指定された土砂災害警戒区域を有する集落とする。

(2) 発令の判断基準（具体的な考え方）

①判断の単位

土砂災害警戒情報を補足する情報として、県内全域を5kmおよび1kmメッシュに区分した地域ごとの土砂災害危険度情報が、県から提供される。

下記の②判断基準に基づく避難指示等の判断は、それぞれのメッシュを単位として行うものとする。したがって、避難指示等の発令は、各メッシュに含まれる（1）対象区域に該当する集落の全てを対象として行う。

②判断基準

土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）にかかる避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測等も含め、総合的に判断する。

情報の種類	判断基準
高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報・土砂災害危険度分布で「警戒（赤）」となった場合
	②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
	③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
	④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	⑤危険地域の巡視、地元からの連絡等により、前兆現象（資料1）が発見されたとき（斜面の湧水・表面流の発生・小石がぱらぱら落ち出す等）
避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合
	②土砂災害危険度情報・土砂災害危険度分布で「警戒（紫）」となった場合
	③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
	④危険地域の巡視、地元からの連絡等により、近隣で前兆現象（資料1）が発見されたとき（斜面の亀裂・斜面のはらみ・擁壁等にクラック発生等）
緊急安全確保	①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
	②土砂災害危険度情報・土砂災害危険度分布で「警戒（黒）」となった場合
	③土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
	④近隣で土砂災害が発生したとき、または土砂移動現象、前兆現象（資料1）が発見されたとき（山鳴り・斜面崩壊・沢水の水位の激減等）
	③土砂災害が発生した場合

避難行動要支援者の避難について、避難が夜間に及びおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるように高齢者等避難を発令するなど、着実な情報伝達および早い段階での避難の促進に努めるものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 伝達方法

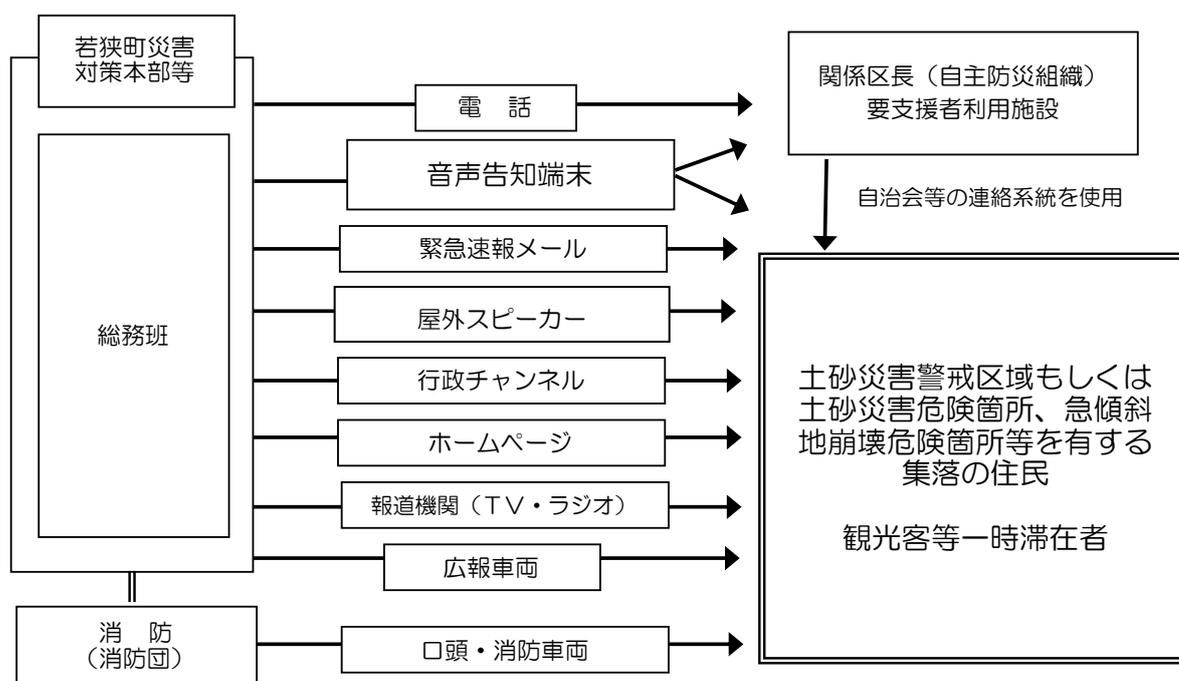
① 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が未指定の地域では、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）を有する関係区長及び要配慮者利用施設に、電話により避難指示等の情報を伝達する。その際、必要に応じて観光客等一時滞在者に対する情報伝達にも配慮する旨も伝達する。

また、関係区長からの住民への伝達に加え、音声告知端末、緊急速報メール、屋外スピーカー、行政チャンネル、ホームページ、報道機関、広報車、口頭等の広報手段を活用し、避難指示等を伝達する。

② 避難指示等を発令した場合には、避難指示等の内容を消防署にも伝達し、広報車等による広報を依頼する。

③ 避難指示等を解除した場合の伝達系統も発令時と同様とする。

図3 避難指示等の発令・解除時の伝達系統（土砂災害）



(4) 伝達内容

① 避難指示等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象区域
- 3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 住民のとるべき行動や注意事項

②伝達文例

〈高齢者等避難の伝達文〉

- ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- ・昨夜からの大雨により、土砂災害の発生するおそれがありますので、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して高齢者等避難を発令しました。
- ・ハザードマップにより、土砂災害のおそれがある区域にいるか確認して下さい。
- ・土砂災害のおそれがある区域にいるお年寄りの方や障害のある方など避難に時間がかかる方は、支援者の方と共に速やかに〇〇公民館※1または安全な親戚・知人宅などへ避難して下さい。
- ・その他の方も、避難の準備を始めて、必要に応じて避難して下さい。
- ・また、避難する際には、できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい。

〈避難指示の伝達文〉

- ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- ・昨夜からの大雨により、土砂災害の発生する危険が高まっていますので、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して避難指示を発令しました。
- ・ハザードマップにより、土砂災害のおそれがある区域にいるか確認して下さい。
- ・土砂災害のおそれがある区域にいる方は、直ちに〇〇公民館※1または安全な親戚・知人宅などへ避難して下さい。（なお、がけ崩れにより△△は、通行できません。××を利用して下さい。※2）
- ・また、避難する際には、できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい。

〈緊急安全確保の伝達文〉

- ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- ・昨夜からの大雨により、〇〇（対象区域）では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況になっています。
- ・非常に危険な状況ですので、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して緊急安全確保を発令しました。
- ・土砂災害のおそれがある区域にいる方は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

※1 各集落が、町指定の避難場所ではなく土砂災害のおそれのない避難場所を独自に確保しているのであれば、その場所を活用する。

※2 避難に支障となる状況が発生している場合（道路冠水、がけ崩れによる通行止め等）には、その状況もあわせて伝達する。

(5) 関係機関への報告・連絡

高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	機関名	福井県知事 (危機対策・防災課)	敦賀警察署	小浜警察署
	発令時	報告	連絡	連絡
	解除時	報告	連絡	連絡

3 津波災害

津波被害の想定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づく福井県沿岸における最大クラスの津波を対象として福井県が設定した津波浸水想定とする。

(1) 対象区域

町内沿岸部	世久見、食見、塩坂越、遊子、小川、神子、常神
-------	------------------------

避難場所については、資料13-2(3)臨時避難所一覧表内に指定されており、福井県河川・砂防総合情報ホームページ内の土砂災害警戒区域等管理システムに、水害ハザード情報として避難場所が登録されている。

(2) 避難指示等を判断する情報

大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）は、地震の発生から3分程度を目標に発表される。

予想される津波の高さは5段階の数値で発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、津波警報や津波注意報が発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

(3) 発令の判断基準（具体的な考え方）

津波にかかる避難指示等は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」「緊急安全確保」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

また、多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を、町からの避難指示発令とみなすことができる。津波警報等の発表を避難指示発令とみなす場合についても、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、音声告知端末等を活用し、町から補足情報を発表するものとする。

大津波警等による避難対象となる区域は異なるが、福井県が示す津波シミュレーションに基づき作成された津波ハザードマップを参考に、「避難を要する区域」を特定し、発令する。

- ①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。
- ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
- ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

情報の種類	判断基準
避難指示	①大津波警報、津波警報、津波注意報の発表があった場合 （ただし、避難の対象区域は異なる） ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることが出来ない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。

[資料編]

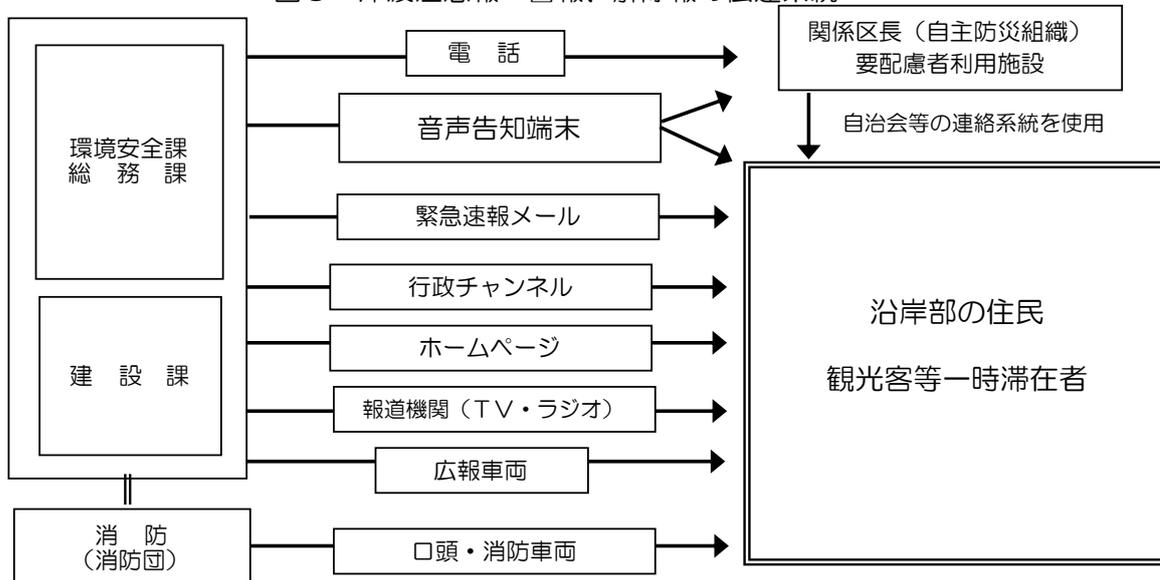
遠地地震の場合、我が国から遠くはなれた場所で発生した地震による津波のように到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示の発令を検討する。

なお、避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として解除するが、浸水被害が発生した場合は、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

(4) 情報の伝達

地震が発生し、津波注意報・警報が発令された場合には、音声告知端末、緊急速報メール、行政チャンネル、ホームページ、報道機関、広報車、口頭等を利用して、警戒及び避難の呼びかけを行う。また、関係区長及び要配慮者利用施設にも電話等にて警戒及び避難の連絡を行う。その際、必要に応じて観光客等一時滞在者に対する情報伝達にも配慮する旨も伝達する。

図5：津波注意報・警報、解除報の伝達系統



津波注意報・警報の伝達文例

<津波注意報>

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- 津波注意報が発表されたため、〇〇（対象区域）に避難指示を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です、直ちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難して下さい。

<津波警報および大津波警報>

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、若狭町（災害対策本部）です。
- 津波警報（大津波警報）が発表されたため、〇〇（対象区域）に避難指示を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難し下さい。

4 高潮災害

高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことで、原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せである。

(1) 高潮注意報、警報の発令基準

警報の発令基準	潮 位
高潮特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれ が著しく大きい
高潮警報	敦賀 1.0m（標高上）
高潮注意報	敦賀 0.7m（標高上）

(2) 潮位観測点

観測地点名	観測機関名	所在地	緯度・経度
敦 賀	国土交通省 港湾局	福井県敦賀市 川崎町地先	北緯35度40分 東経136度4分

(3) 警戒すべき区間

町内沿岸部

(4) 高潮が発生しやすい気象条件

台風及び低気圧による気圧低下による場合が多い。高潮に加え波浪（高波）の影響が重なり、被害をもたらす可能性がある。

(5) 海岸水防活動及び避難指示等の発令の判断基準

情報の種類	判 断 基 準
高齢者等避難	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示	①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ①水門・陸閘等の異常が発生した場合（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらない等） ②潮位が、海岸堤防等を超えて浸水のおそれがある危険潮位を超えた場合

	<p>(災害発生を確認)</p> <p>①海岸堤防の倒壊の発生した場合</p> <p>②異常な越波、越流の発生した場合（ただし、暴風雨の状況を見極める必要あり）</p>
--	--

※現況の確認で浸水のおそれが高まった場合、水害に準じて運用する。

その際、気象庁のホームページ等で潮位の推移を確認する。沿岸部関係者（漁協関係者、地元区長等）への連絡や沿岸部パトロールにより浸水のおそれがないか状況を確認し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

なお、避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するが、浸水被害が発生した場合は、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

(6) 伝達内容

①避難指示等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象区域
- 3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 住民のとるべき行動や注意事項

②伝達文例

〈高齢者等避難の伝達文〉

<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。 ・高潮により、浸水のおそれがあります。 ・〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して高齢者等避難を発令しました。 ・お年寄りの方や障がいのある方など避難に時間がかかる方は、支援者の方と共に速やかに〇〇公民館※1または安全な親戚・知人宅などへ避難して下さい。 ・その他の方も避難の準備を始めて、必要に応じて避難して下さい。 ・また、避難する際には、できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい。

〈避難指示の伝達文〉

<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。 ・高潮により、浸水のおそれが高まっています。 ・〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して避難指示を発令しました。 ・直ちに〇〇公民館※1または安全な親戚・知人宅などへ避難して下さい。 （なお、浸水により△△は、通行できません。××を利用してください。※2） ・また、避難する際には、できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい。

〈緊急安全確保の伝達文〉

<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは、若狭町（災害対策本部）です。 ・高潮はん濫が既に発生しているおそれがあります。 ・そのため、〇時〇分、〇〇（対象区域）に対して緊急安全確保を発令しました。 ・避難場所などへの避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

※1 避難所は、具体的な施設名を伝える。また、予想される浸水深等を考慮して浸水被害の少ない施設を選定する。また各集落が、町指定の避難場所ではなく水害のおそれのない避難場所を独自に確保しているのであれば、その場所も活用する。

※2 避難に支障となる状況が発生している場合（道路冠水、がけ崩れによる通行止め等）には、その状況もあわせて伝達する。

(7) 関係機関への報告・連絡

高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	機関名	福井県知事 (危機対策・防災課)	敦賀警察署	小浜警察署
	発令時	報告	連絡	連絡
	解除時	報告	連絡	連絡

資料1 土砂災害の前兆現象

(1) 土石流

2～3時間前	1～2時間前	直 前
流水の異常な濁り	渓流内で転石の音 流木発生	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位の激減

注) 「渓流水位の激減」は、降雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、渓流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

(2) がけ崩れ

2～3時間前	1～2時間前	直 前
湧水量の増加 表面流発生	小石がぱらぱら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り

注) 上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

(3) 地すべり

切迫性がやや小	切迫性が大	切迫性が極めて大
井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさが急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落の発生 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	地鳴り・山鳴り 地面の振動

注) 上記の現象は、かなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。

【参考資料】 「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」
(平成18年3月 土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会)

資料 13-5 若狭町避難行動要支援者避難支援計画

若狭町避難行動要支援者避難支援計画

第1章 総則

1 基本的な考え方

(1) 避難支援計画作成の目的

近年、各地で発生した大地震や集中豪雨等の大規模災害では、災害に弱い立場に置かれることの多い高齢者や障がい者等が、情報の入手や自力での避難行動等が困難なため大きな被害を受けるとともに、避難所における避難生活に際しても一般の方々に比べ大きなストレスが発生したことから、避難行動要支援者に対する避難支援対策の充実・強化が求められている。

こうしたことから、若狭町においても、若狭町地域防災計画の規定に基づき、災害に強い地域づくりをめざし、避難行動要支援者の避難支援体制に関して普及、啓発に努めながら、避難行動要支援者一人ひとりの支援対策を具体的に進めていくためこの計画を策定した。

(2) 地域防災の自助・共助・公助

自分の命は自分で守る「自助」、地域住民による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が地域防災の基本であるが、避難行動要支援者については自助が困難な状況に置かれていることが想定される。

このため、避難行動要支援者と地域社会が相互に関与し、支援をする共助の仕組みや、町や防災関係機関が連携して支援をする公助が連携した地域ぐるみの避難支援体制の確立を図る。

2 避難支援計画作成の考え方

若狭町避難行動要支援者避難支援計画（以下「計画」という。）は、策定の考え方や具体的な推進方法等を定めた「避難支援プラン（全体計画）」と、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を定めた「避難支援プラン（個別計画）」により構成する。

「避難支援プラン（全体計画）」とは、この計画を指し、ここでは、町での推進体制や避難支援プラン（個別計画）の作成方法、災害発生時の対応等の基本的な考え方を明らかにしたものである。

「避難支援プラン（個別計画）」は、全体計画に基づいて、避難行動要支援者一人ひとりについて避難支援の方法等を策定し、自主防災組織、民生委員・児童委員等と避難支援プランの情報共有を図るものである。

3 避難行動要支援者の範囲と特性把握

(1) 避難行動要支援者の範囲

一般的に避難行動要支援者の範囲は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者及び外国人等があげられるが、本計画の推進に当たっては、町内に住所を有し、災害時において自助が困難で家族等の支援が受けられず、地域での支援を希望し、かつ、支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を提供することに同意した在宅の者で、次に掲げる者の避難支援プラン（個別計画）の作成を重点的・優先的に取り組むこととする。

- ① 介護保険法に基づく要支援1から要介護2の者で、65歳以上のひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみの世帯に属する者
- ② 介護保険法に基づく要介護3から5の者
- ③ 身体障がい者 障害程度の等級が1級から3級までに該当する者
- ④ 知的障がい者 療育手帳A判定以上の者
- ⑤ 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者
- ⑥ 上記①～⑤に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

(2) 特性把握

避難行動要支援者の避難行動に関する特性は、個人差も大きく、程度も千差万別なので、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが重要である。

このため、災害時における被害の軽減や地域における防災力の向上、さらには地域のノーマライゼーションの推進といった観点からも避難行動要支援者の特性や、一般的にどのような支援が求められているのかなど、あらかじめ把握しておくものとする。

種 別	内 容
ひとり暮らし高齢者 高齢者のみの世帯	・地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達が遅れる又はできないおそれがある。
身体的機能が低下した 高齢者（ねたきり高齢者など）	・自力での行動が困難 ・介護サービス等を継続的に受けることが必要
精神的機能が低下した 高齢者（認知症高齢者など）	・自分で避難の必要性が理解できない。 ・避難先の環境変化に対応できない。
視覚障がい者	・視覚による情報収集、状況判断が困難 ・単独での迅速な避難行動が困難
聴覚障がい者、言語障がい者	・音声での情報収集、状況判断が困難 ・言語で状況を伝えることが困難
肢体不自由者	・自力での行動が困難な場合が多い。
内部障がい者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な人がいる。 ・特定の医療器材、医薬品、食品等を常時携帯することが必要な人がいる。
知的障がい者	・自分で情報を判断し、行動することが困難 ・急激な環境の変化に順応しにくい。
精神障がい者	・環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・多くの場合継続的な服薬や医療的ケアが必要
難病患者	・特殊な薬剤や継続的な服薬が必要な人がいる。 ・移動が困難な人がいる。 ・人工呼吸器、人工透析器、在宅酸素等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。

4 避難支援活動の達成目標

避難行動や避難生活時における避難行動要支援者支援活動の達成目標は、おおむね次のとおりとする。

(1) 避難行動時

ア 災害警戒

災害対策本部で収集した気象情報（警報）等を地域支援者や自主防災組織、福祉サービス事業者等に伝達している。

イ 高齢者等避難の発令

- ① 高齢者等避難が発令されたとき、速やかに避難行動要支援者に避難の呼びかけを伝達している。
- ② 伝達のできた避難行動要支援者と伝達できていない避難行動要支援者を把握している。

ウ 安否確認

- ① 支援の優先度が高い避難行動要支援者の確認と初期ニーズの把握を終えている。
- ② 迅速に安否確認作業を実施している。

エ 避難行動支援

- ① 地域支援者、福祉サービス事業者等が避難行動要支援者の避難支援を行っている。
- ② 避難行動要支援者のニーズに基づいた搬送・移送などの緊急対応を実施している。
- ③ 必要な地域の指定避難所および福祉避難所を開設している。

オ 指定避難所および福祉避難所

- ① 避難行動要支援者の名簿を用意している。
- ② トイレや水など避難行動要支援者のニーズに基づいた対応を実施している。

(2) 避難生活時

ア 指定避難所および福祉避難所での初動対応

避難行動要支援者のニーズを把握し対応のうえ、指定避難所においては、福祉避難所への移送等を検討し必要に応じて実施する。

イ 連絡会議の設置

避難行動要支援者支援の関係者が情報を共有して対応策を協議し、実施している。

ウ 人的応援の確保

職員や医療、福祉関係者が早期に応援等の支援を受け、また、交代要員が確保できている。

エ 福祉避難所の増設等

- ① 福祉避難所が不足する場合、避難行動要支援者のニーズに見合った福祉避難所を増設する。
- ② 在宅の避難行動要支援者にも支援が継続されている。

オ 避難生活の終了

- ① 自宅や仮設住宅で必要な福祉サービスの提供を受けながら生活できる。
- ② 避難所に避難しなかった避難行動要支援者についても、早期に健康・生活状況や保健福祉・片付けなどのニーズを把握する。

5 推進体制

避難支援体制の整備を進めるに当たっては、避難行動要支援者自らの積極的な取り組みが不可欠であるとともに、共助による支援が必要な避難行動要支援者を特定し、支援のための方策を重点的に進める必要がある。また、災害発生時においては、地域において計画的、組織的な体制を整え、避難支援を実施することが重要である。

このため、町は、町及び関係機関が保有する情報を利用しつつ、対象となる避難行動要支援者の把握を行うとともに、避難支援プラン（個別計画）の作成を行うための制度を確立し、その周知、普及を図るものとする。

第2章 平常時の対策

1 避難行動要支援者避難支援制度

大規模な災害が発生した直後、町、消防及び警察等の防災関係機関等の救援が不測の事態によって遅れる場合や、その機能を果たすことが困難になった場合などにおいては、地域住民や自主防災組織などによる支援が円滑に行われることで、避難行動要支援者の被災をなくす可能性が大きくなる。

このためには、災害時に支援が必要な避難行動要支援者をあらかじめ制度に登録し、災害時に備えるとともに、円滑に支援するために普段から地域内での交流や見守りなどを通じた活動が重要である。

町は、避難行動要支援者に対する避難支援制度の確立を進め、防災関係機関や地域住民、関係団体等が災害時及び普段からの交流や見守りなどに活用できるよう、避難支援プラン（個別計画）作成など、避難行動要支援者情報の共有体制の整備を進めるものとする。

2 情報収集等避難支援プラン（個別計画）作成の進め方

(1) 情報の収集方法

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また、避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での情報共有が必要であり、日ごろから避難行動要支援者の居住地や生活状況を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

情報の収集に当たっては、若狭町個人情報保護条例を遵守し、避難行動要支援者の同意確認を基本原則として、「手上げ方式」と「同意方式」を併用して取り組むこととする。

「手上げ方式」と「同意方式」の内容は、次のとおりである。

※手上げ方式

避難行動要支援者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

※同意方式

防災関係部署、福祉関係部署、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて、避難行動要支援者本人に直接働きかけ、本人の同意を得た上で必要な情報を収集する方式

(2) 本人情報

避難行動要支援者に関して把握することが必要な情報は、本人情報その他の事項とする。

- ・ 氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ・ 緊急時の家族等の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号）
- ・ 支援理由（高齢者、要介護認定者、障害者等）
- ・ 特記事項（家族(同居)、避難方法、かかりつけ医など）

(3) 地域支援者情報

避難行動要支援者に対して、災害の状況、避難所の開設などの避難情報の伝達、安否確認や避難所への誘導を行う地域支援者を、避難行動要支援者の近隣の人等で複数名を定めることとする。

(4) 情報の提供・共有方法

町は、避難行動要支援者が提供し、把握した情報を避難行動要支援者名簿にとりまとめるものとする。避難行動要支援者情報の提供に当たっては避難行動要支援者本人が行うことを原則とするが、本人の記入・提出が困難な場合には、家族等や代理者の申請により把握するよう努める。

避難支援プラン（個別計画）は、あらかじめ提供することについて避難行動要支援者本人より同意を得ている自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防署等の機関が共有するほか、若狭町防災士の会等の地域支援者とも共有を図る。

また、情報の共有のみにとどまることなく、地域での声掛けや見守りなど、地域における各種活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに、地域ぐるみの支援体制を構築するなど避難行動要支援者自らが地域にとけこめる環境づくりを推進するものとする。

地域ぐるみの支援体制の整備にあっては、自治会程度の地域を対象に、日ごろから顔の見える範囲を軸として、自主防災組織が活発に活動している地域では自主防災組織を中心とし、住民一人ひとりの防災に対する意識を高めていき、避難行動要支援者を含めたすべての住民が協働して助け合う地域ぐるみの体制を推進する。

(5) 情報の管理方法

作成した避難支援プラン（個別計画）は、町において災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で作成・管理する。

電子データで管理する場合は、外部の職員がデータの閲覧等を行うことができないよう厳正な管理を行う。

また、この情報を紙媒体で共有する関係者においては、情報を管理する人が責任をもって情報の漏えい

等に万全の注意を払うこととする。

(6) 避難支援プラン（個別計画）の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、避難支援プランに記載されている情報の内容に更新すべきものが明らかとなった場合や本人等からの変更の申請があった場合は、町が随時更新するものとし、更新した場合は、共有者全てに更新した情報を迅速に提供するものとする。

さらに、年1回、避難行動要支援者名簿の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、登録台帳の作成時と同様に確認を実施することとする。

(7) 情報の守秘義務

個人情報共有する関係者等は、登録台帳を支援以外の目的で使用することはできず、また、登録台帳に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければならない。支援する役割を離れた後も、同様とする。

3 避難支援プラン（個別計画）の活用

災害発生時において、町は、自主防災組織、消防関係、福祉関係団体等と連携しつつ、避難支援プラン（個別計画）を活用し、避難情報を避難行動要支援者及び地域支援者にまで確実に伝えることや、避難支援行動や避難所等での安否確認及び避難所生活支援に活用する。

また、平常時においても発災時の支援を円滑にするため、日常生活における声掛け、相談等の支援活動にも活用を図る。

4 情報伝達体制の整備

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、町は、避難情報等必要な情報が避難行動要支援者及びその家族・地域支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者には、災害のみならず平常時においても、避難行動要支援者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要なため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努める。

(1) 避難情報の発表

町は、災害が発生又は発生のおそれがある場合には被災が想定される地域に対して避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する。）を発表する。

避難情報の発表の基準・考え方等については、次のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
--------	---	--

※ 自然事象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の緊迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

また、町は避難情報を適切な時期に適当な対象地域に発令するために、対象とする自然災害ごとに避難すべき地域及び避難情報の発令の判断基準などの策定を図るものとする。

(2) 避難情報の伝達等

町は、避難情報を発表した場合や災害に関して特に避難行動要支援者へ伝達すべき情報がある場合には、音声告知端末、行政チャンネル、広報車等により伝達を行うが、情報伝達に時間を要することや体制的な限界を踏まえつつ、迅速かつ確実に伝達するため、避難行動要支援者及びその支援者を含む地域住民にまで確実に情報が伝達できるよう伝達体制の整備を指導していくものとする。

このためには、避難支援プラン（個別計画）を活用し、自主防災組織、自治会等の連携により避難行動要支援者への避難等が確実にいえるよう地域であらかじめ整備して置く支援体制によって情報伝達し、適切な指示ができるよう連絡体制の推進を図る。

ア 情報伝達体制の整備

災害情報及び避難情報等が正確に避難行動要支援者に伝達されるように各種の災害を想定してできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要がある。特に、音声告知端末による伝達は住民に対する情報を迅速かつ同時に伝達することが可能であり、災害発生時の情報伝達手段として非常に有効であるため、中枢的な伝達手段として運用していく。広報車や音声では認知されにくい者に対しては行政チャンネル等文字情報等の活用により避難行動要支援者の態様に応じた伝達体制を行う。

避難行動要支援者への情報伝達はきめ細かく、相手の立場に立って積極的に行うとともに、ライフラインなど日常生活情報は細かく伝達するなど避難行動要支援者に応じた情報伝達手段を準備しておく。

また、情報伝達に必要な専門的技術を有する盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者等を確保するため、県及び社会福祉協議会等の関係団体が実施する養成事業を周知するなど、町内に在住する人材の養成に努めるとともに、協力者名簿を作成するなどの支援体制の構築を図る。

イ 広報の実施体制の整備

災害に関する広報を迅速に行うために音声告知端末、行政チャンネル、広報車、避難所への掲示等のほか、自主防災組織、自治会等を通じて迅速かつ的確な広報活動を行う意識の醸成を図るとともに、民間放送事業者等のあらゆる広報媒体の協力を得る体制づくりを行う。また、町は、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元的な管理を行い、情報の混乱防止を図るものとする。

ウ 避難行動要支援者のニーズに即した情報提供

避難行動要支援者の被災を防ぐためには、避難所までの移動時間及び避難方法等を考慮し、避難を早期に完了させる必要がある。また、安全な状況下で避難するために避難が夜間になると予想される場合には、日没前に避難を完了できるように情報伝達を実施する必要がある。

災害発生時においては誰でも平常心を失っている中で、情報不足は一層不安感を募らせるものであり、避難行動要支援者が安心して生活できるような確かな情報提供をしなければならない。情報提供に当たっては、情報ニーズは時間経過に伴って変化することを念頭に入れ、適切な時期に必要な情報を提供できるよう平常時から準備する。

- ① 災害発生直後に必要な、災害の状況、とるべき避難行動、避難所、避難所への安全な経路等避難に関する情報
- ② 居宅生活や避難所の生活に必要な食料・水・介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手に関する情報
- ③ 保健、医療、福祉サービスなど生活支援情報
- ④ 罹災証明、応急仮設住宅の申し込み、ライフラインの復旧状況等の情報
- ⑤ 町営住宅等の空き状況、入居申込みに関する情報等

5 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で避難生活を送ることとなる。避難所となる施設について、町はあらかじめ避難行動要支援者に配慮した受け入れ準備を実施するとともに、通信手段の確保等施設設備の充実に努める。

また、避難行動要支援者は、安心して生活ができるような生活支援の体制が整っている福祉避難所（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設等の社会福祉施設）に避難することになるため、あらかじめ施設と協定等を締結するなど福祉避難所の確保に努める。

6 普及・啓発等

避難行動要支援者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日頃から地域住民の防災意識を啓発していくことが大切である。また、災害時に避難行動要支援者の身を守り安全な避難を支援するためには周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日頃の備えも必要である。

このため、町は、自主防災組織、関係機関、関係団体、ボランティア組織等と連携し、防災意識の啓発に努めることとする。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、ワークショップや講習会等の実施を通じて防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、避難行動要支援者への対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要である。このため、避難行動要支援者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及・啓発を図る。

(2) 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者の防災意識を高めていくため、町や地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者に視点を置いた訓練を実施するほか、避難行動要支援者が参加する訓練・講習会等を実施する。

(3) 避難行動要支援者及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて避難行動要支援者及びその家族、地域支援者等に対し周知することが必要である。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト付きの文書等を使用し、簡易な言葉や漢字にはルビを振るなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努める。

なお、防災に対する正しい知識を避難行動要支援者やその家族等に正しく理解してもらうため、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

(4) 避難行動要支援者の備え

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族の日ごろの備えも必要である。避難行動要支援者やその家族は、次の事項を

[資料編]

参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、町は避難行動要支援者や地域住民への啓発に努める。

① 隣近所や地域の各種団体等との連携

- 最寄りの民生委員・児童委員や、自主防災組織のリーダー等が誰なのか把握しておく。
- 地域のさまざまな組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくる。
- 町や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。

② 必要な支援内容の伝達

- 災害発生に備え、どのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要としている時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急時の連絡先、医療機関、疾病名、使用薬、必要な医療器具等を記載した防災カード等の普及を進め、事前の支援体制の充実を図る。

③ 避難経路の確認

- 自宅から避難所等までの経路を家族や地域支援者等とともに、実際に歩いてみて事前に確認する。

④ 非常持ち出し品等の準備

- 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておく。
- 特に、薬や医療器具等特別な持出品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておく。

⑤ 災害に備えた備蓄

- 飲料水を1人1日3リットルを目安として最低1日分、できれば3日以上をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。
- 電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食、菓子等を最低限1日分、できれば3日以上を備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。

⑥ 外出時の備え

- 外出した際に災害に遭う場合も考えられる。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定される。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載した防災カードやブザー等それぞれの状態に応じて必要なものを携帯する。

⑦ 住宅の安全対策

- 地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要である。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀等についても同様に対応する。
- 室内にある家具や大型の電気製品は、固定器具等を使用して確実に固定する。家具等を固定できない場合は、居室内に持ち込まない工夫や倒れても被害を受けないような安全な配置等を考慮する。
- 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておく。
- 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておく。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、避難行動要支援者に的確に災害情報を伝達し、地域ぐるみ支援体制による支援や地域住民同士の最大限の助け合いにより、適切に避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認を行い、避難が必要な場合には避難所等安全な場所に誘導する。

(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合や発生のおそれがあり、避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達

体制により、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話回線のふくそうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の避難行動要支援者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は地域における住民の協力による方法が効果的であり、あらかじめ、避難支援プラン（個別計画）で定めた地域支援者を中心に、地域の住民や地域ぐるみ支援体制と協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行う。

避難経路の選定に当たっては、急傾斜地付近や土砂災害や洪水など災害の危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難に照らし、場合によって避難が危険と判断されるときは避難できる範囲で最も安全な場所を選定して待機するなどの安全な避難の確保に努める。

また、安否確認については情報の伝達時や避難誘導時に行うことで一時的に確認できるが、確実に期するため平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所においても避難した避難行動要支援者を把握する。

安否が確認できない避難行動要支援者については、自主防災組織、消防署、消防団や警察に救助や確認を依頼する。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない避難行動要支援者についても、できる限り迅速に安否確認や避難誘導に努める。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項

区 分	避難行動などの特徴と配慮したい主な配慮事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、帯紐でおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとる。 ・日ごろから服用している薬を携帯するように指示する。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応する。 ・激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所に誘導する。 ・地域支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩き、後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにする。 ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示す。
聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をする。

<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所に移動させる。 ・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行う。
<p>内部障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送する。
<p>知的障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡カード、療育手帳、普段から服用している薬等を携行するよう指示し、名札など氏名や連絡先等がわかるものを身につける。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応し、発作がある場合は速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡カード、精神障害者保健福祉手帳等や普段から服用している薬等を携行するよう指示する。 ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかける。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じて手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにする。 ・妄想や幻覚の訴えがある場合も強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめる。 ・強い不安や症状悪化が見られる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。
<p>自閉症者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。
<p>乳幼児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求める。
<p>妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に転倒等による流産のおそれがある場合には家族等が付き添うように協力を求める。 ・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求める。
<p>外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらう。 ・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求める。

2 避難所における支援等

避難所の運営は、基本的に町が行うが、限られた職員だけでは災害時の混乱した状況に十分対応することができないため、地域における支援体制を担う住民組織の協力による運営が必要になる。また、避難所での生活をスムーズにするためにはリーダーを決定し、町、施設管理者と連携して、避難所の運営を行う。

避難行動要支援者が避難所または福祉避難所へ避難したのちは、ライフラインの復旧や住居の確保が可能となるまでの間、他の被災者と共同で生活を送ることになるが、避難所での生活は災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、避難行動要支援者にとっては過度のストレスが生じ生活そのものが困難な状況となる場合がある。

このため、避難所の運営においては、全体計画や個別計画を踏まえ、避難行動要支援者に対して十分な配慮をしながら実施する。

(1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ避難行動要支援者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動できる場所、出入りが楽な場所等を確保する。

また、心の健康の観点からも基本的な生活環境の確保は大変重要であり、テレビやラジオといった情報機器をはじめ、長期化する場合は専用のトイレ、冷暖房等の確保や避難行動要支援者の出身地、性別、年齢等に配慮し、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努める。さらに、バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めるとともに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮する。

(2) 物資・食料等の調達

避難行動要支援者が避難生活を送っていくためには、それぞれの心体等の状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする食料・生活物資等について、避難行動要支援者に配慮した供給ができるようその調達・供給に努める。

食料や水については、予想される避難者の数に応じた量について供給体制が整うまでの間（災害発生後3日間程度）の必要量について備蓄を進める。

慢性腎臓患者など疾病に応じて食事に特別な医療的配慮を必要とする避難行動要支援者については減塩・低カリウム等適切な食事の提供に努める。

なお、避難行動要支援者に特に必要となる物資等については、次のようなものが想定される。

区分	避難行動要支援者対応物資等
食料・水	ビスケット、アルファ米、パック粥、粉ミルク、離乳食、ペットボトル水等
生活物資	哺乳瓶、生理用品、紙おむつ(乳幼児用、大人用)、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、補装具、補助具、簡易ベッド、介護食器等
その他	仮設トイレ、簡易トイレ

(3) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、避難所内へテレビやラジオ等を設置して報道機関による情報や、壁紙、チラシ等の方法による町等からの情報等を的確に避難行動要支援者へ提供していくことが必要である。

このため、提供に当たっては避難行動要支援者それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等さまざまな方法により実施する。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にはルビをふ

[資料編]

るとともに、図やイラストを用いるなど、誰でも分かりやすい表示に努める。

(4) 相談窓口の設置等

避難所には、一般の避難住民のために総合的な相談窓口が設置されることとなるが、避難行動要支援者の支援ニーズは一人ひとり異なることや心身の状態等によっても異なることから、具体的な避難行動要支援者の現況とニーズを迅速かつ性格に把握するため、専門家の相談窓口を設ける等避難所での相談体制を整備する。

相談窓口には、女性相談員や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮する。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施する。

(5) 個別ニーズへの対応

避難行動要支援者には、その障害等に応じてさまざまなニーズがあることから、避難行動要支援者用の相談窓口や巡回相談等を実施し、個別ニーズを把握することとするが、把握するニーズには、次のようなことが考えられる。

① 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意する。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要である。

収容にはトイレに近い場所を確保し、避難所内の温度調節にも配慮する。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求める。

また、高齢者は服薬が必要な場合が多いことから投薬指導等医療機関との連携が必要である。

② 視覚障がい者

情報については、放送や拡声器等により大声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳等に努める。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努める。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張る等、移動が楽にできるよう配慮する。

③ 聴覚障がい者・言語障がい者

情報伝達については、紙媒体や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は文字での掲示を実施し、手話通訳者等の配置について配慮する。紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけ分かりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるように配慮する。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努める。

④ 肢体不自由者

人体機能に合った安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保する。

車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保や修理に努める。

⑤ 知的障がい者・精神障がい者

周囲と十分にコミュニケーションが取れず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りしたり、個室を確保するよう配慮する。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関との連携に努める。

⑥ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、透析医療機関や県透析医会との連携調整を図りながら対応する。

⑦ 難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、これについては、医療機関との連

携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等についても調整する。

⑧ 妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるため、医療機関との連絡体制を確保する。

⑨ 外国人

日本語が理解できない外国人に対しては、避難者の中で外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳等の派遣をする。また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮する。

(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所等を適宜巡回し、健康状態の確認や健康面の相談に応じる体制を整える。健康相談の結果により、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討する。

(7) 避難所以外の避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者の中には、避難所のスペースの問題や他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定される。このような狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいるとエコノミークラス症候群となる危険性が高くなる。こうした避難生活を送っている避難行動要支援者については、地域でつくる支援ネットワークの協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施する。

また、被災を免れた避難行動要支援者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者とも協力しながら、できる限り早期にサービス体制の回復を図る。

(8) ボランティアとの連携

災害発生時には、避難行動要支援者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとって大きな力となる。

ボランティア活動を効率よく稼動するためには、避難行動要支援者のニーズ把握を的確に行いながら、避難所でのボランティア支援の受入れ体制を構築するなど、ボランティア活動が効果的に実施できるよう社会福祉協議会等との連携強化を図る。

(9) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念される。これらを防止するために、専門家等の協力を得ながら心のケアを実施する。

(10) 生活リズムの適正保持

避難行動要支援者は、平常時から何らかの支援の下で生活している傾向があり、災害発生時はその傾向が一層強くなると考えられることから、避難行動要支援者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保する。

3 福祉避難所設置及び支援等

(1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した避難行動要支援者は、避難所での生活に支障をきたすことも想定されるため、比較的施設がバリアフリー化され、生活相談員等の確保が比較的容易な福祉施設などは、避難行動要支援者の

[資料編]

利用に適しており、福祉避難所として確保することを検討する。なお、これらの福祉施設が不足する場合には、必要に応じ、ホテル、旅館等を福祉避難所として借上げを検討する。また、福祉避難所を開設したときは避難行動要支援者及びその家族、地域住民等に速やかにその場所等を周知する。

(2) 対象者の選定

福祉避難所での受入者は、避難行動要支援者の身体の様子が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者で、避難所での生活に支障をきたすため避難所生活に何らかの特別な配慮が必要な者及びその家族とするが、受入れに当たっては、その実態を早急に調査し、福祉避難所での受入れが適当であると判断した者は、できる限り迅速に受入れる。

(3) 対象者の移送

避難行動要支援者の症状の急変等により、医療措置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。また、本町において福祉避難所の確保が困難なため他地区（近隣の市町又は隣県）へ移送するに当たっては、県へ要請する。

(4) 緊急入所等の実施

避難所や福祉避難所及び在宅で生活できない避難行動要支援者については、特別養護老人ホーム、障害者入所施設、児童養護施設等の社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等の措置を講ずる。

資料 13-6 若狭町避難行動要支援者避難支援制度実施要綱

若狭町避難行動要支援者避難支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者及びひとり暮らし高齢者等が、災害時等における地域での支援（以下「支援」という。）を受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「要支援者」とは、次に掲げる者（居宅において生活する者に限る。）のうち、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難の支援を受けるために必要な個人情報を地域の自治組織、自主防災組織及び民生委員（以下「避難支援者」という。）並びに関係行政機関等に提供することに同意した者をいう。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者及び65歳以上の者のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から5までの認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から3級までに該当する者
- (4) 福井県知的障害者療育手帳交付要綱（昭和49年2月25日婦第304号）に基づく療育手帳総合判定基準の「A」以上に該当する者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に規定する障害程度の等級が1級又は2級に該当する者
- (6) 前各号に掲げる者に準じる状態である者

(要支援者の登録)

第3条 要支援者は、あらかじめ町長の登録を受けなければならない。

(登録の手続)

第4条 前条の登録を受けようとする要支援者は、若狭町避難行動要支援者避難登録申請書兼調査票（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な情報を記載して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を容易にするため、避難支援者の協力を得て、要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

3 要支援者は、前項の調査の際、第1項の手続を取ることができる。

(申請書兼台帳の保管及び台帳の作成等)

第5条 町長は、申請書を保管するとともに、当該申請書を基に若狭町避難行動要支援者避難支援台帳（以下「台帳」という。）を作成し、当該台帳を当該要支援者の避難支援者に提供することができるものとする。

(避難支援者による支援)

第6条 避難支援者は、要支援者に対し、台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の支援を容易にするため、日常生活において行う見守り活動、相談等

(避難支援者の義務)

[資料編]

第7条 避難支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 避難支援者は、台帳に記載された個人情報及び支援活動上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その役割を離れた後も、また、同様とする。

3 避難支援者は、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が関係者以外の者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 避難支援者は、日常生活において行う見守り活動、相談等において要支援者の登録事項に変更が生じたことを知ったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

5 避難支援者は、台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更等)

第8条 要支援者は、台帳に記載された事項に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったとき、又は変更等が生じたことを知ったときは、台帳の内容を変更し、又は取り消すとともに、避難支援者にその旨を通知するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、この告示に定める制度の周知を図るものとする。

2 避難支援者は、当該制度の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月30日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

若狭町避難行動要支援者避難登録申請書兼調査票

若狭町長 様

【 同意書 】

私は、災害時に援護が必要となるため、若狭町避難行動要支援者避難台帳（避難支援プラン）への登録を申請するとともに、下記の調査票に基づく情報が関係支援団体（自治会、消防署、担当民生・児童委員等）へ提供されることに同意します。また、登録内容に変更等が生じた場合には、速やかに届け出いたします。

年 月 日

本人又は代理人 住 所
氏 名 ⑩（代理人の場合 続柄： ）
（電話番号 ）

フリガナ		性 別	男 ・ 女
要支援者氏名 (登録者氏名)			
住 所			
電話番号		組(班)	
生年月日	年 月 日生	年 齡	満 歳
避難場所	避難場所 () ・ その他 ()		
区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみ世帯 ・介護認定者 (要介護度) ・障害者手帳所持 (手帳名・障害名・等級) ・その他 () 		

【 調査票 】

緊急時家族等の連絡先（ひとり暮らしの場合のみ）	
住所 氏名	続柄 TEL
住所 氏名	続柄 TEL
家族構成（本人含む） 人	住宅の着工時期 昭和56年5月31日より（ 以前 ・ 以後 ）

[資料編]

必要な保健・医療・福祉サービス	
※近隣の方々などに主旨を説明し同意を得て、できれば2名以上記入して下さい。	
地域支援者（助け合う仲間） 住所 氏名 TEL	地域支援者（助け合う仲間） 住所 氏名 TEL
地域支援者（助け合う仲間） 住所 氏名 TEL	地域支援者（助け合う仲間） 住所 氏名 TEL
特記事項	
住宅の見取図など災害時に参考となる事項を記入してください。	

資料 14-1 若狭町防災会議条例

若狭町防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、若狭町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 若狭町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福井県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福井県警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 敦賀美方消防組合三方消防団長
- (7) 若狭消防組合上中消防団長
- (8) 敦賀美方消防組合の職員のうちから、町長が任命する者
- (9) 若狭消防組合の職員のうちから、町長が任命する者
- (10) 指定公共機関、指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、34 人以内とする。

7 第 5 項第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、敦賀美方消防組合の職員、若狭消防組合の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

[資料編]

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 14－2 若狭町災害対策本部条例

若狭町災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、若狭町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

若狭町水防協議会条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 15 号

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、若狭町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。
- (2) 水防に関し必要に応じ関係機関に対して意見を述べることができる。
- (3) その他水防に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 15 人以内でこれを組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(代理者)

第 5 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代表者がその職務を行うことができる。

(任期)

第 6 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(議長)

第 7 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第 8 条 協議会は、委員定数の 3 分の 1 以上が出席しなければ会を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 9 条 協議会に幹事を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 14-4 若狭町総合災害補償規程

若狭町総合災害補償規程

平成 17 年 3 月 31 日 告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、本町が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他本町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定めるものとする。

(補償する対象)

第 2 条 本町は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、かつ、直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者又はその者の相続人（以下「被災者」という。）に対し、この告示に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

(補償金額と補償基準)

第 3 条 本町は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については、入通院医療補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 本町は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意
- (2) この告示に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りでない。
- (3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (5) 被災者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的的事故による場合にはこの限りでない。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
- (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
- (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

[資料編]

(適用除外)

第5条 この告示は、次の各号の者には、適用しない。

- (1) 本町の業務に従事中の本町の使用人（本町が本町の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
 - (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）の学生、生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員
- (災害賠償の免責)

第6条 本町は、この告示による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

(準用規定)

第7条 この告示にない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」及び「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項」の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

給付表

区 分	給 付 額（最高）	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円	
医療補償給付金	入院日数 1万円 1日以上5日まで	通院日数 1万円 6日以上15日まで
	入院日数 3万円 6日以上15日まで	通院日数 3万円 16日以上30日まで
	入院日数 6万円 16日以上30日まで	通院日数 4.5万円 31日以上60日まで
	入院日数 9万円 31日以上60日まで	通院日数 6万円 61日以上
	入院日数 12万円 61日以上90日まで	
	入院日数 15万円 91日以上	

資料 14-5 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例

若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 108 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次

[資料編]

章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（工の場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350 万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上中町条例第17号）又は三方町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年三方町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月26日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日 規則第 38 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年若狭町条例第 108 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

- (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
 - 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)
- 第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
 - 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
 - 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当

[資料編]

該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

資料 14-7 り災証明関係様式

(表)

り災台帳

(整理番号)

(1)り災年月日 年 月 日() 時 分	(2)り災場所
(3)り災者現住所 電話	(4)避難施設等

○り災年月日 年 月 日() 時頃				○り災の原因 年 月 日() 時頃 発生による					
り災者氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	り災時の状況				その他
					健在	軽症	重症	死亡	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
り災状況	家屋等	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	その他の事情				
	家財	<input type="checkbox"/> 壊 <input type="checkbox"/> き損	<input type="checkbox"/> 流失						
家屋所有者				電 話					
住 所									
氏 名									

調査年月日	年 月 日	調査員氏名	
調査の結果	避難所収容 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	炊き出し <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
その他			

年 月 日

り災証明書交付申請書

若狭町長 様

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 () _____

り災証明書の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

■り災した原因

年 月 日の	による
--------	-----

■り災した世帯の状況

世帯主の住所			
世帯主の氏名			
世帯の構成員 (世帯主を含む)	氏名	続柄	年齢

■り災した住家の状況等

被災住家※の 所在地	
住家※の 被害の内容	
住家以外の 被害の内容	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

り災害原因	
-------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 若環安第 号

若狭町長

資料 14-8 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000 人 未 満	30 世 帯
5,000 人 以 上	15,000 人 未 満	40 世 帯
15,000 人 以 上	30,000 人 未 満	50 世 帯
30,000 人 以 上	50,000 人 未 満	60 世 帯
50,000 人 以 上	100,000 人 未 満	80 世 帯
100,000 人 以 上	300,000 人 未 満	100 世 帯
300,000 人 以 上		150 世 帯

- 2 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、1,000世帯数以上であって、当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000 人 未 満	15 世 帯
5,000 人 以 上	15,000 人 未 満	20 世 帯
15,000 人 以 上	30,000 人 未 満	25 世 帯
30,000 人 以 上	50,000 人 未 満	30 世 帯
50,000 人 以 上	100,000 人 未 満	40 世 帯
100,000 人 以 上	300,000 人 未 満	50 世 帯
300,000 人 以 上		75 世 帯

- 3 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、5,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

資料 14-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>4 高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	災害発生日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができない者に建設し供与する、又はその他適切な方法により供与する。</p> <p>2 建設型応急住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公有地を利用すること。ただし、適切な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ・その設置のために支出できる費用は、一切の経費として、1戸当たり5,714,000円以内とする。 ・同一敷地内又は近接する地域内に50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ・福祉仮設住宅を設置できる。 ・災害発生日から20日以内に着工し、速やかに設置する ・解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 	完成の日から2年以内 (建築工事完了後3月を超えて存続させる場合は事前に特定行政庁の許可を得なければならない)
炊出しその他による食品の 給与及び 飲料水の 供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者又は災害により現に炊事のできない者に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき1,160円以内とする。</p>	災害発生日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生日から7日以内

<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもつて行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。</p> <table border="1" data-bbox="403 622 1302 1279"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">期 別</th> <th colspan="6">世 帯 区 分</th> </tr> <tr> <th>一 人 世 帯</th> <th>二 人 世 帯</th> <th>三 人 世 帯</th> <th>四 人 世 帯</th> <th>五 人 世 帯</th> <th>六人 以 上 一 人 増 す ご と に 加 算 す る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考:「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬期」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区 分	期 別	世 帯 区 分						一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	六人 以 上 一 人 増 す ご と に 加 算 す る 額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬期	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬期	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	<p>災害発生の日から10日以内</p>
区 分	期 別			世 帯 区 分																																										
		一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	六人 以 上 一 人 増 す ご と に 加 算 す る 額																																							
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																							
	冬期	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																							
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																							
	冬期	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																							
<p>医療及び助産</p>	<p>医療</p> <p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p>																																												

	<input type="checkbox"/> 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 <input type="checkbox"/> 施術所による場合 協定料金の額以内	
助産	1 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 <input type="checkbox"/> 分べん前及び分べん後の処置 <input type="checkbox"/> 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 <input type="checkbox"/> 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3 支出できる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 <input type="checkbox"/> 口に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 <input type="checkbox"/> 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から3月以内
生業に必要な資金の貸与 ※様々な貸付制度ができたため、現在は運用されていない	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 <input type="checkbox"/> 生業費 1件につき30,000円 <input type="checkbox"/> 就職支度費 1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校部の児童を含む。以下、同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 <input type="checkbox"/> 教科書 <input type="checkbox"/> 文房具 <input type="checkbox"/> 通学用品	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

	<p>3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書（小学校児童及び中学校生徒） 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>ロ 教科書（高等学校等生徒） 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ハ 文房具費及び通学用品費 小学校児童 一人につき 4,500円 中学校生徒 一人につき 4,800円 高等学校等生徒 一人につき 5,200円</p>	
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出できる費用は、1体につき大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。</p>	災害発生日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検索</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検索は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,500円</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用できない場合 1体につき5,400円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもっては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき137,900円以内とする。</p>	災害発生日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上	<p>1 次の範囲内において行なう。</p> <p>イ 被災者の避難に係る支援</p>	当該救助の実施が認め

[資料編]

費	<ul style="list-style-type: none"> □ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 <p>2 支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>られる期間 以内</p>
---	---	---------------------

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

実費弁償および救助事務費について

実費弁償	<p>1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>イ 日当 業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当する者の給与を考慮して定める。</p> <p>ロ 時間外勤務手当 職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>ハ 旅費 職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。</p> <p>2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。</p>
救助事務費	<p>1 支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。</p> <p>イ 時間外勤務手当</p> <p>ロ 賃金職員等雇上費</p> <p>ハ 旅費</p> <p>ニ 需用費（消耗品費など）</p> <p>ホ 使用料及び賃借料</p> <p>ヘ 通信運搬費</p> <p>ト 委託費</p>

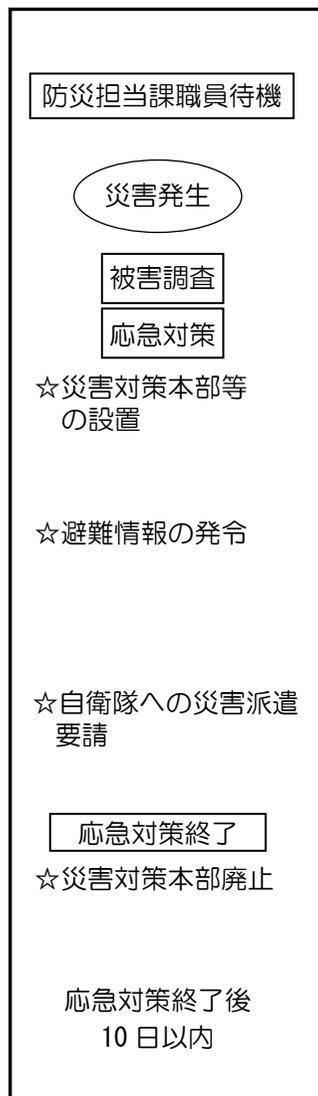
資料 15-1 県への報告

災害報告について

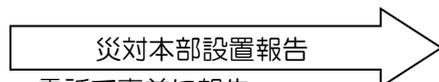
市 町
消防（災害状況）

福 井 県

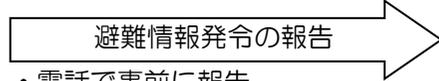
防災関係機関等



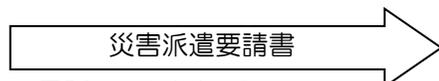
- ・電話で第一報を報告
- ・メール or FAX で県様式 1 を送付
- ・送付確認 TEL 後、県防災ネットに入力



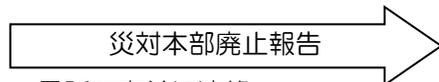
- ・電話で事前に報告
- ・県防災ネットに入力



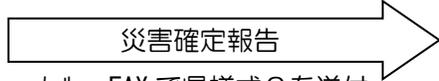
- ・電話で事前に報告
- ・県防災ネットに入力
- ※発令解除時も同手順



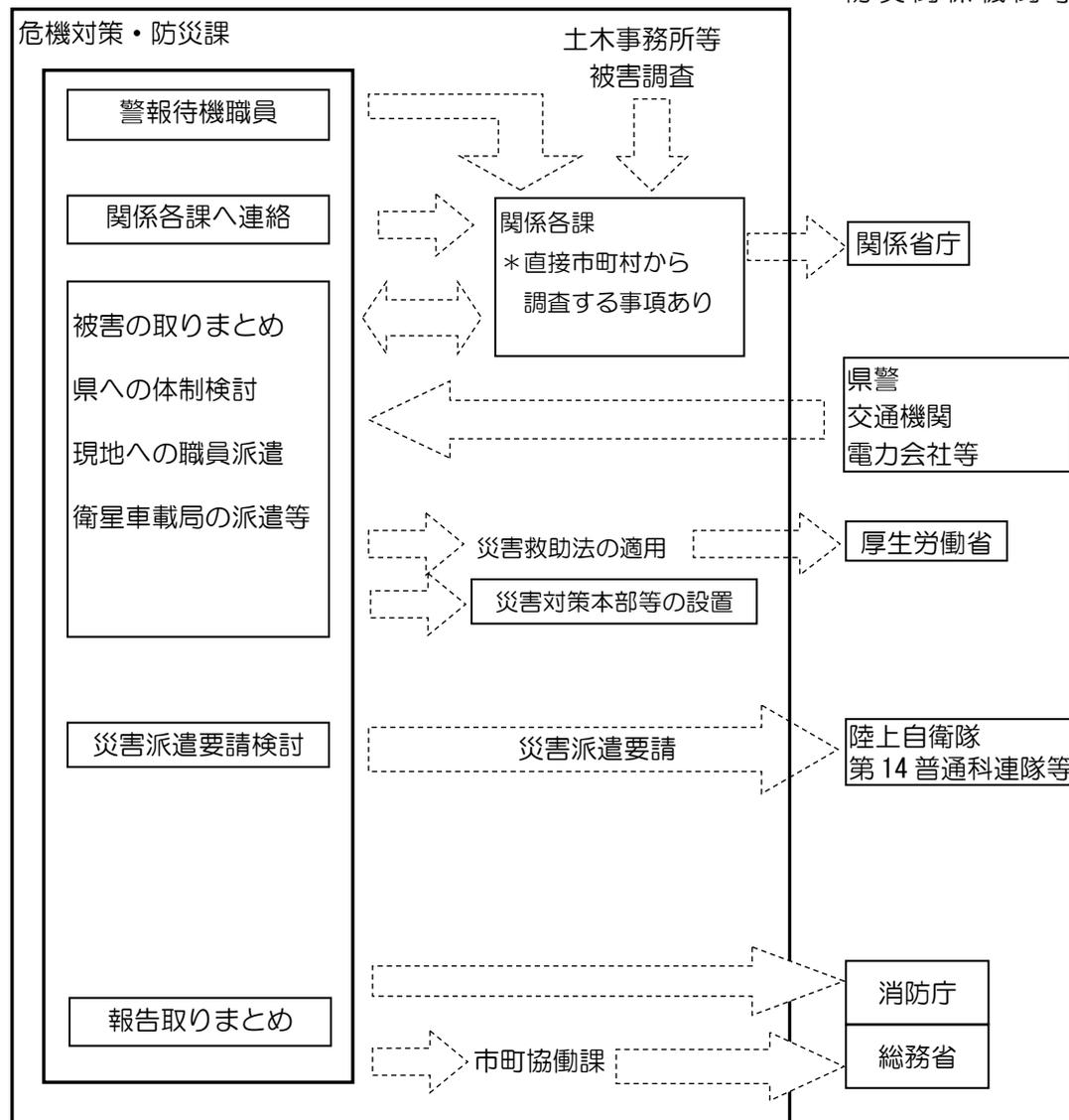
- ・電話で事前に連絡
- ・要請書を提出



- ・電話で事前に連絡
- ・県防災ネットに入力



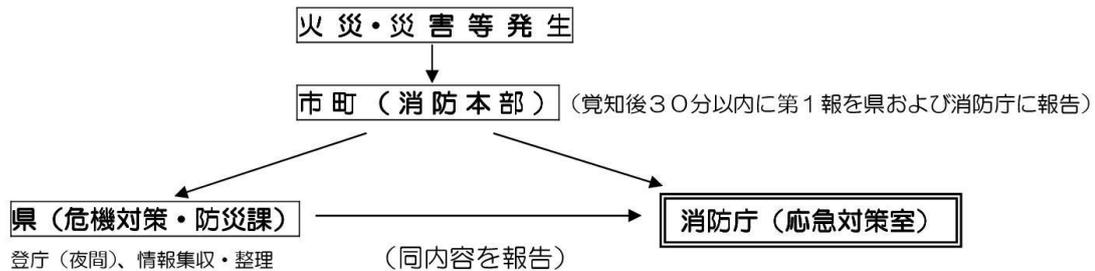
- ・メール or FAX で県様式 2 を送付



火災・災害等即報について

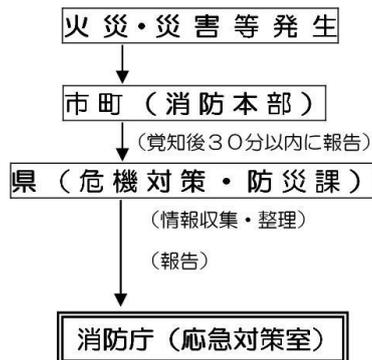
直接即報

特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、市町（消防本部）から直接消防庁に報告する（第2報以降は特に指示がなければ県を経由）。



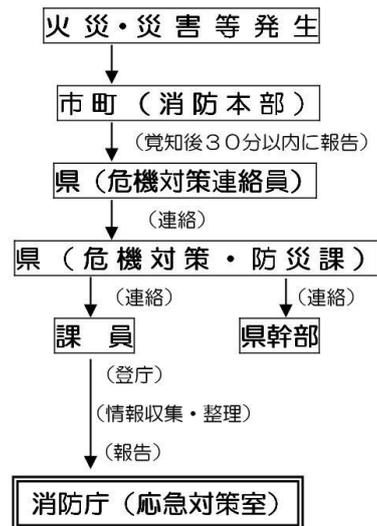
即報

日中（土日祝・年末年始は夜間対応）



※即報様式の報告時（FAXまたはメール）
に下記番号へ受信確認の電話をすること！

夜間（17:15～翌日 8:30）



福井県危機対策・防災課 連絡先

TEL: 0776-20-0308【災害】
0776-20-0310【火災等】
（夜間 0776-20-0742）
FAX: 0776-22-7617
（夜間は宿直室自動転送）
Mail: saigai@pref.fukui.lg.jp

消防庁応急対策室 連絡先

TEL: 03-5253-7527(宿直 03-5253-7777)
FAX: 03-5253-7537(宿直 03-5253-7553)
Mail: fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

※災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合には、災害即報と併せて、県様式3により報告する。

県様式1

(第1号様式)(その1)

(第1号様式)(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

県様式2

(第2号様式) (災害確定報告)

(第2号様式) 災害確定報告

都道府県		区 分		被 害	
災 害 名	確 定 年 月 日	月	日	時	確定
報 告 者 名	区 分	被 害	田	河	水
人 的 被 害	死 者	人	畑	河	水
住 家 被 害	重 傷	人	学 校	河	水
全 家 被 害	負 傷 者	人	病 院	河	水
半 家 被 害	一 部 破 損	棟	道 路	河	水
一 部 破 損	床 上 浸 水	棟	橋 り ょ う	河	水
床 上 浸 水	床 下 浸 水	棟	河 川	河	水
床 下 浸 水	非 住 家	棟	港 湾	河	水
公 共 建 物	そ の 他	棟	砂 防	河	水
そ の 他	火 災	棟	清 掃 施 設	河	水
そ の 他	生 災	棟	産 生 不 通	河	水
そ の 他	火 災	棟	被 害 船 隻	河	水
そ の 他	火 災	棟	水 道 戸	河	水
そ の 他	火 災	棟	電 話 回 線	河	水
そ の 他	火 災	棟	電 気 戸	河	水
そ の 他	火 災	棟	ガ ス 戸	河	水
そ の 他	火 災	棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	河	水
そ の 他	火 災	棟	り 災 世 帯 数	河	水
そ の 他	火 災	棟	り 災 者 数	河	水
そ の 他	火 災	棟	火 災 建 物 件	河	水
そ の 他	火 災	棟	火 災 危 険 物 件	河	水
そ の 他	火 災	棟	そ の 他 件	河	水

区 分		被 害		都 府 県 本 部	
公 立 文 教 施 設	千 円	千 円	千 円	名 称	月 日 時
公 共 土 木 施 設	千 円	千 円	千 円	解 散	月 日 時
小 計	千 円	千 円	千 円	災 害 救 助 法 名	計
農 産 被 害	千 円	千 円	千 円	消 防 機 関 の 活 動 状 況	人
畜 産 被 害	千 円	千 円	千 円	そ の 他 (避 難 指 示 等 の 状 況)	人
商 工 被 害	千 円	千 円	千 円	被 害 総 額	千 円
そ の 他	千 円	千 円	千 円	消 防 機 関 出 動 延 人 数	人
被 害 総 額	千 円	千 円	千 円	消 防 機 関 出 動 延 人 数	人
備 考	災 害 発 生 場 所	災 害 発 生 年 月 日	災 害 の 概 況	消 防 機 関 の 活 動 状 況	人
備 考	災 害 発 生 年 月 日	災 害 の 概 況	消 防 機 関 の 活 動 状 況	そ の 他 (避 難 指 示 等 の 状 況)	人
備 考	災 害 発 生 年 月 日	災 害 の 概 況	消 防 機 関 の 活 動 状 況	そ の 他 (避 難 指 示 等 の 状 況)	人

県様式3

(第4号様式)

被害状況報告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 世帯数	全 壊		流 出		半 壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人 //										
3人 //										
4人 //										
5人 //										
6人 //										
7人 //										
8人 //										
9人 //										
10人 //										
11人 //										
12人 //										
13人 //										
14人 //										
15人 //										
計										

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

若狭町長

(公印)

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1 災害状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 連絡先

(2) 負担経費 自衛隊の活動に要する経費については、若狭町地域防災計画の規定に基づき、原則として若狭町が負担する。